
第 35 回
日本家族社会学会大会
報告要旨集

2025 年 9 月 6 日（土）・7 日（日）

開催校・会場：金城学院大学

第 1 日 目 2025 年 9 月 6 日（土）

午前の部 10:00～12:40

自由報告（1）

トランスナショナルな親子関係におけるケア実践の多様性と葛藤 ーロンドン在住日本人女性の事例からー

高橋薫（昭和女子大学）

問題の背景と目的

本報告は、ロンドンに暮らす日本人女性を事例とし、トランスナショナルな親子関係におけるケア実践に着目をする。グローバル化が進み国境を越えた人の移動が加速する中、外務省の「海外在留邦人数調査統計」では、海外在住の日本人は約 130 万人にのぼり（2025）、中でも 40 歳代女性が 162,770 人と大きな割合を占めることが報告されている（2018）。一方、日本国内では高齢化が進行し、それに伴いこれら海外在住者たちは親の老化・介護問題に直面し、日英間の物理的距離による葛藤を経験していると考えられる。

日本人女性の海外移住に関する研究は、母親としての経験に焦点を当てたものが蓄積されてきたが、トランスナショナルな環境における成人した娘の経験については、未だ十分な解明がされていない。またケアについては近年、不平等な関係性や連帯・分断の多様化を考察する概念的枠組みとして活発な議論が展開されている。そこで本報告では、グローバル化により進展する人の国際移動と、日本の高齢化社会が交差する場において、海外移住した女性がトランスナショナルな家族関係の中で娘として経験する、ジェンダー化されたケア実践の多様性と、それに伴う葛藤を検討する。

調査方法

筆者の既存のネットワークを通じた調査協力への呼びかけに応じたロンドン在住の 30～50 代の日本人女性 9 名を対象に、2024 年夏に東京とロンドンで半構造化インタビューを行った。インタビューでは主に、日本で暮らす親との関係、どのようなケアを日常的に実践しているか、そこで経験する葛藤はどのようなものか、などの項目について聞き取りを行った。

結果

調査協力者全員が、日本とイギリスの物理的距離に起因する、本来自身が親に対して提供したいと望む物理的・精神的ケアを実践できないことについてのジレンマを抱えていた。しかし、その程度は兄弟・姉妹構成や親の健康状態によって異なることが判明した。物理的距離の障壁を克服する手段としては、LINE に代表される多様な ICT ツールが活用され、親子の心理的距離を縮める効果を発揮していた。また、あえて離れていることにポジティブな意味付けを与えようとする語りも見られた。一方で、社会インフラのデジタル化が進むことで、高齢の親達はしばしば従来利用していたサービスから疎外され、トランスナショナルな相互ケアの機会が制約される現状も明らかになった。報告当日は、より詳細な語りや分析内容について提示・議論したい。

文献

外務省、2018、『海外在留邦人数調査統計ー平成 30 年要約版（平成 29 年（2017 年）10 月 1 日現在）』
外務省、2025、『海外在留邦人数調査統計（令和 6 年 10 月 1 日現在）』

付記

本研究は、JSPS 科研費 24K16494（課題名：トランスナショナルな親子関係におけるケアに関する研究ー在英日本人女性の事例から）の助成を受けた研究成果の一部である。

キーワード：親子、国際移住、ケア

ステップファミリーにおける継／養子の非同居実親 —継／養親の非同居実親に対する意識—

久保原 大（東京都立大学）

1. はじめに

ステップファミリーにおける子どもの面会交流については現在議論が進んでいるが、そもそも離婚時に面会交流の取り決めをしていない母子世帯が多い。そしてその理由として「相手と関わり合いたくない」が26.4%、「相手が面会交流を希望しない」が12.0%であり、「取り決めをしなくても交流できる」は16.4%にとどまっている（厚生労働省 2021）。また、子どもが面会交流を望んでいたとしても、同居親への配慮や関係性から本心を語ることができない状況も考えられる。さらに、同居実親の再婚によってステップファミリーが形成されると、子どもと非同居実親との関係はさらに複雑なものとなることが推察される。現在、ステップファミリーにおける継／養親と継／養子との関係についてはいくつかの議論がみられるようになったが、継／養親の継／養子の非同居実親に対する意識についての研究はあまりみられない。この継／養親の意識は、継／養子の面会交流だけでなく、継／養親子の関係形成にも影響するのではないか。非同居実親の存在が虐待の要因の一つとなったケースもある（久保原 2021）。そこで本報告では、ステップファミリーの形成過程において、継／養親が継／養子の非同居実親にどのような意識を持っているかを検討したい。

2. データと方法

本報告では、2023 年 11 月に民間調査機関により行ったインターネット調査の結果をもとに分析を行う。対象者は400名（男性278名：女性122名）。年齢27歳から59歳。調査結果の属性クロス集計と設問間クロス集計および回答理由による分析から、継／養親が継／養子の非同居実親について何か考えたことがあるかどうか、またその理由から、継／養親の非同居実親に対する意識を検討する。

3. 結果

「あなたはパートナーの子どもの同居していない実親について、何か考えたことはありますか」という設問に対して「ある」と回答した男性は24.5%、女性は28.7%であり、多くの人が継／養子の非同居実親について考えたことがないことがわかった。「ある」という回答の理由には、継／養子や非同居実親に対する気遣いがみられるものもあるが、否定的な回答もいくつかみられた。「ない」という回答の理由には、気にしていないというものも多いが、考える必要がないというようなものもあり、継／養子の視点が考慮されていない可能性が示唆された。

文献

厚生労働省、2021、「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」法務省ホームページ、(2025 年 5 月 17 日 取得、<https://www.moj.go.jp/content/001388754.pdf>)。

久保原大、2021、『血のつながりと家族のかたち—わたしたちが血縁を意識するとき—』晃洋書房。

付記

本報告は、JSPS 科研費 23K12601「ステップファミリーにおける継／養親の血縁意識」（研究代表者：久保原大）の研究成果の一部である。

（キーワード：ステップファミリー、非同居実親、子どもの視点）

メリーランドへの初期入植者と「家族」
—アーク号とダブ号の乗船者記録からの検証—

安藤 喜代美

(名古屋大学文学部人文学研究科博士課程後期)

メリーランド植民地は、チャールズ1世がセシル・カルヴァート（第2代ボルティモア卿）にヴァージニア領北東部のチェサピークに特許状(*The Charter of Maryland*)を授けた領地である。セシルはその地の初代領主となり、植民地建設のために弟のレナードを初代総督に任命し、1633年11月22日に入植者希望者130ほどと共に、アーク号とダブ号でイングランドのカウズから現地にむかって出航した。植民地建設には、カトリック教徒を宗教的迫害からの解放する社会的な秩序構築と安定的な経済発展が掲げられたが、入植者のうちカトリック教徒は少数で、植民地建設の中心となったジェントルマン階層は、長男以外で家督相続権がなく、また、社会的にも不利な立場にあり、メリーランドに渡ることは自立への足掛かりであった。そのため、彼らジェントルマンは、植民地への出資者となり、加えて使用人（年季契約奉公人）の渡航費負担をし、130人ほどの様々な階層、宗派の人々がアーク号に乗船した。彼らはメリーランド植民地における最初の移住者となり、そこで家族を形成することとなる。そこで、本研究では、メリーランド植民地における初期入植者家族、つまり、アーク号の乗船者たちについて史料・文献をもとに調査し、彼らの家族関係を探求する。しかし、アーク号とダブ号の乗船者・乗組員名簿は現存しないため、①“*The names of the Gentlemen adventurer that are gone in perfon to this Plantation*”¹、②“*Ark and Dove Record, Passengers, Crew and Indentured the Ark and Dove, Maryland Colonists*”²、③*The Flowering of the Maryland Palatinate*³、を参考に、アーク号とダブ号の乗船者について調査を行う。“*The names of the Gentlemen adventurer that are gone in perfon to this Plantation*”は最も基本的な史料であり、先に述べた植民地建設に寄与したジェントルマンたちのリストが記載されている。本研究では、この史料を中心に、調査を②、③の史料・文献に広げる。調査結果として、入植者たちの関係は、きょうだい関係4組、親子関係1組、親族関係（詳細不明）2組、そして、夫婦関係（子どものいる家族を含む）は9組である。しかし、アーク号での同船夫婦は3組で、入植後に結婚したカップルの方が多く、男女ともに再婚は多く、知人間での再婚や、再婚が繰り返されるケースもあった。この背景には、当然であるが、女性の入植者が少なく、寿命も短いことがある。加えて、家族はイギリスに残すケースもある。他には、イエズス会による援助では、受給者の大半はプロテスタントという異宗派関係にあった。また、ジェントルマン出資者と使用人/年季奉公人は経営者と労働者という雇用関係にあり、家族関係にはないが、彼らはプランテーションという共同体で生活をしており、植民地時代、“*Household*”は“*Family*”と同等の意味で用いられ、そのメンバーは生活共同体の一員となる。つまり、「世帯」という単位での「家族」であり、“*both family and household meant to colonists an independent economic unit, the members of which lived in one dwelling or in proximity.*”⁴、プランターと奉公人はプランテーションにおける経済ユニットを構成しており、植民地時代の「家族」と捉えることができるのではないだろうか。Stone⁵はこうした1450年～1630年代のイギリス家族を長子相続制、経済的・政治的戦略的婚姻、乳児死亡率は高く希薄な親子関係、使用人などとの集散的な「類縁関係」で、“*open lineage family*”（「開放的血縁家族」）としている。さらに、Greene⁶の“*developmental model*”における第1段階（“*simplification*”、“*disorientation*”）であると考えられ、イギリスの社会秩序・規範を継承する“*traditionalize*”での家族形成であろう。

Kew wards: メリーランド植民地、アーク号乗船者、Open lineage family（開放的血縁家族）

¹ *Archives of Maryland Vol. 657, “Relation of Maryland”, pp. 45-60.*

² G. W. Hodges “Ark and Dove Record, Passengers, Crew and Indentured Servants” (pp. 73-75), in *Register of Maryland's Heraldic Families, Series II*, by Alice Norris Parran, 1938.

³ Harry Wright Newman, 1968. *The Flowering of the Maryland Palatinate*, self-published, Washington, D.C..

⁴ Robert V. Wells “Household Size and Composition in the British Colonies in America, 1675-1775”, Vol. 4, No. 4, pp. 543-570, *The Journal of History*, 1974.

⁵ ローレンス・ストーン, 1991, 『家族・性・結婚の社会史: 1500年-1800年のイギリス』北本正章訳, 勁草書房.

⁶ Jack P. Greene, 1988, *Pursuits of Happiness: the social development of early modern British colonies and the formation of American culture*, University of North Carolina Press.

TikTok における希少疾患児の母親の自己呈示と〈苦しみの訴え〉

一生 - 権力とポスト社会主義的語りの視座から -

カン 暢 (九州大学人間環境学府人間共生システム専攻博士後期課程)

中国においては、近年、希少疾患を抱える子どもを育てる母親たちが、TikTok (抖音) などの SNS を通じて、自らの育児経験や医療制度に対する不満、日々のケア実践を発信するようになってきている。これらの発信は、単なる個人的な記録や感情の吐露にとどまらず、制度の不備や社会的孤立を可視化し、「苦しみの訴え (speaking bitterness)」としての社会的・政治的意味を帯び始めている。

本研究では、希少疾患ケアに関するこうした語りを、中国における新自由主義的制度改革や人口管理戦略との関連から捉え直し、その語りの実践がいかなる公共の意味を持ちうるかを明らかにすることを目的とする。具体的には、2025 年 1 月から 3 月にかけて、中国版 TikTok 上において「希少疾患 (罕見病)」というキーワードで検索を行い、数百件ののぼるアカウントのうち、人気順上位 100 名を対象にプロフィールと投稿内容を調査した。その結果、89%が女性ユーザーであり、そのうち 58%が「母親」または「ママ」としての役割を明記していたことから、希少疾患児のケア責任が著しく母親に集中している現実が浮かび上がった。

特に、妊婦健診や出生前診断に関する語りが頻繁に見られ、「障害があると知っていたら産まなかったのか」「検査で分からなかったのか」といった自己責任を問われる不安や怒りが表出していた。これは、形式的に整備された国家医療制度が実質的には機能しておらず、選別的アクセスや地域格差、情報の非対称性によって、多くのケアラーが制度的空白に置かれていることを示している。

こうした状況の中で注目されるのが、「苦しみの訴え (speaking bitterness)」という語りの形式である。Xin Huang (2014) によれば、「訴苦」は 1940 年代以降の社会主義中国で発展した政治的語りのジャンルであり、個人的な苦しみを階級的不正義と結びつけ、集団的連帯を形成する手段であった。今日の TikTok 上の母親たちの語りは、この社会主義的語りの伝統を受け継ぎつつ、新自由主義的福祉縮減と市場化の狭間に生きる経験を可視化し、「公的な問題」として投げ返す語りの実践と捉えることができる。

さらに、フーコーの生 - 権力論の視座からは、母親たちは単なる家族内のケア提供者ではなく、国家の人口管理政策や医療統治において戦略的に位置づけられた存在である。国家は形式的に制度を整備する一方で、その不在や不備を個人や家族に転嫁し、「関与しつつ後退する」かたちで統治を維持している。つまり、国家は母親たちを「自己責任の主体」として構成することで、ケア責任のジェンダー化と家庭化を自然化している。

しかし一方で、こうした制度の裂け目を言語化し、可視化する SNS 上での発信は、単なる感情表現ではなく、ケアをめぐる倫理的・政治的問いを社会に突きつける能動的な実践でもある。母親たちは自身の語りを通じて、制度の不在や不正義に対する批判的言説を生成し、ケアを公共圏の主題として再定位する可能性を開いている。

本研究は、TikTok という新たな公共空間における母親たちの語りを、量的・質的に分析することで、制度的支配と日常的実践が交錯する場としてのケアを捉え直すものである。ケアをめぐる権力関係の再編と、それに対する草の根からの応答を描き出すことによって、ケア実践の政治性と社会的可能性を再検討する視座を提供したい。

キーワード：生権力、speaking bitterness、希少疾患、SNS、自己呈示

中年期における世代間の援助交換に関する日韓比較研究

韓 仁熙（東京大学大学院）

1. 背景と目的

本研究の目的は、日本と韓国において中年期の子どもが親とどのような援助交換関係を形成しているのかを明らかにすることである。両国は、少子高齢化の進行が他国に比べて著しく速く、家族構造に急激な変化が生じてきた社会である。一方で、福祉・家族政策のあり方や親子間の相互扶助に対する期待には相違がみられ、こうした日韓における世代間援助の実態とそのメカニズムを比較することには大きな意義があると考えられる。

本研究では、成人子が親から受けた援助に対してどの時点で返礼を行うのかに着目し、親子間の援助交換を即時的な交換と長期的互酬性（long-term reciprocity）に区分して検討する。とりわけ、過去に受けた援助に対して数年後に返すという長期的互酬性が、日韓の親子関係においてどのように成立しているのかを明らかにする。

さらに、援助交換関係に影響を与える要因として、親の社会経済的地位と子の性別に着目する。先行研究では、親の階層により親から子への援助に差があることが指摘されてきたが（Kalmijn 2024）、子から親への援助における階層差については十分な検討がなされていない。動員可能な資源や他のサポート源へのアクセスは社会経済的地位によって異なる可能性があり、援助交換には階層性が潜んでいると考えられる。また、性別によって親族関係において期待される役割が異なること（大和2017）を踏まえると、交換関係が性別によって異なる形で現れる可能性も想定される。

以上の問題意識のもと、本研究は筆者が独自に実施した日韓比較調査データを用いて、長期的互酬性が日本と韓国の親子関係においてどのように現れているのか、またその関係が親の社会経済的地位および子どもの性別によっていかに異なるのかを明らかにする。

2. データ

本研究では、2025年2月に日本と韓国で実施した独自のオンライン調査データを用いた。調査対象は、日本と韓国全国に居住し、少なくとも一人の親が生存している40-59歳の男女である。サンプルは、各国の大手調査会社が保有するパネルから抽出し、性別・年代・居住地域別の人口構成比に基づいて割付を行った。最終的に、日本2000名、韓国1700名から回答を得た。

親への援助については、過去1年間に親に対して行った経済的・道具的援助の頻度で測定した。一方、過去に親から受けた援助については、学費や在学中の生活費、結婚・出産・育児に関する援助といった成人移行期における援助の種類と程度を回顧的に測定した。親の社会経済的地位の指標としては、親の最終学歴を用いた。

3. 主要結果

第1に、韓国においては、成人移行期に親から援助を受けた経験が、現在の親への援助と必ずしも結びついておらず、両者のあいだには弱い、あるいは負の関連がみられた。韓国では、親への援助が過去の援助への返礼としてではなく、老親のニーズや子の資源状況といった現在の状況によって規定される傾向が示された。

第2に、日本では援助交換における性別差が顕著であった。親が高学歴である日本女性において、成人移行期に親から受けた援助と現在の親への援助のあいだに正の関連が確認され、長期的互酬性が成立していることが明らかとなった。この結果は、長期的互酬性が社会的文脈、親の社会経済的地位や性別役割といった構造的要因によって媒介されることを示唆している。

4. 参考文献

Kalmijn, Matthijs, 2024, "Parents' Socioeconomic Status and Support to Adult Children Across the Life Course," *Journal of Marriage and Family* 86(1): 7-29.

大和礼子, 2017, 「親・義親との援助関係における『夫婦の個人化』?——第3回全国家族調査(NFRJ08)の分析から」『人口問題研究』73(1): 58-77.

【付記】本稿の分析に用いたデータは、JSPS 科研費 JP23KJ0489 の助成を受けて収集したものである。

キーワード：世代間援助、長期的互酬性、日韓比較

中国都市部の回族親子から見る家庭内の権威・権力関係 —西安回族を事例に—

王 韻寒（中央大学大学院文学研究科）

1、問題の所在と研究目的

中国の家庭構造は、改革開放以降の急速な都市化・グローバル化の影響を受け、規模の縮小、核家族化、権力関係の民主化といった変容を遂げてきた。特に伝統的な父権制に基づく家族制度は、経済的自立や個人主義的価値観の浸透により弱体化している。回族家庭のようにイスラーム文化と中国伝統文化が融合した独自の家族構造を持つ集団では、変容のプロセスがより複雑化している。

先行研究では、回族家族の権威構造は「父尊子卑」を中心とした父権的秩序に規定されるとされてきたが、都市化に伴う核家族化や若年世代の経済的自立は、家長権の衰退や女性地位の上昇を引き起こしつつある。本研究は、マックス・ウェーバーの「伝統的支配」理論と森岡清美の権威・権力関係分析を枠組みとし、以下の問いに答えることを目的とする：

- ①都市化の進展により、回族家庭内の父権・家長権はどのように再構築されるか。
- ②母方親族の影響力拡大が、家庭内の権力関係にいかなる新たな力学を生むか。

2、研究方法

西安回坊出身の男性（4人）を対象に半構造化インタビュー調査を行った。男性に焦点を当てた理由は、第一に、回族社会では家長権が男性に帰属し、宗教・経済・意思決定において男性が伝統的権威を担う。西安回坊でも、宗教的指導者や家族の意思決定者が男性であることが依然として主流であり、男性を対象とすることで、伝統的権威構造の変容をより明確に抽出できる。第二に、研究の段階性を考慮した。本研究は、父子関係のダイナミクスに特化した基礎的枠組みを構築することを優先し、ジェンダー役割の多様性といった複雑な変数を一時的に制御するため、対象を男性に限定した。これは、将来的に女性を含む比較研究を展開するための前段階的アプローチとして位置づけられる。インタビュー調査では、親子関係、親族関係、家庭教育、回族の行事と生活習慣といった生活様式、信仰に対する意識や行動などの質問を行った。

3、結論

第一に、父親の役割は従来の「絶対的家父長」から多様化する。具体的には、父権・家長権は「絶対性」から「分業・象徴・失効」へと多様に再構築され、伝統的家父長制の単線の衰退を超える動態が浮かび上がる。

第二に、母方親族の影響力が権力構造に及ぼす新たな力学が明らかになった。D氏の事例では、母方親族の絶対的権威が核家族を越境し、父を二重に周縁化する「横断的支配構造」が存在した。これは従来の父系中心分析を批判的に再考する必要性を提起する。

第三に、若年世代の「孝而不順」が孕む倫理的衝突が顕在化した。B氏の独居生活やD氏の世代間対立は、宗教的善行の個人化と権威服従の強制が衝突するところを表す。これはイスラーム倫理が内面化される現代的な信仰形態と、儒教的孝道が求める外形的服従との緊張関係を反映しており、先行研究が言及していない宗教と世俗の倫理衝突を実証的に明らかにした点に、本稿の学術的オリジナリティとなった。

今後の課題として、ジェンダーの視点から家庭内権力構造の分析を深化させることが求められる。これまでの研究は、息子（男性）の視点から親子関係を分析したが、女性を対象とする調査を加えることで、父母の権威関係がどのようにジェンダーによって変化するのか、また、母方親族の権威が娘にどのような影響を与えるのかといった新たな側面を明らかにできると考えられる。

キーワード：回族家族、権威関係、親子関係

家族観やジェンダー観に関するアンコンシャス・バイアスと地方都市からの人口流出
—函館市を対象としたケーススタディー—

丸山洋平（札幌市立大学）

地方圏の人口減少が継続する中、2014年に始まった地方創生政策は、すでに約10年を経過した。その前身ともいえる「増田レポート」では、20～39歳の女性人口が将来的に半減すると見込まれる自治体を「消滅可能性自治体」と定義しており、地方での人口再生産を目的として、女性の定着を促す意図が政策に込められていたことは明白である。しかし、東京一極集中の是正や地方と首都圏との人口移動の均衡といった目標は、成果に乏しい状況が続いている。本研究の対象である函館市も、そのような典型例と位置付けられる。

近年、このような状況に対して、アンコンシャス・バイアスの影響が注目されている。特に、地方圏には伝統的な家族観・ジェンダー観が根強く残っており、性別役割分業意識に基づいた行動が、時に暗黙の了解として求められる場合がある。2024年放映のNHK『クローズアップ現代』特集「女性たちが去っていく 地方創生10年・政策と現実のギャップ」では、「嫁にもらわれて一人前」「地区行事では台所仕事はすべて女性が担当」「女性は働かなくていいから早く結婚してほしい」などの発言が紹介され、地域社会に根付く価値観が若者、特に女性の流出を促す構造を形成している可能性が示唆された。

本研究は、家族観やジェンダー観に関するアンコンシャス・バイアスが若者の人口流出に与える影響を明らかにすることを目的とし、函館市で実施したアンケート調査による実証分析を行った。報告者は北海道商工会議所連合会と協働で、函館市内高校および大学の学生を対象に「住み続けられる地域づくり」に関する意識調査(2025年2月実施、有効回収数986件)を行った。アンケートでは、進学・就職先として想定する地域を「道南地域」「北海道内(道南を除く)」「北海道外」の三つに分類し、以下の項目で家族観・ジェンダー観を調査した。

- ・ 規範意識1:「どんな社会でも女らしさや男らしさはある程度必要だ」
- ・ 規範意識2:「結婚しても人生には自分だけの目標を持つべきだ」
- ・ 規範意識3:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という意見への賛否
- ・ 規範意識4: 規範意識3について、周囲の人々がどう考えているように見えるか

進路地域の選択(道南を基準に、道内・道外・不明)を従属変数とし、多項ロジスティック回帰分析を実施した。説明変数には性別、出身地(函館市・道南・道内・道外)、進路の意思決定者(自分/他者)を共通項目として設定し、規範意識1～4を個別に投入したモデルに加え、規範意識3と4の交互作用を加味したモデルも構築した。分析の結果、以下の4点が明らかとなった:

- 規範意識1および2: 進路希望地域に対して統計的に有意な影響は確認されなかった。
- 規範意識3:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という意見に反対する者は、道南地域を希望する者に比べ、北海道外を希望する確率が有意に高い(オッズ比=1.59)。
- 規範意識4: 周囲の人々が上記意見(規範意識3)に反対であると感じる場合には、進路が未定となる確率が有意に低下する(オッズ比=0.60)。
- 規範意識3と4の交互作用:「自分は反対」「周囲はどちらとも言えない」と回答した者は、「いずれも、どちらとも言えない」と回答した者に比べて、道外を希望する確率が有意に高い(オッズ比=2.12)。

これらの結果は、特に結婚後の性別役割分業に関する価値観(規範意識3・4)が、道南地域からの進学・就職意向に影響していることを示している。ただし、モデル全体の説明力は限定的であり、アンコンシャス・バイアスのみでは若者の人口流出を完全には説明しきれないことも明らかとなった。なお、規範意識以外の要因としては、「進路の意思決定者が自分自身である」ことが、道内および道外志向を高める明確な要因であることも判明した。これは、進路決定における主体性の有無が進路選択に大きく影響することを意味し、逆に言えば、親や教師などに進路を委ねている者ほど、地元に残る傾向があることを示している。すなわち、主体性の弱い若者が地元に残留している可能性も浮かび上がってきた。

キーワード: アンコンシャス・バイアス、地方圏からの人口流出、家族観・ジェンダー観

夫婦世帯における世帯内資源配分に見るジェンダー秩序の再構築
ー1995-2021 年パネルデータ重回帰分析による検証ー

江博聞（京都大学大学院 人間・環境学研究科）

近年、性別役割分担の平等化に対する夫婦の期待は高まっている。2023 年版『男女共同参画白書』によれば、日本の夫婦の 6 割以上が、男性に家事・育児を分担してほしいと望んでいる。しかし、女性の家事時間は依然として男性よりも長く、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という伝統的な役割分業意識は根強く残っている。日本は欧米以外で高度な近代化を達成した最初の国であるが、家族の平等化は未だに実現されておらず、大きな課題として残されている。伝統的な性別役割分業、少子化や育児不安などの家庭内リスクとも結びついている。

こうした社会問題を解釈するために、江原（2021）は Connell（1987）が提唱する「ジェンダー秩序」の概念を用い、日本の家族や職場、学校という「ジェンダー体制」において、ジェンダー不平等がどのように形成されているのかを分析している。江原は、「男は活動の主体、女は他者の活動を手助けする存在」という役割分業とその再生産が、不平等なジェンダー秩序の源泉の一つであると主張する。上記の三つのジェンダー体制においては、ジェンダー秩序が再生産される中で、妻に偏った家事・育児の役割分担や職位・学歴の格差が生じている。

これに対して、多くの研究者（中川 2021、孫 2022 など）は、夫婦間の資源格差の縮小と性別役割分業意識の平等化により、ジェンダー秩序の影響が弱まり、役割分担の平等化や柔軟な調整が可能となりつつあると論じている。こうした変化は、「役割分業の平等化」という「静かな革命」（三具 2017）として進行していると評価されている。しかし、ジェンダー秩序のもう一つの副産物であり、家族の近代化を理解する上で重要な課題である世帯内資源配分に焦点を当てた実証研究は日本では非常に手薄い。世帯内資源配分研究とは、世帯を一つの単位として扱う従来の多くの研究と異なり、世帯の内部でどのようにお金と時間が管理・配分されているのかを扱う研究群である。日本でこのテーマに取り組んできた研究も、1990 年代から 2010 年代にかけて行われた分析である。

御船（1995）は、日本の家族における家計組織のタイプを 18 種類に分類し、夫片働き世帯では、夫の全収入が世帯共通の財布に集められ、妻が財布を管理し、夫には小遣いが支給されるという「委任型」が主流であると指摘した。また、共働き世帯においても、多くの夫婦がそれぞれの所得を妻が管理する共通の財布に入れる「一体型」を採用していると述べている。御船の研究を踏まえて、重川（2017）は、1995 年から約 20 年にわたるデータを用いて分析を行い、妻による一括管理型の家計管理が安定している一方で、夫が個人的に資金を保有するケースや、夫婦が独立して家計を管理するタイプの普及により、家計の個人化が進行していることを明らかにした。しかし、近年の共働き世帯と妻の家計貢献の増加を踏まえた最新の事態と、ジェンダー秩序の弱体化により、資源配分においても役割分担と同様に平等化が進んでいるのかどうかについては不透明な状況にある。

さらに、日本では他の先進国と比べて、妻が主に家計を管理するモデルが一般的であるとされている。しかし、夫婦間の収入格差によって、夫が自らの収入を「個人のもの」と認識し、妻よりも優先的な使用权を持つとされ、妻には生活費のみを手渡すといったケースも多い。また、自由に使えるお金に関する夫婦間の格差が非常に大きいという現状も指摘されており、特にこの格差は共働き世帯よりも主婦世帯において顕著である（木村 2004）。

以上のような課題と先行研究の限界を踏まえ、本研究では、慶應義塾大学経済研究所が主催する 29 年間にわたる「消費生活に関するパネル調査」（JPSC）のデータに基づく重回帰分析という研究手法を用いている。これにより、この三十年間における子育て世帯における世帯内資源配分の変遷とその要因を明らかにし、その変容に見る日本の家族におけるジェンダー秩序の再構築の様相を検討することを目的とする。

（キーワード：世帯内資源配分、ジェンダー秩序、性別役割分業）

選択的シングルマザーの視点から捉える現代日本女性のライフスタイルとジェンダー意識

周 馨驥 (神戸大学)

日本社会における女性のライフスタイルは多様化しつつあるなか、「選択的シングルマザー」という新しいライフスタイルが現れてきている。選択的シングルマザー（英語：single mother by choice）とは、自らの意志で結婚せずに子どもを産むことを選ぶ女性のことである。日本において、2014年に選択的シングルマザーである団体「SMC ネット」は発足した。近年、SNSでは「選択的シングルマザー」を自称し、発信している人々は散見された。しかし、日本の文脈でシングルマザーはつねに貧困のレッテルを貼られ、マイナスなイメージである。あえてシングルマザーという生き方を選択したのは女性の新しいライフスタイルと言えるのか。また、一人で子どもを産むことによって結婚の規範を越えることにはポジティブな意味を与えているが、母になることを選択するのは、女性=産む性=母性という図式に縛られていると考えられる意味ではポジティブと言いがたい。このような「表裏がある」カテゴリーをどのように理解すればよいだろうか。とくに、現代社会を生きる女性たちが、母になることにあまりにもこだわっているのはなぜだろうか。本研究では、そのような問題意識に基づき、「選択的シングルマザー」というライフスタイルはどのように形成されているかという過程を考察した。

女性のライフスタイルの多様化に関しては、それらの女性の母親らしさと自分らしさの葛藤に多くの関心を寄せてきた。しかし、結婚して子育てをしている母が抱える葛藤は「母」が抱える葛藤と捉えられていた。現代日本の母親にとってはかつてのように自己献身によって子どもに尽くすということだけではなく、個としての自分というものも求められるようになったことから、さまざまな母親のあり方が析出され、母親をとりまく規範や意識は変化しつつあることが明らかになった。しかしながら、母親のあり方が多様になるなかにおいても、選択的シングルマザーにはイメージや共有される価値規範に違いがある。本研究はそれらの「違う」ということに注目し、選択的シングルマザーはどのようにして母親をとりまく規範を受容しつつ、個としての自分というものを求めるかを明らかにすることを目的とする。

そのため、筆者は4人の選択的シングルマザーに対して、インタビューを行った。彼女たちの語りによって、「個人主義的な女」、「結婚より母になることを優先する」、「母親らしさと自分らしさは統合できるもの」という3つの側面から現代日本女性のライフスタイルとジェンダーがいかに関係しているのかを分析する。以下のようなことを明らかにした。第一に、それらの女性の子どもを持つことへの願望は単に個人的欲望だけでなく、定住家族や交際経験、偶発的な出来事さえ影響を与える。第二に、結婚しないことを決めたのは、結婚の現実的な価値の低下のため、彼女たちは結婚に対する期待も薄くなったのである。必ずしも結婚規範を否定するわけではない。第三に、妊娠・出産適齢期というものは、強まった子どもを持つことへの願望と低くした結婚の現実的な価値に結びつけられることによって、子どもを持たないことへの不安をもたらした。その不確実性を解消するために、彼女たちは自らの妊孕力を確かめる行動を導く。それだけでなく、妊孕力可能性を保つため、自らの身体を健康な状態に保ち、肉体的・精神的な絶えざる成長を志向し、出産後は子育てや仕事との両立に勤しむといったようなことを理想像と位置づける。以上の考察を踏まえ、女性のライフスタイルの多様化とともに、近代的母親規範が揺らぎつつあるが、母になることは現代女性にとって依然として重要である。女性は生殖に向けて身体への自己管理を強化する傾向が示される。産む性を持つことは女性のライフスタイルとして内面化されたものとして、ジェンダー規範が働いているという結論に至った。

キーワード：選択的シングルマザー、女性のライフスタイル、ジェンダー

題目「養育費を求めた非婚シングルマザーの経験に関するケース・スタディ
—『認知』を提起する影響についての一考察—

富田 陽子（お茶の水女子大学 博士後期課程）

婚姻規範が根強い日本社会でも 1980 年代以降離婚が増加し始め、2016 年までひとり親世帯の増加傾向が続いた。ひとり親世帯の 9 割を占める圧倒的多数は母子世帯である。R3 年度全国ひとり親世帯調査によれば、2021 年時点での母子世帯数は約 119 万 5000 世帯であり、内訳は離別理由 79.5%、非婚理由 10.8%、死別 5.3%であったが、母子世帯数の増加に付随して 2000 年代以降社会問題として認知されはじめたのは、母子世帯は 86.3%という就労率にも関わらず、相対的貧困率が 48.3%と極めて高い事だ。社会構造的な問題から、母子世帯が複合的な問題を抱えやすい事は繰り返し指摘されてきたが（赤石 2009, 神原 2010; 2020）今現在も社会経済状況に大きな改善はみられず、コロナ禍を経て多くの母子世帯は依然として厳しい生活を強いられている。

このような背景の下、2000 年代初めより、養育費政策が重要性を増している事に注目したい（下夷 2008; 2012）。2007 年に創設された養育費相談センターでは、離婚前後の夫婦に養育費確保の重要性について周知を強化する他、専門相談員を設置、家庭裁判所への同行を含む個別案件への支援を開始するなど、養育費政策は強化された。近年は支払者の責任追及姿勢を強めるなど、支援方法はさらに細分化、強化され、養育費の取り決め率は 2010 年 37.7%から、2021 年には 46.7%に上昇している（R3 年全国ひとり親世帯等調査）。さらに「希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるように」というスローガン（「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」）からは、養育費の請求は育児全般を担う母親の権利として浸透し始め、また養育費政策は、婚姻解消後の非監護親である父親の責任を強化する規範形成に寄与したと言える。

しかし養育費取り決め率は、離別母子世帯と非婚母子世帯での格差に留意すべきである。取り決め率が上昇した 2021 年時点でも、離別が 51.2%であるのに対し、非婚母子世帯は 13.6%と顕著に低い。なぜここまでの差異がでているのだろうか？下夷（2012）は非婚母子世帯には、父子関係を求めない選択をした一定数の母親達を推測されるため、養育費の取り決めの支援に関しては慎重が必要であると指摘する。養育費に関わる非婚母子世帯の状況は複雑であり、無論父親を求めない選択は、十分に尊重されるべきである。しかし一方で、父子関係を求め、養育費を求める非婚シングルマザーも一定数存在する。では養育費を求める母親達は希望どおり取り決めに成立させ、受領する事はできているのだろうか？「希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるように」する事が養育費政策の目標であるのならば、養育費を請求する非婚シングルマザーの選択もまた、同様に尊重されるべきである。

離別と異なり、婚姻を経ずに出産した非婚シングルマザーが子の実父に養育費を求めるには、子の実父から「認知」され、父子関係を証明することが必須となる。社会学においては田間（2022）がその複雑さが問題視する様に（田間 2022）、「認知」を提起する事にかかる時間・費用・労力面での母親への負担は示唆されるものの（Hertog 2009, 富田 2021）、それが養育費請求に、どの様に関連するのかは明らかにされていない。以上を踏まえ本研究では、養育費を求める非婚シングルマザー達が、希望通り取り決めに成立し受領する事ができているのか、考察する事を目的とし 2025 年 1 月～3 月に調査を行った。

調査対象の条件としては、①婚姻を経ずにひとりで婚外子を出産し、育児する（あるいは過去にその）経験があること、②婚外子出産時の年齢が 25 歳以上であること、③妊娠判明時に就労し経済的に自立していたこと、④子の出産が 2005 年以降である事、⑤子の実父に養育費を求めた事、の 5 つであり、6 名の対象者に協力を得た。さらに、どの様な経緯で、なぜ養育費を求めたのかを明らかにする仮説生成の目的から、ケース・スタディによる分析を行った。対象者 6 名の内、養育費の取り決めが成立したのは 4 人であり、2 名は取り決め不成立であった。母親が認知を提起し、養育費を請求する事は時間・費用・労力以外にも精神的な負荷が高いため、出産前後の他者への依存（ファイマン 2012）が必要な時期に、母親の生活の基盤を揺るがされるケースが 3 ケース確認された。非婚シングルマザーの養育費請求の実情を把握し、シングルマザーに特化した特に精神面での社会的なサポートが急務である。

（キーワード：養育費、認知、非婚シングルマザー）

ライフイベントに伴うパーソナルネットワークと向社会的行動の変化 PPN2024 調査による基礎的検討

荒牧草平（大阪大学）

他者の幸福を意図した自発的行動である「向社会的行動」(Eisenberg et al. 2006) は、社会の「共同性」(盛山 2011) の成立に不可欠であることから、その背景要因の解明は重要な社会学的課題だと言える。そのため、アメリカ社会を中心に向社会的行動の背景要因に関する実証的研究が積み重ねられてきた。このうち、個人的背景については、「個人の向社会的性が向社会的行動を生み出す」との想定に基づく、個人の内的過程やその発達過程に関する心理学的研究が多数ある (Eisenberg et al. 2006 など)。しかし、利他主義 (altruism) に基づく協力や社会貢献は、利己主義者による搾取を回避する目的から次第に減少してしまうため、これを維持するには、「ルール」「評判」「関係」といった社会学的メカニズムが必要になる (Simpson and Willer 2015)。中でも、「関係 (パーソナルネットワーク)」は、「ルール」や「評判」のメカニズムが実現する主要なチャンネルであるとともに、ネットワーク自体も、感情的なコミットメント、道徳的義務感覚、相手の福祉への関心、他者のしがちな行動に対する不確実性の減少を通じて向社会的行動を促進することが指摘されており、特に注目に値する。

ネットワークと向社会的との関連について、Wilson and Musick (1997) は友人や知人との接触がボランティア活動を促進することを、O'Malley and et al. (2012) は友人関係が向社会的行動や健康に影響することを指摘した。また、Einolf (2011) は、ボランティア活動や宗教活動への参加状況および、それらに対するネットワークの影響の性差を明らかにしている。日本の小中学生の母親を対象とした研究でも、ネットワーク規模と向社会的行動の関連が見出されている (荒牧 2024)。なお、向社会的行動は、日常的な手助けのような私的な行動とボランティア活動のような組織化された行動とに区分し得るが、ネットワークの影響を受けるのは後者に限られ、前者は個人的条件によって決定されるとの指摘がある (Wilson and Musick 1997)。

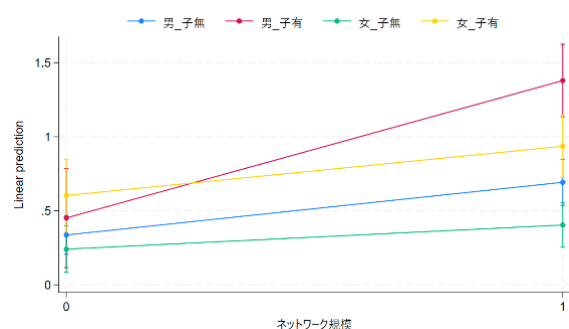
ところで、人々の人間関係は固定化したものではなく、加齢や社会的文脈により変化し得るものである (Kahn and Antonucci 1980)。O' Malley et al. (2012) は、調査対象の7割以上は数ヶ月という短期間にも友人数が増減し、そうした変化が向社会的行動の増減と関連することを明らかにした。また、Kalmijn (2012) は、単なる加齢ではなく、重要なライフイベントが与える影響に着目し、固定効果モデルを用いた分析により、結婚や出産によって友人との接触頻度は減少するが、その代わりに近隣住民との親密な関係が強化されること、また、そうした変化は女性に顕著であることなどを明らかにしている。Weis et al. (2022) による近年の研究も、若年層では、結婚・出産などのライフイベントがネットワークの入れ替わり (churn) をもたらすと指摘している。

以上をふまえ、本稿では、結婚や出産の経験によって、ネットワークや向社会的行動の状況、および両者の関係にどのような違いがあるか、および、その性差に着目する。主なりサーチクエスションは以下の通りである。①結婚・出産経験とネットワーク規模はどのように関連するか、②結婚・出産経験と向社会的行動はどのように関連するか、③ネットワークと向社会的行動との関連は、結婚・出産経験によってどのように異なるか。

分析に使用するのは、西日本に居住する25～39歳の男女500名ずつ (合計1,000名) を対象とした、向社会的行動とネットワークに関する調査 (PPN2024) のデータである。なお、基礎的分析により、結婚自体の効果はあまりないことがわかったため、子どもの有無にのみ着目する。RQに対する主な分析結果は以下の通りである。

①女性は子どもの有無によるネットワーク規模の違いはないが、男性は子どもを持つの方がネットワーク規模が大きい。②私的な向社会的行動には子どもの有無による違いはないが、組織的な向社会的行動は男女とも子どものいる者の方が多い。③私的な向社会的行動とネットワークとの関連には、性別や子どもの有無による違いはないが、組織的な向社会的行動とネットワークとの関連は、特に男性の場合、子どもを持つ者の方が強い (右図)。

キーワード：利他主義、ボランティア活動、親になること



育児情報源と育児情報獲得状況に関する研究

平松紀代子（滋賀大学）

本研究ではさまざまな子育て支援のなかでも社会的整備が可能な情報に注目した。1980年代から親となる前に乳幼児と触れ合ったり、世話する経験（育児経験）がない親の増加が指摘されていたが、こうした経験の欠如ゆえに子どもの発育・成長の見通しを持てず、育児困難や自分の育児に自信が持てない状況が生じている。そこで知識や経験がない親でも適切な育児情報を得やすい育児環境に求められる要件を探ろうとした。

【研究概要】

親となる前の経験、育児情報源と育児情報獲得状況についてアンケート調査を実施した。調査はNTTコムオンライン社を通じて「第1子が0～2歳である父親・母親」512名を対象として自由意志にもとづいて2024年6月5日～11日に行われた（本研究はJPSS（基盤研究C：課題番号23K02008）の助成を受けて実施された）。

【調査結果】

利用する育児情報源 利用する主要な情報源を複数回答でたずねたところ、男女ともにパートナー、両親、友人・知人といった身近な人的情報源、次いでWEB・SNSを選択していた。父親は義父母、母親は友人・知人、きょうだい、子育て仲間、保育者、保健師を有意に多く選択していた。子育て情報、専門的情報、子育て支援を得るための情報に関する9項目について、利用の優先順位が高い第1～3情報源をたずねたところ、父親の主な情報源はパートナーであったが、母親はパートナー、両親、WEB・SNSを情報源として主体的に情報収集していることが示された。また男女ともにいずれの情報についても「求めている」との回答が約3割みられた。

属性と親となる前の経験を説明変数、育児情報源利用の有無を説明変数として2項ロジスティック回帰分析を試みたところ、年長の男女がWEB・SNSを利用、年長の母親は保育者、看護師、子育てアプリを利用する傾向がみられた。親となる前に接触経験がよくあった母親は保育者、看護師といった専門性のある人的情報源、父親はWEB・SNSを選択する傾向がみられた。ところが育児経験がよくあった男女はWEB・SNS、数回あった母親は子育てアプリといった物的情報源を利用しない傾向がみられた。

育児情報獲得状況 育児情報のうち心配なことを除いた8項目について認知度を4件法でたずねたところ、育児情報獲得状況は7～8割が肯定的で、一元配置の分散分析を試みたところ母親の方が有意に獲得状況がよかった。しかし科学的エビデンスに基づき可変的側面をもつ専門的情報として、乳児にはちみつを与えることやうつ伏せ寝についてたずねたところ、その危険性を知らない親が2～3割もみられた。

属性と親となる前の経験を説明変数、育児情報獲得状況および情報の正誤を説明変数として2項ロジスティック回帰分析したところ、母親では属性による有意差はなかったが、若い父親は育て方、抱っことおんぶ、発育・成長、離乳食の4項目の獲得状況が有意によかった。また親となる前に接触経験があった母親は発育・成長、病気・予防接種、子育てひろば、ファミリーサポートの獲得状況がよかった。父親は接触経験では有意差はなかったが、育児経験がよくあると抱っことおんぶ、発育・成長の情報獲得状況がよかった。利用する情報源に注目すると、看護師、子育てアプリを情報源とする母親はファミリーサポートの情報獲得状況がよかった。父親はファミリーサポート以外の項目で有意差がみられ、ひろばスタッフ、WEB・SNS、保育者を選択した父親は情報獲得状況がよかったが、子育て仲間がいても情報獲得状況は否定的であった。はちみつやうつ伏せ寝については、育児経験があった親の方が情報を誤認している傾向が確認された。

【考察】

育児に際して利用する情報源は従来と変わらず身近な人的情報源であったが、WEB・SNSは汎用性が高く利用しやすい情報源であることが示され、基本的情報とくに子育て支援情報の発信に有効であることが示された。しかし育児経験があった人はWEB・SNSより、多様な子どもの育ちに寄り添ってくれる人的情報源との繋がりを求めていることから、専門性のある人的情報源との繋がりの促進が求められている。育児情報獲得状況は概ね肯定的であったが、乳児の生命に関わる情報に関する誤認を解消することが喫緊の課題といえる。

キーワード：育児情報、育児情報源、育児情報獲得状況

母親の教育志向における地域性とネットワークの影響

小西 凌（三重大学大学院）

I. 研究背景と問題意識

母親の教育志向、特に「より良い大学進学」への期待は、長らく学歴や所得といった階層属性によって説明されてきた。しかし近年では、友人・ママ友などのネットワークや、地域の教育文化や制度的文脈が影響することが指摘されている。たとえば、荒牧（2018）は、母親の高学歴志向が、家族内外のネットワークにおける会話や参照行動を通じて形成されることを示している。特に、母親自身が選んだ友人・知人との間で教育情報がやりとりされ、学歴の高い人物が参照されやすいという傾向がみられる。このことは、母親の教育志向が単に家庭の中で完結するものではなく、「誰を参照するか」という主体的判断を含む社会的相互作用の中で形成されていることを意味する。しかし、こうしたネットワークの影響に加えて、母親が生活する地域社会の教育文化や制度的文脈といった地域要因も無視できない。これまでの研究では、ネットワーク要因と地域要因はおおむね別々に検討されることが多く、両者の相互作用に着目した実証研究は限定的であった。そこで本研究は、母親の教育志向に対して、階層的属性、ネットワーク構造、地域要因がそれぞれどのように影響し、また相互にどのように作用しているのかを明らかにすることを目的とする。

2. データと変数設計

本研究では、「子どもの生活と学びに関する親子調査」の全国パネルデータを用いる。小学1年生から高校3年生までの子どもとその親を対象にした調査で、2015年と2018年の2時点データを用いてランダム効果モデルによる分析を行った。従属変数は、「できるだけ良い大学に入れるように成績を上げてほしい」という母親の教育志向（4件法スコア）である。主な独立変数は、「誰から子育てや教育についての情報を得ているか」に関する10項目（配偶者、親、友人、ママ友、学習塾の先生など）で、各項目について0/1のダミー変数を作成した。また、地域要因として都道府県の大学進学率や都市規模を用い、情報源と地域の交互作用も検討している。

3. 結果 ※分析の詳細な結果については、当日の発表にて報告する。

分析の結果、とりわけ、「学習塾の先生」を教育情報の情報源とする母親は、「できるだけ良い大学に入れるように成績を上げてほしい」とする志向が有意に高かった（ $\beta = 0.109, p < .001$ ）。また、「自分の親」（祖父母）を情報源とする場合も、教育志向に対して有意な正の影響が見られた（ $\beta = 0.024, p = .042$ ）。

一方で、「職場の知人」や「学校の先生」はいずれも有意な負の効果を持っており、教育志向の強さを抑制する方向に働いていることが示唆された。さらに、「学習塾の先生」と「政令指定都市・東京23区」の交互作用項は有意であり（ $\beta = 0.034, p = .010$ ）、都市部において塾の影響がより強く母親の教育志向に作用している可能性が示された。他の情報源（配偶者、子ども、親戚、友人、ママ友など）については統計的に有意な影響が確認されなかった。

4. 考察

本研究は、母親の教育志向が個人属性に加え、情報源としてのネットワークや居住地域の制度的・文化的文脈とどのように関係しているかを実証的に明らかにした。分析の結果、学習塾の先生のような受験志向の強い情報源は教育志向を高める一方、学校教員や職場の知人など中立的立場の情報源は志向を抑制する傾向が見られた。また、祖父母世代とのつながりが教育志向を強める傾向も確認され、拡大家族の影響を示唆する。さらに、塾講師の影響が都市部で特に強まるという交互作用の発見は、教育志向の形成における地域文脈の重要性を示している。これらの結果は、教育格差の再生産を理解するうえで、階層・ネットワーク・地域といった中間環境を統合的に捉える視点の必要性を示している。

キーワード：教育志向、パーソナルネットワーク、地域差 <参考文献は当日示す>

ひとり親世帯の子どもの成績の格差の検証—親の子どもへの関わりの差異 に着目して—

建部知則（学習院大学大学院）

これまでふたり親世帯に比べてひとり親世帯の子どもの親の子どもへの関わりは希薄であることがいわれてきた（Downey 1994）。その希薄さがふたり親世帯とひとり親世帯の子どもの教育達成格差の重要な要因の一つといわれてきた。しかし、親の子どもへの関わりには多様な指標があるものの、どの指標においてもふたり親世帯に比べてひとり親世帯の方が希薄であるのか、そうでないのかが曖昧なまま検証がなされてきた（Nonoyama-Tarumi2017；白川 2010；吉武 2024）。そのため、親の子どもへの関わりがどの程度ひとり親世帯の子どもの教育達成格差の縮小に寄与するのか十分に明らかにされていなかった。そこで、本稿では親の子どもへの関わりを親子の会話頻度、直接的サポート、精神的サポート、学校活動参加頻度の4つの指標を用いて、2点検証を行った。第一に、ふたり親世帯に比べてひとり親世帯の親の子どもへの関わりは4つの指標とも親学歴や世帯年収といった親の階層に関わる変数を統制してもなお希薄であるのかそうでないのかを明らかにする。第二に、4つの指標いずれも希薄であるならばふたり親世帯とひとり親世帯の子どもの成績の格差をどの程度縮小するのかを明らかにする。データは親子関係に関わる質問項目がある点やひとり親世帯のサンプルサイズが大きい点からベネッセ教育総合研究所の「子どもの生活と学びに関する親子調査 2015-2021」を使用する。このデータを使用した結果以下が明らかになった。

第一に、ふたり親世帯に比べてひとり親世帯の親の子どもへの関わりは、母子世帯において親子の会話頻度、直接的サポート、精神的サポート、学校活動参加頻度いずれの指標も希薄であることが示された。他方で父子世帯は親子の会話頻度のみ希薄であり、他の直接的サポート、精神的サポート、学校活動参加頻度は有意な差が示されなかった。この結果からふたり親世帯に比べた親の子どもへの関わりは、どの指標によっても希薄であるのは母子世帯であり、父子世帯は当てはまらないことが示された。また、母子世帯の親の子どもへの関わりの希薄さは親学歴や世帯年収のみに還元できない。第二に、ふたり親世帯とひとり親世帯の子どもの成績の格差は親子の会話頻度のみによって縮小することが示された。この結果からふたり親世帯とひとり親世帯の子どもの教育達成格差の重要な要因の1つとされてきた親の子どもへの関わりは、その指標すべてが重要なのではなく、一部の指標だけが重要であることが示唆される。

家庭における教育虐待の構造的要因の検討 —行為者のライフヒストリーを通して—

森田友華（株式会社メタフォー/武田塾）

1980年の神奈川金属バット両親殺害事件をはじめとして、学歴獲得の強制、勉強への過剰な期待、親への絶対的服従、さらには身体的・精神的な暴力が繰り返された結果、家庭内での教育が凄惨な事件へと発展する事例が報告されてきた。2011年には当時武蔵大学教授であった武田信子氏が「教育虐待」という概念を提示し、「子どもの受忍限度を超えて勉強させることは教育虐待である」と定義づけた（武田，2021）。その後も、2016年の名古屋小6受験殺人事件、2018年の医学部受験浪人をめぐる母親殺害事件、2023年の元九州大学生による両親刺殺事件などが続き、教育虐待に対する社会的な関心と認知が高まってきた。

しかしながら、これまでの研究の多くは被害者である子どもに焦点を当てたもの、あるいはルポルタージュに留まり、教育虐待を行った親がどのような教育観や人生経験を通して「虐待」に至ったのか、その形成過程に着目した研究は依然として不足している。

本研究は、教育虐待を行ったことを自覚する母親へのインタビューを通じて、その語りから教育虐待の要因を抽出し、個人の性格や倫理観では説明しきれない社会的・構造的背景を明らかにすることを目的とする。インタビューは非構造化形式で実施し、2名の語りを分析対象とした。対象者のうち1名（以下Aさん）は地方出身の高卒で、中学受験および大学受験において娘の進路選択に強く介入した経験を持つ。もう1名（以下Bさん）は地方出身の大卒で、シングルマザーとして二人の息子を育てる中、特に次男に対して学業面だけでなく性格面でも矯正的な関与を行っていた。

両者の語りには、以下の7点にわたる特徴が見出された。

1. 貧困家庭の出身で、金銭的な理由により希望する進路に進めなかった経験がある。
2. 学歴の欠如が原因で、自身または配偶者・家族が経済的に苦勞した経験を持つ。
3. ジェンダー差別により夢を断念した経験がある。
4. 「学歴さえ得られれば、社会的地位と経済的安定を得られる」という強い信念がある。
5. 「母親こそが子どもの一番の理解者である」という思い込みがある。
6. 父親が不在または育児に非協力的であり、育児責任が母親に偏っている。
7. 母親としての価値は、子どもの進路によって決まるという認識がある。

インタビューを通じて明らかになったのは、これらの特徴の背景には、「自分のような人生を子どもに繰り返させたくない」という強い思いがあるという点であった。Aさん・Bさんはともに、自らが経験した困難を起点として、子どもをより良い階層へと移動させること＝階層再生産からの脱却を目的に、過剰な教育介入を正当化していた。このように、教育虐待は時に、親自身の上昇志向や再生産からの脱却という社会的目標のもとで無意識的に行われていたことが浮かび上がった。これらは、教育虐待の原因が単なる個人的な情緒的衝動ではなく、社会構造的な要因に根差している可能性を示唆している。

本研究は、加害を自認する当事者の語りを聴取・分析することで、教育虐待の多面的な構造を明らかにした点に意義がある。一方で、本研究は比較対象となる「教育虐待を行わなかった親」の語りを含まないため、これらの特徴が「加害者に特有のもの」とあるとは断言できない。この点は今後の研究課題である。

キーワード：教育虐待、世代間再生産、学歴社会

ドイツの出生動向と家族の変化—家族の多様化と復活の可能性

原 俊彦（日本医療大学・特任教授）

研究の背景：家族政策の成功により回復傾向にある出生力？

ドイツでは、出生力の低下という意味での少子化は、1960年代に始まり1970年代中頃までには合計出生率が1.4まで低下、以降、この水準をわずかに上下する範囲の低出生力状態が続いてきた（再統合後の1994年に過去最低の1.24を記録）。しかし、2006年あたりから上昇し始め、2016年には1.59まで回復、2010年のフランスの2.03には及ばないものの、「小さな奇跡」と呼ばれた。この変化の背景としては、家族政策の変化、移民の増加、好調な経済状況などが指摘されたが、合計出生率は2017年から再び低下し、コロナ下の2020年の1.53から2021年の1.58に回復したものの、直近の2023年には再び1.35まで下落している。

これに対し、日本の少子化はドイツよりやや遅く、合計出生率は1975年の1.91から2を割り込む水準に低下、

1984年の1.81までわずかに回復したものの、その後も2005年の1.26まで30年にわたり低下した。しかし、日本の合計出生率も2006年以降、回復傾向に入り、2015年には1.45まで回復し、その後、2016年1.44を経て2017年の1.43から再び低下し始め、さらにコロナの影響も加わり、直近の2023年には1.20と最低水準を更新している（図1）。

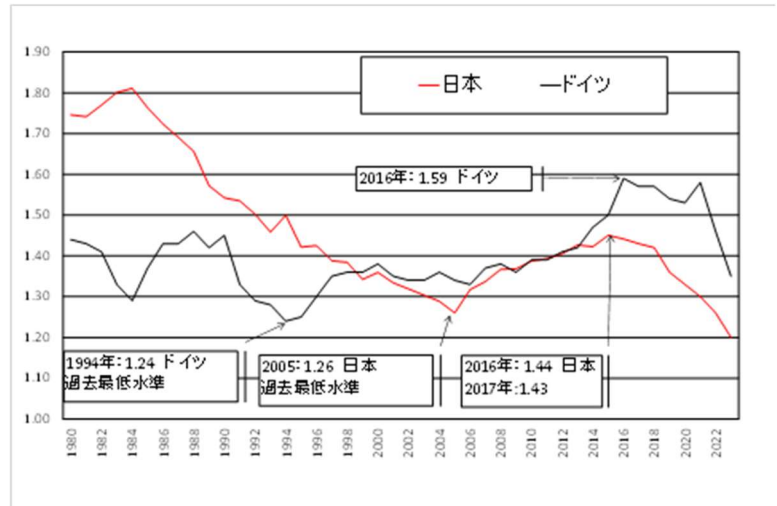
報告の内容：晩婚・晩産化による出生力低下は依然として進んでいるが、移民系家族の増加により出生力の底上が起きている

前回の報告（2019年）と同様に、各歳別出生率を30歳未満と以上で合計し、若年と高年の合計出生率を求め、その推移みると、前者の一貫した低下と後者の1974年頃からの上昇、2005年前後の交差・逆転が観察され、2005年以降の出生力の回復傾向が、すでに1970年後半から続く晩産化による高年出生率の上昇にあること、また、この効果だけでは出生力の回復は持続せず、高年出生率の上昇が頭打ちになる一方、若年出生率の低下がさらに進むと再び低下が始まることが確認できた。日本についてもほぼ同様の結果が得られた。これは家族形成や出生のタイミングが高年齢に移行する際に期間出生率に生じる「テンポ効果」と呼ばれるものである。他方、ドイツでは最終的な出生力（コーホート合計出生率）も1969年から1975年生まれの女性では1.49から1.58人へと回復傾向にある（カンタム効果）が、日本ではそのような変化は見られず、1960年生まれの1.82人から直近の1972年生まれの1.45人まで低下し続けている。

つまり、ドイツの出生力の回復には、日本と同様テンポ効果としての限界が見え始めているが、少なくともコーホートレベルでは出生力の底上が起きているといえる。その背景としては、1) 多様化する家族の変化に合わせた家族政策の充実、2) EU域内、域外からの外国人の受け入れが進み家族形成に向かう人口が加わったことなどが挙げられる。いずれも移民的背景を持つ人口の割合が2005年の17.5%から直近の2022年現在28.3%と3割近くを占めるようになったことと関係している。すでに年少人口の42%、家族形成期の25歳-44歳の36%が外国系であることから、今後も、この割合は再生産を通じ増大して行くものと思われる。

キーワード：家族政策、出生、ドイツ

図1 近年のドイツの出生動向（日本との比較）



出典：ドイツ連邦人口研究所（2024）国立社会保障・人口問題研究所（2024）

夫婦出生力の長期的趨勢：
期間合計結婚出生率によるアプローチ

○余田翔平（東京大学）、岩澤美帆（国立社会保障・人口問題研究所）

1. 日本の出生率変動における夫婦出生力の重要性

日本を含めた東アジア諸国では婚外出生が少ないことが知られている（2023 年の『人口動態統計』によれば、日本の婚外出生の割合は2.46%である）。出生の大半が婚姻関係の中で発生する状況下では、出生率（ある集団における、単位時間あたりの出生の生起頻度）は主に（1）既婚者割合と（2）夫婦出生力（結婚後の夫婦の子どもの産み方）の2つの要因に分解される（実際にはさらに離死別および再婚の影響を加味する必要がある）。それゆえ、日本の出生率の変動メカニズムを理解するためには、夫婦出生力の長期的趨勢の記述が欠かせない。しかしながら、完結レベルの夫婦出生力は、結婚コホートを結婚開始から一定期間（例えば15年間）観察する必要があるため、比較的古い結婚コホートに対してしか得られない。そこで本報告では、ある年次に観察された結婚持続期間別結婚出生率（有配偶出生率）を仮設結婚コホート観察に従って合計した、期間合計結婚出生率（period total marital fertility rate）を計算し、より最新の状況を射程に入れて夫婦出生力の変動を描くことを目的とする。

2. データと方法

合計結婚出生率（TMFR）は結婚持続期間別出生率（marriage-duration-specific fertility rate, MDSFR）を全結婚持続期間について合計することで得られる。

$$TMFR = \sum_d MDSFR_d = \sum_d \left(\frac{\sum_a B(d, a)}{\sum_a P_m(d, a)} \right) = \sum_d \sum_a \left(\frac{B(d, a)}{P_m(d, a)} \cdot \frac{P_m(d, a)}{\sum_a P_m(d, a)} \right)$$

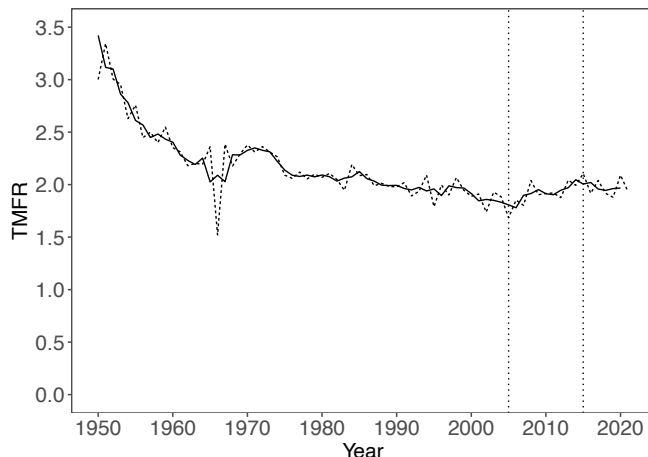
ただし、 B :出生数、 P_m :有配偶女性人口、 a :結婚年齢、 d :結婚持続期間である。本報告では、ある年次に観察された結婚持続期間別出生率について、結婚持続期間0～14年で合計することでTMFRを得た。これは夫婦が当該年の結婚持続期間別出生率に従って子どもを持った場合に、結婚15年で到達する子ども数に相当する。

期間合計結婚出生率を計算するために、国立社会保障・人口問題研究所がおよそ5年ごとに実施する『出生動向基本調査』の第7回（1977年）～16回調査（2021年）を使用した。本調査では第7回調査以降、出生歴あるいは妊娠歴の調査項目があり、結婚持続期間（月数）別、月次別、出生順位別出生の有無を記録した人月データから合計結婚出生率を算出できる。

3. 結果

以下の図は、期間合計結婚出生率の年次推移である。破線が原系列、実線が3年移動平均を示している。1950年代から1970年代にかけて大きく夫婦出生力は低下し、その後は緩やかな低下傾向にあるものの、2.0付近で推移していた。2005年を底にしてその後上昇基調に転じているが、2015年あたりを境に頭打ちになっていることがうかがえる。

報告当日は、出生順位別TMFRや結婚持続期間別出生率の変化、さらには属性の情報などを含む標本調査の利点を生かし、学歴別のTMFRなどについて示す予定である。



キーワード：夫婦出生力、期間出生率、仮設結婚コホート

若年未婚者の出生意欲の規定要因

根本 千裕（京都大学大学院）

問題の所在

出生意欲に関する先行研究は既婚者を主な対象とし、年齢・子どもの有無、年収や雇用形態、ワークライフバランスなど（村上 2014）を出生意欲に影響する要因として報告している。また、教育費や教育期待が出生意欲に与える影響についても議論されており、藤間ら（2024）は教育費が出生意欲を抑制するとした。教育投資意欲は親の学歴・収入や親自身の学校外教育経験に規定され（藤原 2009, 片瀬・平沢 2008）、またこうした子どもの教育についての意識は比較的固定的であるので（藤原 2015）、出生意欲の基盤となり得る。

しかしながら、出生意欲についての研究には二つの課題が残されている。一つ目は若年層の出生意欲の形成について関心が払われてこなかったこと、二つ目は対象者本人の受けてきた教育が与える影響については検討されてこなかったことである。

以上を踏まえて本研究では、若年層においては回答者本人が受けた教育が出生意欲に影響するという仮説に着目し、その検証を試みた。

方法

「東大社研・若年パネル調査（JLPS-Y）」wave13・wave14 のリフレッシュ調査のデータを用いた。この調査は 2019 年時点で日本に居住していた 20～31 の男女が対象となっている。出生意欲は理想子ども数で測定し、教育経験は学校での教育経験と学校外での教育経験に分けたうえで、理想子ども数「0 人」「1 人」「2 人」「3 人以上」を被説明変数とした順序ロジスティック回帰分析を行った（N=969）。

分析結果

高校時点での学力が高い人ほど出生意欲が低いという結果が得られた。出身高校の大学進学率が高い者（ $p = .014$ ）や、高校 3 年時の成績が高い者（ $p = .043$ ）は「理想子ども数が少ない」傾向を有意に示しており、特に学力が高い層において出生意欲の低下が確認された。また、中学校時の学校外教育経験中群では「1 人以上」を選ぶ可能性がやや低くなる傾向がみられた（ $p = .058$ ）。一方で、結婚意欲が中程度（ $p < .001$ ）または高い（ $p < .001$ ）者ほど、またきょうだい数が 2 人以上の者（ $p < .001$ ）ほど理想子ども数が多くなる傾向が統計的に有意に示された。これらの結果から、出生意欲には教育経験のみならず、家庭背景やライフコース選好が複合的に影響していることが示唆された。報告当日は、各変数の影響の大きさや非線形性の可能性を含め、より詳細な分析結果を提示し議論を行う。

引用文献

- 藤原翔, 2009, 「現代高校生と母親の教育期待——相互依存モデルを用いた親子同時分析」『理論と方法』24(2): 283-299.
- 藤原翔, 2015, 「教育意識の個人間の差異と個人内の変化——『働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査』（JLPS）データを用いた分析」『社会と調査』15: 40-47.
- 片瀬一男, 平沢和司, 2008, 「少子化と教育投資・教育達成」『教育社会学研究』82: 43-59.
- 村上あかね, 2014, 「出生意欲の規定要因」東京大学社会学研究所パネル調査プロジェクト ディスカッションペーパーシリーズ, 東京大学社会科学研究所.
- 藤間公太, 北村友宏, 竹ノ下弘久, 陳ティティ, 2024, 「親の教育期待および教育投資が追加出生に与える影響——21 世紀出生児縦断調査データを用いた検討」『家族研究年報』49: 55-72.
- （キーワード：出生意欲、教育経験、若年未婚者）

ひのえうま出生減の歴史人口学的考察

吉川 徹 (大阪大学)

ひのえうま(丙午)は十干十二支のひとつで、60年周期で訪れる。次の令和のひのえうまは、来年2026年に迫っている。江戸期以降の日本社会において、この生年の女性の気性や運勢にかんして「気が強い」「夫を食い殺す」などという俗言が広まり、当該年の出生数減や女兒に限った忌避、当該生年の女性が長じてからの婚姻厄難という現象が生起した。この社会現象の構造は十分に知られていないため、本報告ではまず、議論の前提となるひのえうま現象の概要を述べる。

本報告の分析対象は、1846年の弘化のひのえうま、1906年の明治のひのえうま、1966年の昭和のひのえうま、そして2026年の令和のひのえうまに定める。これら4度のひのえうまについては、人口統計データを得ることができるので、これらからそのときどきの出生減の特性を検討する。

1846年の弘化のひのえうまについては、出生時の人口動態統計データが存在しない。そのため1886(明治19)年の人口統計を用いて40歳前後に至った時点での性年齢別人口が検討されてきた。ここからはまず、周辺年において性比に偏りがある(壮年に至っても依然として男性比率が高い)ことから、女兒に対して恒常的な嬰兒密殺(間引き)がなされていた時代状況がわかる。そのうえで当該年には、女性のみならず男性の実数も前後年より少ない。このことからひのえうまを控え、受胎回避および(性別不明段階での)堕胎がなされていたことがわかる。さらに、前後の年の性比の推移において女性比率に山一谷一山の歪みがみられることから、前年および後年に出生時の祭り替え(出生時における生年変更)、もしくはごまかし(データ収集時点における出生年の虚偽申告)がなされたことが推定される。そして、それを考慮してもなお当該年の女兒出生が少ないことから、ひのえうまを理由とした女兒の間引き(嬰兒密殺)がなされたことがわかる。(黒須1992、Ishise 2024、Rohlf et. al. 2010)。

1906年の明治のひのえうままでは、直前に日露戦役があり父親となるべき男性が数多く出征していた。その影響で3年間にわたり男女を問わず出生減が生じており、当該年の出生減の規模は比較的小さい。さらに前後の年の性比の推移において、やはり女性比率に山一谷一山の歪みがみられることから、前年および後年に出生時の祭り替えがなされていることが確認できる(呉1911)。当該年の男児の数が前年よりわずかに少ないことについては、受胎回避であったのか、日露戦役の影響であったのか判断が難しい(村井1968、Ishibe 2024)。

1966年の昭和のひのえうままでは、マスメディアの発達とひのえうまに関する情報の拡散、寿命の伸びによる前世代の生存、前回のひのえうま女性の婚姻厄難の大きさ、そして受胎調節実地指導の普及などの要因の複合作用により、人口ピラミッドに深い切り欠きが残った。ただし、周辺年において性差に全く偏りがみられないことから、女兒に対する選択的な力が加わっていない。さらに、前後の年に男女を問わず出生数が多くなっており、著しい山一谷一山の推移がみられる。このことから、受胎調節(避妊)によって前後の年に出産前倒しと出産先送りがなされたことがわかる。そして、ひのえうま忌避による純粋な出産断念は約16万人と推定される(吉川2025)。この昭和のひのえうまについては、出生時の大規模な人口減にとどまらず、その後の人生経過においてコーホートサイズの少なさが、学齢期、進学・就職機会、婚姻機会などにどう作用したのかもデータから確認できるので、本報告ではこのことにも触れる。

最後に、それぞれの時代のひのえうまにおける出生抑制手段の変遷、同年人口減の規模とインパクトにかんする知見をもとに、令和のひのえうまについて検討を行う。

(キーワード：ひのえうま、人口動態統計、出生抑制)

胎児の父親の同意は必要か
母体保護法の「配偶者同意」への産婦人科医の眼差し

菅野摂子（東京科学大学）

母体保護法における「配偶者同意」は、女性のSRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ）を侵害するとして、女性差別撤廃委員会（CEDAW 委員会）から、かねてより是正勧告が出されており、世界的に見ても人工妊娠中絶に「配偶者同意」を必要としている国は日本も含めて10か国^{注1}にとどまっている。「配偶者同意」ができた経緯については、大橋由香子が2022年3月16日の参議院法務委員会会議録に「配偶者の同意を必要とする規定を設けた趣旨は婚姻関係を保護することにある」との簡単な記録があったとしつつ、配偶者の定義すら不明確なまま、まちまちな解釈で女性を苦しめてきた、という角田由紀子弁護士の訴えを示す（大橋2022）。他方で、筆者らによる調査^{注2}では、配偶者の同意について部分的であれ賛同する産婦人科医が複数いた。胎児の父の意思が考慮されないことへの躊躇とも受け取れるこうした意見がある一方で、同意を取らないと妊娠継続を望む配偶者から身を守れないと吐露する医師もいた。

また、中絶は手術なので手術の同意を取るのは医療行為を行う者として当然である、と述べた医師もあり、医療行為としてのルールを重視する態度も見られた。ただし、薬物を使った中絶の場合には、服薬で交わされるのは服薬指導料を支払うことへの同意であるため、中絶薬の服薬に対する同意は陳腐である、という感覚が共有される可能性がある。

ガブリエル・ブレアは著書『射精責任』において、妊娠の責任主体として男性を指定しており、妊娠の＜同意＞は最終的には責任ある射精をするか否かの男性の態度にかかっていると主張する。さらにブレアは同書で育児への父親参加にも言及していることから、胎児の父親としての責任を射精まで遡って追及している。その背景には家族形成の始期としての妊娠期への眼差しがあると思われる。産婦人科医および産婦人科医の職能団体である日本産婦人科医会／日本産科婦人科学会の夫婦および家族のイメージから検証していく。妊娠前からのプレコンセプションケアの重要性が主張されるなか、家族の始まりは、少なくとも医療において前倒しになっている。批判されながらも、削除されずに継続している（母体保護法の）「配偶者同意」を家族形成の始期と捉えることで、SRHR への侵害という「配偶者同意」への批判的文脈を多層化する。

注1 赤道ギニアは、1991年の中絶法 Ley Núm. 1/1.991, de fecha 4 de Abril, por la que se Regula el Aborto において「夫や後見人の反対があった場合、医師は司法当局に報告し、必要な措置を講じる」とされていることから、配偶者同意が義務付けられているわけではないが、要件と解釈し得るため、赤道ギニアを入れて11か国と報じられることが多い。

注2 本稿で参照する産婦人科医への調査は、2021年3月から2023年3月までに実施した13名の産婦人科医へのインタビュー調査である。平均年齢は52.5歳±23、女性8名（51歳±20歳）、男性5名（55歳±26.8）である。なおこの調査は、科研費研究20H04449によるものである。

文献

大橋由香子 2022 『『安全な中絶』とリプロダクティブ・ヘルス&ライツ—母体保護法の配偶者同意と経口中絶薬—』『国際女性』No.36

キーワード：配偶者同意、母体保護法、産婦人科医

第1日目 2025年9月6日(土)

午前の部 10:00~12:40

テーマセッション(1)

家族実践論の再考——現代家族をとらえる新たな視座として

オーガナイザー

三品拓人(筑波大学)

司会

岡田玖美子(奈良女子大学)

討論者

戸江哲理(神戸女学院大学)

松木洋人(早稲田大学)

【企画趣旨】

本テーマセッションは、家族社会学領域における家族実践論(あるいは共通の枠組み)の位置づけや意義・可能性を検討することを目的とする。家族実践(family practices)とは、イギリスの家族社会学者D.モーガンによって案出された概念である。本テーマセッションでは、J.フィンチによる家族呈示(displaying families)も含めてひろく「家族実践論」として分析に用いる。

家族実践論の視座においては、家族成員は日々の家族生活に関わる活動を行う「社会的行為者」であり、家族は日常生活において無数に存在する行為によって成立あるいは維持されていると捉えられる。例えば、「家族」であることを理由に行為すると同時に行為をすることによって当事者の間に「家族」としての感覚が継続する、という見方をする。家族として振る舞うから、家族として見られると言い換えることもできるだろう。

家族成員が何らかの家族実践を行っていること自体は自明としても、あえてその行為に着眼して「実践」というレンズから検討することの意味、そこから産出される知見が持つインプリケーションはどのようなものだろうか。本テーマセッションでは、子育てや介護の経験者によるケアと虐待の境界(第1報告)、葬送・先祖祭祀における「嫁」(第2報告)、中年期のLATからみるパートナーシップ(第3報告)、トランスジェンダーの子をもつ親が、子を「受け容れる」こと(第4報告)といった様々な事例に対して、家族実践論の視座から検討する。

現代社会においては、家族形態やその営み、家族の自己定義自体も多様である中で、その複数の細々とした日常的な家族の営みを「実践」という動態的な社会学的な認識方法を用いて記述することは、その選択性や複雑性、流動性、多様性などを捨象せずに記述できるという点で家族社会学に貢献できるのではないだろうか。本テーマセッションでは、2人の討論者からのコメント、フロアからの参加を通して、家族実践論の可能性について議論を行うとともに、家族社会学という学問が有する意義や重要性についても再確認したい。

ケアと虐待の境界域における虐待行為への自制的対応
——家族ハビトゥスという視点から——

戸井田晴美（一橋大学大学院）

研究目的

本報告の目的は、ケアと虐待を包摂的に捉え直すことを基点とし、その境界とはいかなるものかを明らかにするとともに、子育てにおける行為と感情に着目しながら David Morgan の家族実践論をもとに検討することである。

虐待問題の解決を試みる際には、表層的にあらわれる虐待行為をどのように減らすのか、あるいはなくすのかといった考えに立脚することがある。たとえば、児童虐待の発見、通報、児童相談所による家族への介入のタイミングに関する議論などがあげられる。しかし、「なぜ虐待という一線を越えるのか、あるいは越えないのか」という疑問には答えきれない。ケアと虐待の関係を理解するためには、虐待が起きた後だけでなく、虐待が起きる前にも目を向けることが重要なのではないだろうか。

これまでの虐待が起きる前への注目は、子どものいる家族に向けて児童虐待の「早期発見・早期対応」などを掲げ、家族の外側から支援の枠組みを形成しようとする予防的な観点にもとづくものが多かった。一方で、本報告の出発点は、表層的にはケアとして見なされ、虐待には至らない段階にある家族の内側からの視点にある。具体的には、授乳や抱っこなど、親がさまざまなかたちで子育てをしているなかで、心では子どもに虐待しかねないような負の感情が生じているなど、行為と感情の差異に着目していく。

研究方法

2022年2月から2023年9月の間にかけて実施したインタビュー調査のデータを用いる。調査の対象者は、子育て（全員）や介護（一部の対象者）などのケアの経験者18名である。半構造化面接法を用いて、1時間から2時間にわたって実施した。

本報告では、Morgan による「家族実践」概念の視座から分析を行う。とりわけ「家族ハビトゥス」(Morgan 2011=2017: 140)に着目しながら検討していく。さらに、Morgan が、Bourdieu による「ハビトゥス」の概念に依拠しつつ、これまでのハビトゥスの説明で感情の内容が見落とされていること、ハビトゥスが安心だけでなく、「フラストレーションやアンビバレンスを生み出すこと」(Morgan 2011=2017: 196)を指摘する点に留意している。

結果と考察

インタビュー調査の結果、虐待の「種はみんなある」と捉え、虐待が子育てのプロセスにおいて内在するものとして語られた。その一方で、子育てのなかで、子どもに対して虐待をする場面を想像することがあっても、実際には虐待には至らなかったという事実から、行為と感情との間に差異が見られた。つまり、ケアにおける虐待の潜在的な普遍性が浮かび上がったものの、ケアという行為において虐待に至りかねない負の感情が生じて、結果的にはケアに回帰していた。換言すれば、家族の外側からの支援による予防的な観点にもとづくものではなく、家族の内側において、虐待にかかわるような負の感情を実際の行為に移す前に自制していたことになる。

そして、虐待をしない子育てが日常的な家族実践として成立している背景には、その行為に影響を与える性向、すなわちハビトゥスによって自制に方向づけられた可能性がある。日常的な家族実践が、「家庭内におけるハビトゥスとして大事にされるようになっていく」(Morgan 2011=2017: 250)ことを踏まえるならば、ケアから虐待に至る可能性を秘めていたとしても、結果的にケアに回帰するという行為を説明することが可能になるのではないか。

文献

Bourdieu, Pierre, 1979, *La distinction: critique sociale du jugement*, Éditions de Minuit. (=1990, 石井洋二郎訳『ディスタ
ンクションⅠ・Ⅱ——社会的判断力批判』藤原書店。)

Morgan, David. H. J., 2011, *Rethinking Family Practices*, Palgrave Macmillan (=野々山久也・片岡佳美訳, 2017, 『家
族実践の社会学——標準モデルの幻想から日常生活の現実へ』北大路書房)。

(キーワード：ケア、子育て、虐待)

葬送・先祖祭祀における嫁の家族実践
——奈良県旧都祁村地域を事例に——

森恭子（同志社大学大学院）

本発表は、Morgan（2011）の家族実践論にもとづき、家の象徴とされ女性の抑圧問題を孕む墓・先祖祭祀の慣行に注目して、家族実践とはいかなる実践なのかを検討する。

70年代の第二波フェミニズム運動から生じたフェミニズム理論は、公私領域の分離とそれにとまなう性役割があり、男性による女性の性支配を明らかにした。そして、抑圧の元凶を、固定化された性別役割分業による経済的依存であると、女性解放には経済的自立の必要性を示した。第二波フェミニズム運動において、墓・先祖祭祀も女性の性役割の一形態として批判的に論じられた（井上、2009）。婚家の墓に入ることが自明とされてきた嫁は、自らの自由な選択として、労働で得た賃金で自身の墓を建てるなど新たな選択肢を見出した。他方、自らの選択の重要性が強調されることにより、選択に至らない日常的な嫁の悩みや選択せざるを得なくなる状況や社会的文脈は議論の俎上から捨象されることになる。

嫁を取り巻く家族の変化に目を向ければ、家制度が戦後廃止された以降も、「戦後の家族体制」として家規範が維持され、義父母との同居や介護が当然とされていた。70年代半ばには主婦が大衆化する一方で、嫁姑問題をテーマとしたドラマが大きな反響を呼ぶなど、依然として嫁の問題が認識されていたといえる。嫁が担うことが当然とされた嫁介護は、2000年の介護保険制度の導入により、嫁介護の自明性は弱体化した。嫁姑研究においても、80年代以降の嫁と姑の関係及び役割について、孫の世話を担い、孫をかわいがる祖父母という新たな役割を担うようになり、姑に仕える嫁というかつての嫁姑関係から大きく変化している（山脇、2004）。近年では、義理実家への帰省についてみれば、宿泊を伴わない帰省、夫と子どもだけ帰省するなどさまざまである。このように、現代において、嫁の役割は曖昧なものになり、自明とされてきた婚家との関わりも多様になっている。こうした嫁を取り巻く家族の変化は、なお嫁が選択せざるを得ない役割や、そこにいたる状況を不問とする効果をもたらしてきたのではないだろうか。嫁を実践しない妻は、もはや夫との家族とはいえないのだろうか。

そこで、家族実践という視点に立脚し、嫁が置かれた選択せざるを得ない——葬送・先祖祭祀にかかわる——状況を、「displaying families（家族ディスプレイ）」（Finch, 2007）という概念を適用し、嫁の家族実践として捉える検討をおこなう。

本発表では、2023年から2024年に断続的におこなった参与観察および奈良県旧都祁地域に在住する嫁役割を担っている女性を対象に実施した、葬送・先祖祭祀についてインタビュー調査を検討する。インタビューは、半構造化インタビュー法で、1から2時間程度で数名に実施した。これらの調査から、嫁にとって婚家の葬送・先祖祭祀に関わるのが、家族や親族のみならず、共同体にたいしても自分自身が「家族であることを表示する」装置としての葬送・先祖祭祀の側面が見出されるだろう。家族ディスプレイの装置としての葬送・先祖祭祀という視点の意義は、嫁自身が先祖や祭祀の重要性を感じているというよりもむしろ、それを重要とする人（義父母や夫、親族など）との関係性やニーズへの応答責任として葬送・先祖祭祀への関わりを捉えているという理解の可能性を示す点にある。最後に、本発表の事例検討から、家族実践という視角の有効性及び課題について考察をおこなう。

<参考文献>

Finch, Janet, 2007, *Displaying Families*, *Sociology*, 41(1): 65-81.

井上輝子、2009、「日本の女性学と『性役割』」、天野正子ほか編集委員、『新編日本のフェミニズム3 性役割』、岩波書店、2-37.

Morgan, David. H. J., 2011, *Rethinking Family Practices*, Palgrave Macmillan.

山脇敬子、2004、「戦後家族における嫁姑関係」、日本社会学会第77回大会、報告原稿。

（キーワード：嫁役割、葬送・先祖祭祀、嫁姑関係）

独身者のパートナーシップと家族実践
——中年期の LAT (Living Apart Together) に着目して——

栗村亜寿香 (関西大学・日本学術振興会)

1. 背景

日本では 1990 年頃から 50 歳時点の非婚率が上昇している。近年では中年期独身者の生活状況に関する研究も増えており、中年期に交際相手が果たすサポートやケアの役割にも関心が向けられつつある (山田 2021)。しかしながら、日本ではまだ中年期独身者の交際に焦点をあてた研究が行われていない。対して、欧米では中年期の交際研究が蓄積され、同棲だけでなく、別々に暮らす親密な関係 (LAT : Living Apart Together) についても調査研究が進んでいる。こうしたことから、本報告では日本における中年期独身者のパートナーシップを検討するうえで、欧米の LAT に関する研究の知見を参照する。そのうえで、D.モーガンの「家族実践」および J.フィンチの「家族ディスプレイ」の観点から、中年期独身者のパートナーシップのありかたについて検討する。

2. データと方法

使用するデータは、2025 年に全国の 35～59 歳の非婚男女 30 名に対して行った調査から得たものである。対象者は調査会社のモニターに登録しており、事前のアンケート調査に回答しインタビューに応諾した人のなかから、結婚経験がなく、別々に暮らす交際相手がいる人を選定した。インタビューは半構造化されており、対面またはオンラインで、1 名につき 1 回、70 分から 120 分かけて行った。

本報告では、このうち長期的なパートナーシップを形成してきた人 (おおよそ交際期間が 10 年以上) に焦点をあて、「家族実践」および「家族ディスプレイ」の概念を用いて分析を行う。

3. 結果

まず、対象者が交際相手をどのような存在とみなしているのかに関して、交際期間が 20 年を超える複数のケースで、交際相手は「家族」とみなされていた。次に、家族ディスプレイの観点から、互いの家族への紹介や交際相手の呼び方を検討したところ、中年期独身者に特有と思われる「ディスプレイしがたさ」がみられた。さらに、カップルや家族に関わる実践として、日常的な実践 (連絡・会うこと) やイベント、サポートやケアの実践に着目し、性別役割分業や家族的機能の点から検討を行った。

以上の結果をふまえ、今後は中年期独身者のパートナーシップを家族実践・家族ディスプレイの観点から分析する意義について考察を進めていきたい。

4. 文献

Finch, J., 2007, Displaying Families, *Sociology*, 41(1): 65-81.

Morgan, D., 2011, *Rethinking Family Practices*, Palgrave Macmillan.

栗村亜寿香、2025、「中年期独身者の交際 (LAT) に関する欧米の研究動向——日本での調査研究に向けて」『ソシオロジ』69(3): 61-77.

山田昌弘、2021、「中年独身者の生活実態と将来不安——50 代独身者への質問紙調査から」『中央大学社会科学研究所年報』26: 15-30.

(キーワード: 家族実践、独身者、パートナーシップ、LAT)

子の「受け容れ」をめぐる家族実践
——トランスジェンダー男性の子をもつ夫婦の事例を通して——

勝又栄政（立命館大学大学院）

研究の背景・目的

本研究の目的は、トランスジェンダー（以下より TG）の子をもつ親が、子を「受け容れる」というプロセスをめぐり、どのような家族実践を行い／行わず、家族を継続させているのかを、同一家庭の夫婦の実践とその相互作用に着目し、明らかにすることである。近年、TG 当事者の生きやすさには家族、特に親の「受け容れ」が重要であることが指摘されている。だが日本において、TG の子をもつ親の研究は事例数が限られており（石井 2018; 勝又 2024 など）、その実態は未だ不明瞭である。先行研究の結果を確認すると、父母によって子の受け容れ過程が異なっており、そこでは、父・母それぞれに内面化されている、既存のジェンダー・セクシュアリティ規範や性役割の影響があることが示唆されている。しかし、実際の家族内部で引き起こされている子の「受け容れ」は、親個人のみでなされているのだろうか。夫婦のいる家庭内であれば、多くは父母それぞれの存在を完全に切り分けることは難しく、実際には相互のバランスの中で、子の受け容れ／家族関係の継続がなされているはずである。そこで本研究では、TG の子をもつ家庭の夫婦に焦点を当て、子の「受け容れ」が夫婦間のどのようなバランスの中で行われているのかを、「家族実践」（Morgan 2011=2017）の観点から分析する。

研究対象者・方法

対象者はTG 男性の子をもつ夫婦 3 組（シスジェンダー・ヘテロの父母 3 名ずつ）である。調査方法は生活史調査（半構造化）を採用した。また、より家族内部の実践に焦点を当てる、かつ、子のジェンダー差の影響を考慮し、「自助グループに参加経験のない」、「TG 男性の子」をもつ親に対象者を限定した。

調査結果・考察

本報告では、特に TG を受け容れる際によく用いられる「幼少期から見られた子の言動」について、「凝視」という家族実践を切り口に父母の実践の差異とその効果を検討する。

例えば、TG 男性の子が「幼少期にスカートよりもズボンを好んで履いていた」という場面について、母親は「凝視」という実践を通して「活発な子だったから（スカート）鬱陶しいのかなと思った」と、子の状況を踏まえ、ズボンの存在を「子が活動しやすい合理的な理由」として位置づけていた。つまり、母親の実践は、子の言動を「我が子独自の特性」としての把握を促し、その結果、母親はズボンを好むのは「子の特性」であって「男である証拠ではない＝女」と解釈し、子をすぐに受け容れることが難しい様子が見受けられた。他方父親は、母親に比べ「凝視」実践の形跡が薄く、「子は昔からズボンが好きだった＝男」と、子の言動とジェンダー規範とを結びつけ子を男性であると解釈し、子を受け容れやすい様子が見られた。このような父親の姿は母親からすると楽観的に映り怒りの対象となる一方で、家庭全体としては、子の隔絶を防ぐ実践ともなる様子が浮かび上がった。

以上から、TG の子の「受け容れ」の場面においては、母親のように家族実践をすることが逆に家族の継続を困難にさせ、一見すると家族実践的でない父親の実践が、家庭全体ではむしろ家族継続を促す実践となる可能性があることが示唆された。だが「凝視」実践は長期的な時間軸が加わった場合に意義の転回を見せ、母親が時間をかけて子の意向・背景に沿う深い理解をし子との信頼関係が強化されると、安定的な家族継続へ繋がる実践となり、逆に父子は信頼関係が構築する機会がなく疎遠になる様子が示された。本報告では、以上のような家族実践がもたらす短期的／長期的な効果と、家庭内における「実践のない実践」の可能性について考察を深めていく。

【参考文献】①石井由香理, 2018『トランスジェンダーと現代社会——多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界』明石書店。②勝又栄政, 2024「トランスジェンダーの子を持つ父親の『受け容れ』をめぐる経験」『家族社会学研究』36(1): 7-20。③Morgan, David. H. J., 2011, *Rethinking Family Practices*, Palgrave Macmillan（＝野々山久也・片岡佳美訳, 2017,『家族実践の社会学——標準モデルの幻想から日常生活の現実へ』北大路書房）。

（キーワード：トランスジェンダー、親子関係、家族実践）

第 1 日 目 2025 年 9 月 6 日（土）

午後の部 14:00～16:40

自由報告（2）

入院患者のケアにおける日中比較からみる「脱家族化」の進捗

游天舒（北海道大学大学院経済学院）

「脱家族化」とは、福祉提供の担い手が家族から外部（市場や国家）へと移行する過程を指す。従来の比較福祉研究においては、主に育児や高齢者介護といった長期的かつ制度化されたケア領域における家族依存の程度が分析の中心となってきた。本研究は、入院患者のケアという一時的かつ偶発的なリスク場面に着目し、そのなかでの家族機能の外部化の実態を明らかにすることを通じて、日中における脱家族化の進捗を比較検討する。

先行研究としては、宮坂靖子（2022）による『ケアと家族愛を問う——日本・中国・デンマークの国際比較』が挙げられる。同書は、育児および高齢者介護を対象に、それらに付随するケアと家族愛の規範について国際比較の視座から包括的に分析している。宮坂は、日本および中国においてケアの具体的な様態に相違が見られるものの、両国に共通して高い家族依存が持続している点を指摘しており、愛情規範をめぐる脱家族主義の理念そのものの再検討を促している。

本研究は、こうした先行知見を踏まえつつも、脱家族化の進展において日中間に顕著な差異がみられる「入院ケア」という限定的かつ具体的なケア場面に着目することで、ケア実践に関する国際比較に新たな視座と理論的含意を提示することを目的とする。

本報告では、制度的背景、ケアに対する意識という二つの次元から、日中両国における入院ケアの実態を比較した。日本では「国民皆保険」制度により入院費の自己負担が軽減され、看護職による包括的なケア体制が制度的に整備されている。原則として家族の付き添いは認められず、面会にも厳格な制限が設けられており、入院中のケアの大部分は医療機関によって担われている。このような構造から、日本の入院ケアは高度に脱家族化されていると評価できる。

一方、中国では都市部を中心に医療保険制度や有料の付き添いサービス（護工）の市場化が進展しているものの、看護職の業務範囲は医療補助に限定される傾向が強く、日常的なケアは「市場」か「家族」のいずれかによって担われている。とりわけ農村部においては、家族がケアの中心を担い続けており、制度的支援や市場代替の整備は極めて限定的である。そのため、入院というリスク場面における脱家族化の進捗も非常に限定的であると言える。

加えて、2024年10月より、中国当局は「付き添いナシ病棟」と称する施策を一部都市において試験的に導入した。これは医療機関が提供する日常的なケアサービスに定価を設け、完全な医療機関主導によるケア体制の構築を目指すものである。現時点では小規模な試行段階にとどまるが、脱家族化を意識した制度的試みに位置づけられる。

看護職の職務内容を比較すると、日本では医療行為に加えて食事や清潔支援など広範なケアが担われるのに対し、中国では看護職は医療サポートに特化し、それ以外のケアは家族または護工に依存する傾向が強い。病棟における面会・付き添いのルールの違いからも、こうした構造的差異が明確に表れている。さらに、インタビュー調査からは、看護の専門性や制度的支援のあり方が、ケアに対する社会的期待や倫理観と密接に結びついている実態が確認された。アンケート調査では、入院時に誰がケアを担うと想定されているかのみならず、リスク対応における家族・市場・国家の役割分担に対する認識の違いも浮かび上がった。

本研究は、入院という偶発的なリスクへの対応を通じて、日中両国における福祉制度の構造的相違を脱家族化の観点から明らかにするものである。福祉国家のリスク対応能力やケアの再編のあり方を検討するうえで、家族・市場・国家の役割分担に関する今後の理論的・実践的議論に資することをめざす。

キーワード：脱家族化、入院ケア、日中比較

こども家庭庁の「エビデンス」理解
「科学的知見の充実・普及に向けた調査研究」の研究

田中重人（東北大学）

科学的知識がしばしば不確実性を孕むことはよく知られている。たとえば医学においては、実験や観察などの結果の安定性が低く、頑健な結論が得にくい。また医療の対象となる患者は十人十色だから、患者によって適用すべき知識がちがう。そして新薬や新治療法などがつぎつぎ現れるので、それらの効果を見極めるのが大変である。このように不安定で多様で変化が激しい分野において、的確な意思決定のための信頼できる知識を得ることは容易でない。

こうした不確実性に対抗して、「医療判断の決定に、最新で最善の根拠を良心的かつ明確に、思慮深く利用する」[1:p.2] ことを目指して 1990 年代以降整備されてきたのが EBM (evidence-based medicine) の方法論である。この文脈における「エビデンス」(evidence) とは、公刊文献を主要媒体として収集した知見の集積であり、それらの妥当性と重要性を批判的に吟味したうえで、個々の患者に対する臨床上の意思決定に役立てるものである。

「エビデンス」概念は医学分野では EBM の普及にともなって広まったのだが、政策分野では EBPM (evidence-based policy making) の方法論が普及した [2] ため、政府内部で独自研究をおこなって導出した、特定の政策を正当化するための根拠を指すことが多い。しかし他方では、既存の公開された研究成果を集め、それらの知見を総合する EBM に近いやりかたで「エビデンス」を収集する事業を政府がおこなう場合もあり、何を指して「エビデンス」と呼ぶかには混乱がみられる。

本報告では、こども家庭庁「科学的知見の充実・普及に向けた調査研究」を取りあげる。同庁が NTT データ経営研究所に委託して 2024 年度におこなった事業であり、9 人の専門家からなる調査委員会による助言を受けて実施された。2023 年閣議決定「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」[3] に基づいて、乳幼児期の「アタッチメント」(愛着) と「遊びと体験」のふたつのテーマを取りあげている (https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/research)。既刊の論文をたくさん収集して評価するという、EBM に比較的近いやりかたで「エビデンス」をあつかっている。

同事業の公開報告書 [4][5] に基づき、つぎのような点に着目した検討をおこなう：(1) 政策目標に合致した適切な問いを設定しているか、(2) 含めるべき文献を網羅的に含めているか、(3) 因果関係と相関関係を区別できているか、(4) データ収集や測定の方法、交絡要因に対する考慮、サンプルの特性などについてじゅうぶんな批判的吟味があるか、(5) 効果量を適切に評価しているか、(6) 知見を適用したい具体的対象からみた重要性をどのように判断しているか。これらの検討結果に基づいて、同事業における「エビデンス」理解の問題点を考察する。

(本研究は JSPS 科研費 JP24K05302 の助成を受けたものである。詳細は <http://tsigeto.info/25y> 参照)

文献

- [1] Sackett, D. L. et al (1999)『根拠に基づく医療: EBM の実践と教育の方法』オーシーシー・ジャパン.
- [2] 総務省 (2018)「EBPM (エビデンスに基づく政策立案) に関する有識者との意見交換会報告 (議論の整理と課題等)」(平成 30 年 10 月). http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ebpm_opinions/
- [3] こども家庭庁 (2023)「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの 100 か月の育ちビジョン)」(令和 5 年 12 月 22 日). https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/
- [4] NTT データ経営研究所 (2025)「科学的知見の充実・普及に向けた調査研究 (乳幼児との関わり) 調査研究報告書」(こども家庭庁委託事業). https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/55e89c07-ffc5-40a9-bad7-ce6c6dd11b8a/a610642f/20250421_policies_kodomo_sodachi_research_03.pdf
- [5] NTT データ経営研究所 (2025)「科学的知見の充実・普及に向けた調査研究 (乳幼児の遊びと体験) 調査研究報告書」(こども家庭庁委託事業). https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/55e89c07-ffc5-40a9-bad7-ce6c6dd11b8a/90178a35/20250421_policies_kodomo_sodachi_research_05.pdf

(キーワード: evidence-based policy making、children、attachment)

オーストラリアにおける自発的幫助自死法の進展と課題

南 貴子（香川県立保健医療大学）

【はじめに】

日本では、安楽死は法的に認められていない。一方、海外では、安楽死を認める国（州）が増加しており、特にオーストラリアにおいて、安楽死の法制化とその運用が急速に進んでいる状況は、安楽死における世界的な潮流のなかでも際だった現象といえる。2017年にビクトリア州で、「自発的幫助自死法 Voluntary Assisted Dying Act」

（以下、「VAD 法」と略す）が成立した。VAD 法では、ビクトリア州に居住する 18 歳以上の成人で、意思決定能力があり、耐え難い苦痛を伴う症状をもつ余命 6 か月以内の終末期患者に対して、医師の幫助による自発的自死（安楽死）が認められることとなった。その後、オーストラリアのすべての州およびオーストラリア首都特別地域（ACT）においても VAD を認める法律が成立した。VAD 法の成立とその進展は、安楽死をめぐる法制度の在り方を考えるうえでの、一つの指標ともなり得る事例と考えられる。

【目的・研究方法】

本研究では、オーストラリアにおける VAD 法の進展に着目し、VAD がオーストラリア社会にどのように受け入れられているのか、法制度の特徴と施行後の課題がどのようなものかを明らかにする目的で、オーストラリア各州で成立した VAD 法、および VAD 法をめぐる議会での議論やメディアでの報道、政府機関の報告書等を中心に分析した。

【結果・考察】

オーストラリア各州で成立した VAD 法の特徴や、施行後の実施状況などを比較分析した結果、次のような課題が明らかとなった。

(a) ビクトリア州の VAD 法は、制定当時、世界でも最も厳格な規制を設けたモデルと報じられた。法施行後 4 年間の実施状況におけるレビューを経て、州政府は、VAD は意図されたとおりに機能しており、資格のある州民に「安全で思いやりのある終末期の選択」を与えるものとなっていると報告している。VAD 法は、自発的・積極的に安楽死を望む患者に対して、その「死ぬ権利」を認めるための要件と手続きを定めた法律である。「安全で思いやり」のあることと、「死の選択を認める」ことがどのように両立されるのか、家族の視点も含めながら、VAD 法にみられる安楽死の法制化の理念と実践について考察する。

(b) ビクトリア州の事例では、VAD 法の施行以降、5 年間で 1,200 人以上が VAD により死亡している。そして、VAD へのアクセス数は年々増加している。しかし、安楽死の急激な増加は、医療における弱者である終末期の患者にとって死の選択に繋がる可能性も示唆している。つまり、VAD が終末期の医療の一環とみなされ、患者の「死の権利」が「死の義務」へと固定化するのではないかと疑念である。このような視点から、VAD 法の施行後の実施状況について考察する。

(c) VAD 法は、ビクトリア州での成立以降、オーストラリア全州および ACT で成立した。各州および ACT における VAD 法の相違点を詳細に比較検討した結果、VAD 法の進展とともに、ビクトリア州の厳しい規制から他の州のより緩やかな規制へと、VAD 法が変化していることが明らかとなった。このような規制緩和は、「滑りやすい坂道」に繋がる可能性を秘めていることから、VAD 法の規制緩和の状況に着目し、その特徴について考察する。

(d) VAD 法の施行後に浮かび上がってきた新たな課題として、特に、患者の診断における通信手段を介したテレヘルス（遠隔医療）を導入するための裁判事例や連邦刑法改正の動きがみられる。「安全性」「公平性」「実効性」の間で VAD をめぐってどのようなバランスが求められているのか。VAD におけるテレヘルス利用の意図や、その影響について考察する。

キーワード：自発的幫助自死、安楽死、オーストラリア

知的障害者支援における「距離感」の再定義
—包括的セクシュアリティ教育に基づく関係性生成と応答的ケアの視点から—
松本和剛（日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科）

1. 問題意識と研究目的

知的障害のある子どもに対する支援において、「身体的距離」や「接触の可否」は安全管理上の重要な配慮事項とされる一方で、それが画一的な規範として内面化されることで、本人の関係性形成や性的自己決定に深刻な影響を与えることが指摘されている。本研究では、支援現場における語りを通じて、距離感にまつわる支援の実践がどのように構成され、どのような葛藤や応答が生じているのかを明らかにし、その再定義を試みる。

2. 研究の視点および方法

本研究は、2023年10月より毎月開催している包括的セクシュアリティ教育に関する実践研究会（地域福祉現場の支援者10名、経験年数3～10年）の語りを質的データとし、鯨岡峻（2005）のエピソード記述法に基づいて分析を行った。各発話を「背景」「エピソード」「メタ意味」の三層で記述し、支援の関係性の内面的構造に迫る。

3. 結果と考察

事例からは、「この子がお友達の口の中を見たいって言ったとき、『じゃあ自分の口を触ったら？』って提案したら、それで落ち着いた」というエピソードが確認された。この場面では、支援者が「どう伝えればこの子にとって意味があるか」を即興的に模索していたと語っており、本人の反応を手がかりに支援の言語や行為が動的に調整されていく様子が窺える。支援者の気づきと手応えが同時に生成されており、この相互変容のプロセスは、支援関係が一方通行ではなく「共創的」な営みであることを物語っている。またこのようなやりとりは、身体への関心や他者への探究心といった子どもの内的欲求を肯定的に捉え直す契機にもなっていた。この語りには禁止ではなく意味を読み解き、安全な代替手段を共に考える「共創的支援」が見られる。こうした関係性の構築には、Stern（2004）の関係生成理論が示す「今この瞬間」の共有が関与しており、Tronto（1993）のケア倫理における「気づき・責任・実行・応答」という四段階の構造とも合致する。このやりとりには、「一つの行為が相手との関係性を再構築する契機となり、当事者自身の気づきや変化をもたらす」というメタ意味が内包されている。さらに、Weingarten（1991）が提起した「親密性とは一つひとつの関係的やりとりの積み重ねであり、そこにはつながりだけでなく支配も含まれる」という視点は、距離感の判断が一律でないことを示している。また、Gilligan（1982）がコールバーグの正義論を批判し、11歳の少女Amyの語りを通じて提示した「ケアの倫理」の視点、すなわち対話と関係性の継続を通じて倫理的判断が形成されるという立場は、知的障害者支援における距離の調整にも有効である。これら古典理論の視点は、延原ら（2023）による態度尺度の開発研究が示すように、知的障害者の包括的セクシュアリティ教育に対する社会的態度の多様性と、支援現場での応答的姿勢の必要性を裏づける。

4. 結論

画一的な「距離の規範」ではなく、関係性の中で交渉される距離感、そして対話による選択と応答のプロセスそのものを支援の本質ととらえる必要がある。本研究は、距離感の支援を「応答的に形成される自己」の学習過程として捉え、「関係性の継続」を支える支援枠組みの構築を提案する。特にこうした支援関係の質的転換は、家族内の親密性や依存-自立の再編とも深く関係しており、福祉実践と家族社会学との接続的対話が今後求められる。

文献

- Gilligan, C. (1982) *In a Different Voice*, Harvard University Press.
- 鯨岡峻（2005）『エピソード記述入門-実践と質的研究のために-』東京大学出版会。
- 延原稚枝・武子愛・門下祐子・名川勝（2023）「知的障害のある成人の性的表現・行動に対する態度尺度の構成概念妥当性・信頼性の検討」『発達障害研究』45(2), 166-177.
- Stern, D. N. (2004) *The Present Moment in Psychotherapy and Everyday Life*, Norton.
- Tronto, J. C. (1993) *Moral Boundaries*, Routledge.
- Weingarten, K. (1991) "The Discourses of Intimacy", *Family Process*, 30(3), 285-305.
- キーワード：知的障害者支援, 包括的セクシュアリティ教育, 距離感

日本のケアラー支援をめぐる課題
ーケアラー支援条例をめぐる動向を中心としてー

斎藤真緒（立命館大学）

政府は、2021年、経済財政運営の指針「骨府との方針」に初めてヤングケアラー支援を明記した。当初は18歳未満の児童という年齢区分が重視されていたが、2024年6月の法制化では、「子ども・若者育成支援推進法」にヤングケアラーおよび若者ケアラーへの支援を明記することで、おおよそ30代までの若者ケアラーまでが支援の対象に含まれることになった。

地方自治体レベルでも、ケアラー支援に関する条例制定の動きが進んでいる。2022年3月に制定された「埼玉県ケアラー支援条例」を皮切りとして、2025年4月1日現在、33の自治体においてケアラー支援に関する条例が制定されている。このうち、25自治体の条例がすべての年代のケアラーを支援対象としているのに対して、6自治体はヤングケアラーのみを対象とした条例、2自治体が子ども・若者ケアラーを対象とした条例となっている。また、成立までの過程も、議員提案と首長提案という2つのルートがあった。これらの一連の取り組みによって、年代という縦軸と、ケアの種別による分断を超える横軸とを、どのように結びつけケアラーへの支援として体系化していくかが問われているといえるだろう。

他方、家族主義的福祉政策を基調としている日本においては、依然として家族がケアを抱え込まざるを得ないことが多く、ケアが「リスク化」されやすい。ヤングケアラーの「可視化」のみならず、ケアを契機とする離職やミッシングワーカーの増加、家庭内での虐待の増加、ケア殺人といった形で、ケアに抱える家族の厳しい生活状況が社会問題化している。家族に大きく依存したケア政策のあり方を抜本的に問い直すためには、ケアラーの「負担軽減」をどのように進めていくのかという課題だけではなく、ケア政策において、ケアラーという存在とそのニーズをどのように定位しうるのかという、より根源的な課題も検討する必要がある。

イギリスでは、1990年代からケアサービスの利用者としてケアラーの社会的認知が進み、法制化に結実した。こうした法制化および支援策の拡充の背景には、ケアラーの社会的組織化ーcarer movementーが果たしてきた役割が大きい。イギリスのcarer movementの成立は、1960年代、シングル女性による親の介護問題を取り上げた組織（National council for the single women and her dependents）の結成にさかのぼることができる。ケアを、家庭生活の延長線上として捉えるのではなく、社会の問題として提起してきたイギリスのcarer movementは、創成期からジェンダーの問題と深く結びついていた。1980年代には、全国レベルのケアラー組織が成立し、現在も政策立案のみならず効果検証にも一定の影響力を発揮している。

日本に目を転じれば、1980年に「呆け老人をかかえる家族の会（現：認知症のひとと家族の会）」、1983年に「高齢社会をよくする女性の会」が結成され、日本のcarer movementの先駆的な役割を果たしてきたが、その後結成された団体の多くは、ケアの種別ごとに細分化されたままであった。ケアラー支援条例制定の動きを受けて、2022年に京都では、認知症、障害児者、男性ケアラー、医療的ケア児、若者ケアラーなど、個別のケアラー団体にかかわる個人がつながり、「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都」（以下、京都ケアラーネット）が結成された。京都ケアラーネットでは、個別性の高いケア経験を、他のケア経験と照合しつつ「公共化」することで、「ケアラー」という言葉に託すことができる共通するニーズとは何かをめぐって、議論が重ねてられてきた。本報告では、京都ケアラーネットの活動を中心として、ケアラー支援の具体化においてcarer movementの果たす役割と浮かび上がってきた課題を明らかにし、日本のケア政策におけるケアラー支援の位置づけへの視座を提供することを目指す。

（キーワード：ケアラー支援、ケアラー支援条例、carer movement）

「おやじの会」は相互ケアの関係を育む場となりうるか —家庭・地域・世代をつなぐ実践の可能性—

清水憲志（中国短期大学）

1. 問題と目的

昨今、SNS の普及により、人と人のつながりは大きく変化し、地域及び世代を超えた出会いの可能性が広がっている。かつての子育ては、かつての子育ては、地域・学校・親戚といった多様な関係性の中で行われていたが、平成以降は「地域と距離を置いた孤育て」の時代へと移行していると言っても過言ではない。そうした中、1980 年代に誕生した“おやじの会”は、父親による子育て参加を目的とした団体である。松阪（2007）は、おやじの会の活動が「子どもと遊ぶこと」を通じて地域活動への参加へとつながっていると指摘したが、その関与が家庭や地域においてどのようなケアの形を取っているのかについては、十分に論じられてこなかった。“おやじの会”は現在、全国おやじサミットや地域サミットなどを通じて全国的なネットワークを形成しており、SNS の活用により日常的なつながりも維持している。サミットもすでに 20 回を超え、かつて子どもとして参加していた者が親となり、再び会に参加するというような循環も生まれている。

トロント（2015=2020）は、ケアの五要素を、「ケアを向けること」「ケアを引き受けること」「ケアを提供すること」「ケアを受け取ること」「共にケアすること」とし、その要素から倫理的要素を「注視」「責任」「能力」「応答」「連帯」とした。ケアをすることによって「ケアし、ケアされる」関係性に変化が無い場合、パターンナリズムになる恐れがあるため、「共にケアすること」への転換が求められる。

おやじの会では、参加した子どもが成長し、運営側へと関わるようになる事例もある。これは、ケアの関係性が世代を超えて継承されている可能性を示唆しており、互にケアし合う構造が形成される可能性がある。本研究では、「おやじの会」が「ケアし、ケアされる」関係性を生み出す環境となり得るのかについて明らかにする。

2. 研究方法

本研究では、「全国おやじサミット」の関係者を通じてインタビュー調査の協力を依頼し、2024 年 10 月から 11 月にかけて、ZOOM を用いて半構造化面接を 3 名（男性 2 名・女性 1 名）に実施した。調査に先立ち、所属研究機関の倫理審査（承認番号 T24002）を受け、研究協力者には目的・方法・時程等を説明し、任意参加であること、途中辞退が可能であることも伝えた上で、同意を得た。

3. 分析方法：調査により得られたインタビューデータについて、文字起こしを行い、Steps for Coding and Theorization（以下、SCAT）（大谷，2008；2011；2019）を使用して分析した。

4. 結果

SCAT による分析の結果、おやじの会の会員の視点から、物的環境（＝居場所）と人的環境（＝人との関係性）の両面において、「ケアし、ケアされる」関係が確認された。居場所は特別な行事に限定されるものではなく、日常の中にも存在している。これは、学校という身近な空間を拠点に、大人と子どもという関係だけでなく、異年齢の多様なモデルと出会い、関わるができる場が構築されているためである。

【参考文献】

松坂雅子（2007）子育て世代における地域参加と人間関係の形成--おやじの会を事例に 「立正大学社会学論叢」 (6) 立正大学

Tronto, J. C. (2015) Who Cares?: How to Reshape a Democratic Politics, Ithaca and London: Cornell University Press. （岡野 八代訳『ケアするのは誰か?—新しい民主主義のかたちへ』, 白澤社.）

大谷尚, 2008, 「4 ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案——着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き」, 『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要』, 54:27-44.

大谷尚, 2011, 「SCAT: Steps for Coding and Theorization—明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法—」, 『感性工学日本感性工学会論文誌』 10:155-160.

大谷尚, 2019, 『質的研究の考え方: 研究方法論から SCAT による分析まで』, 名古屋大学出版.

キーワード: おやじの会、ケアリング、地域集団

〈葛藤的男性〉とはどのような男性なのか
—ケアをめぐる男性の行為と意識の錯綜—

○ 多賀 太 (関西大学)

石井クンツ昌子 (お茶の水女子大学)

伊藤公雄 (京都大学 (名))

研究の背景と目的

近年の国際的ジェンダー平等政策では、「ケアリング・マスキュリティ」をキーワードとして、男性のケア行為参加を通じたジェンダー平等の促進が目指されているが、そうした効果は限定的との先行研究もある。報告者らは、本報告に先立ち、就学前の子どもを持つ父親のデータを用いて、ケアに関わる行為と態度、ジェンダー観、生活の質に関する各指標の相互関係についてクラスター分析を行い、①〈伝統的タイプ〉(ケア行為の頻度は低くジェンダー観も伝統的)、②〈非伝統的タイプ〉(ケア行為の頻度が高くジェンダー観は非伝統的で生活の質も高い)以外に、③〈葛藤的タイプ〉(ケア行為の頻度もケアの態度の程度も高いにもかかわらずジェンダー観が伝統的で生活の質が低い)の存在を確認した(多賀他 2023)。最後の〈葛藤的タイプ〉は、ジェンダー平等施策の目標に照らせば、ケア行為参加の点では理想的であるものの、女性との非支配的で平等な関係性の構築やメンタルヘルスといった観点から見れば決して望ましい状態とはいえない。彼らに対する有効な政策的働きかけのあり方を考えるには、彼らの生活実態をより詳しく理解する必要がある。しかし、報告者らのこれまでの研究では、彼らの特徴として分かっているのは、正規雇用および中程度以上の収入の配偶者を持つ男性や 20 代の男性の割合が高いことだけである。そこで本報告では、家事・育児行為に限らない家庭内外の様々な生活実態や人間関係に関する側面を上記 3 タイプで比較し、〈葛藤的〉タイプの特徴をより詳細かつ多面的に把握したうえで、彼らに対して必要な政策的アプローチについて考察する。

使用データと分析方法

(公財) 笹川平和財団「新しい男性の役割に関する研究会」が実施した「男性の役割に関する調査」(2018) の日本データ(東京・東北・北陸・九州・沖縄に在住する 20 歳~69 歳の男性 1,000 名ずつ合計 5,000 名)のうち 7 歳未満の子どもをもつ既婚男性のケースに限定して使用する。クロス集計により、上述の 3 クラスター別に以下に述べる諸変数の分布を比較し、〈葛藤的〉タイプの特徴を明らかにする。

結果

(1) 交友関係に関しては、「自分の親」「自分のきょうだい」「その他の親族」「近所の人」「仕事以外の友人」との会話頻度が他タイプに比べて高い傾向にあり、社交性の高さがうかがえる。(2) DV, セクハラ, パワハラのいずれについても、加害経験・被害経験ともに他タイプよりも多い傾向にある。これは、彼らが実際により暴力的な環境に置かれてきた可能性だけでなく、より暴力に敏感であることの反映である可能性も考えられる。(3) 家事・育児頻度が高いゆえに予想される結果ではあるが、「ボタン付け」ができて普段の服や仕事着を自分で買う割合が高い。そして、育児休業取得経験者の割合が高く、子どもの緊急時の対応が配偶者ではなく自分の役割である割合も高い。(4) 配偶者との関係性については、他タイプに比べて、平日の会話が多い傾向にあるが、会話パターンとしては「自分が一人で話す」割合が高い。「家計管理」「親や親族とのつきあい方」「子どもの教育や子育て方針」については、配偶者よりも自分が決定している割合が高い。そして「配偶者は自分に関心がない」と思う割合が高い。(5) 老後の生活については、他タイプに比べて、楽しみが「かなりある」割合が高く、一緒にいたい人として「配偶者」を選ぶ割合は低く「子ども」を選ぶ割合が高い。(6) 特に注目すべき点として、他タイプに比べて、「現在中心になって介護している」「現在介護を手伝っている」「過去に介護を行っていた」のいずれも割合が高く「ダブルケアラー」状態の割合が相対的に高い。

謝辞

本研究は(公財) 笹川平和財団から個票データ使用の許可を得ており、JSPS 科研費(25K03385)の成果の一部である。

主要参考文献: 多賀太・石井クンツ昌子・伊藤公雄・植田晃博「ケアする男は「男らしい」のか—ケアリング・マスキュリティの複数性に関する計量分析」『家族社会学研究』35(1):7-19, 2023.

(キーワード: ケアリング・マスキュリティ, 葛藤的男性性, ダブルケアラー)

父親たちのケアをめぐる新たな役割と家族・社会との関係の再編に関する研究
——育休を取得した父親たちの語りから——

松村智史（名古屋市立大学大学院）

1. 問題提起・研究目的・研究方法・倫理的配慮

近年、男性の育児を促進する政策や啓発活動が展開されている。厚生労働省が2024年7月31日に公表した「令和5年度雇用均等基本調査」によれば、男性の育児休業取得率が約30%と過去最高となった。また、国内の研究において、男性の育児に関する研究の蓄積が進んでいる。国際的にも、ケアする男性性であるケアリング・マスキュリティ（Caring Masculinities）がジェンダー平等に貢献する新しい男性のあり方として提唱されている（多賀ほか 2023：8-9）。他方、現実の父親たちに目を向けると、政策が意図する像とは異なる実態があり、父親たちがケアを担うことが増えても、様々な葛藤を抱えていることが考えられる。例えば、コンネルが提唱した、稼ぎ手役割や職業的成功などから構成される「ヘゲモニックな男性性（hegemonic masculinity）」（Connell 2005＝2022）の根強さが指摘される。特に日本では、性別分業意識や男性稼ぎ手モデルのもと、男性は父親となった後も稼ぎ手の役割を期待され、いわば一家の大黒柱としてフルタイムで働くサラリーマン像が根強いことが指摘される。他方で、近年の男性育児や、父親コミュニティの増加は、男性自身のケアをめぐる新たな役割や、家族・社会との関係の再編につながっていることも考えられる。

そこで、本調査では、主に東海地方で育休またはそれに準じる一定期間の有給休暇を取得し、父親のコミュニティに参加する計6人の父親インタビュー調査から、ケアをめぐる新たな役割や、家族・社会との関係などを明らかにすることを研究目的とした。インタビュー調査は、半構造化方式で、2023年11月～2023年12月にかけて行った。インタビューに際しては、調査の趣旨や公表方法などについて書面を用いて説明し、同意を得た。また、得られたデータは個人が特定されないように匿名化するなどの倫理的配慮を行った。なお、読みやすさの点から文意を損なわない範囲の加工を行った。

2. 分析結果・考察

分析の結果、育休を取得した父親たちにとって、育休経験は、ケアをめぐる自己の役割の捉え直し、価値観やキャリア観の変化、家族・社会との関係性を見直しといった、重要な契機として機能していた。

例えば、ある父親は、育休を経て会社を退職・独立するという人生の転機を迎えたが、それは単なる育児の分担ではなく、自らの人生や価値観を再構築する過程を伴う選択であった。一方、別の父親は、育休を「柔軟な転職」と捉え、家族との衝突や葛藤を経て育児や家族への姿勢を変化させていった。父親たちに共通するのは、育休を通じて、自身のケア役割の見直し、価値観の転換、家族・社会との関係の再編を行っている点である。

さらに、その過程において、父親たちは、他の父親たちがいるコミュニティで、思いや悩みを吐露したり、相談したり、互いに承認し合ふことなどを通じて、孤立感の緩和、自己や家族の相対化、新たな気づきの獲得を経験し、その結果、ケアをめぐる自己の新たな役割を見いだしていた。また、こうした父親たちのコミュニティは、職場などでは得られにくい共感や安心を提供し、育児における父親の新たな役割の確立や、家族の捉え直し、家族・社会との関係の再編に寄与していた。育休取得を、育児の分担や制度利用の実績づくりにとどまらず、父親自身のケアをめぐる役割の変容、家族・社会との関係の再編の契機として位置づけ直す必要がある。また、そうした、変容していく父親たちを支えるコミュニティの制度的・文化的基盤が重要といえる。

（キーワード：ケアリング・マスキュリティ、子育て、家族）

参考文献

Connell, R. W. [1995] 2005, *Masculinities*, 2nd ed., Cambridge: Polity Press. （伊藤公雄訳、2022, 『マスキュリティーズ——男性性の社会科学』新曜社）。

多賀 太・石井クンツ昌子・伊藤公雄・植田晃博、2023, 「ケアする男は「男らしい」のか：ケアリング・マスキュリティの複数性に関する計量分析」『家族社会学研究』35(1)：7-19。

父親の子育てにおける性別役割分業観の多元性 —育休取得男性の語りから—

岩城はるみ（関西大学大学院）

1. 研究の背景と目的

近年の日本社会において、少子化対策や女性活躍推進などの観点から、男性が子育てをおこなうことの重要性が注目されている。とりわけ男性の育児休業（以下、「育休」）は、子育てと就労のジェンダー平等を実現するための要として期待され、政府や企業、各種団体による啓発活動や制度の整備が進められてきた。こうした取り組みの結果、男性の育休取得率は2020年代に入り急速に上昇し、2023年度には過去最高の30.1%となった（厚生労働省 2024）。一方で男性育休の実態を見てみると、取得率こそ大幅に上昇しているものの、その取得期間は半数以上が1ヶ月未満（厚生労働省 2024）であり、育休取得女性の8割以上が8ヶ月以上の育休を取得していることと比較するとその期間の短さが際立っている。さらに、男性が単独で育休を取得する事例は少数派である（中里 2023）ことから、男性が育休を取得した夫婦においても未だ乳児期の子育て責任は女性に偏っており、現状では男性育休が本質的に子育ての性別役割分業を解消しているとは言い難い。

これまでの男性育休に関する議論や研究では、その取得率の低さから、取得率向上が喫緊の課題とされ阻害要因や促進要因の分析に重点が置かれてきた。そのため、男性育休が夫婦間における子育て責任の分担にどのように寄与しているのか、あるいは男性の自立的・継続的な子育てを促進しているのかなど、男性育休と父親の子育ての質との関連性については精緻に検討されてこなかった側面がある。

そこで本研究では、男性育休が必ずしも夫婦間の子育てにおける性別役割分業を解消していない要因として、男性が持つ性別役割分業観に着目し、育休取得という事実だけでは捉えきれない子育て責任の分担に関する価値観や意識の複雑さを明らかにする。男性に対する育休取得のための環境が整備され、実際に取得率が上昇する中で、当事者のどのような意識がこの現状を生み出しているのかを浮き彫りにすることで、男性育休が父親の自立的・継続的な子育てを促進し、本質的な子育てのジェンダー平等を実現するための契機となり得るような制度設計に向けた示唆を提供することを目指す。

2. 使用データと分析方法

本報告で用いるデータは、2022年8月～2023年10月に実施した、末子が2歳未満であり、その子の出生に際して育児休業を取得した有配偶男性9名への半構造化インタビューから得たものである。育児休業を取得するに至った背景や育児休業中の意識・行動の変化、父親ならではの葛藤、子育て支援のニーズなどについて、聞き取りをおこなった。それらのデータの中で、本報告では「本人が持つ性別役割分業観」に関連する語りを抽出し、育休取得前、育休取得中、職場復帰に際しての3つの時期に分けてその語りを整理した。次に、時期ごとに父親の語りを詳細にみていき、性別役割分業観がそれぞれのタイミングでどのような行動へと結びついているかを分析した。

3. 結果と考察

父親たちは「男は仕事・女は家事育児」といった狭義の性別役割分業観には明確に否定的な意識をもち、「男も子育て」という意識のもとに育休を取得していた。一方で、子育ての主体は母親であり父親はサポート役であるという意識や、母親の方が子育てに向いているという性別と適性を結び付けるような意識を持っていることも分かった。また、2021年の育児・介護休業法改正により、男性育休が職場において先駆的で模範的なものと認識されつつあることから、「男は仕事」という性別役割分業観の延長線上でその取得が受容・遂行されている可能性も示唆された。このように、男性育休は必ずしも性別役割分業観が解消されたことによって、あるいは解消するものとして普及するとは限らず、その取得のあり方によっては緩やかな性別役割分業観を維持してしまう可能性を明らかにした。男性育休が夫婦の子育てにおける性別役割分業を解消する契機となるためには、父親の自立的な子育てを促す育休制度の設計と、職場復帰後の子育て継続を支援する職場環境の確立が望まれる。

キーワード：男性育休、父親の子育て、性別役割分業観

シングルファーザーの家族生活と仕事生活の葛藤に関する質的分析 —構造とエージェンシーによる検討—

小野江優介（日本福祉大学大学院）

1. 背景と目的

ひとり親家庭の抱える問題として、ひとり親家庭は仕事と家族ケアの両立困難を抱え、家庭役割を優先せざるをえず、経済的な不安が生じやすいとの指摘がある（下田・清水・黒瀧・上野・石井 2022）。

このような仕事と家族ケアの両役割間の葛藤的な状況のことを、本研究では「ワーク・ファミリー・コンフリクト（Work Family Conflict、以下 WFC）」の呼称を用いる。父子家庭、および WFC における先行研究においては、彼ら・彼女らの生きづらさや生活困難に注目し、心理学的視点で検討する研究が多く存在する。しかしながら、心理学視点のみによる検討だけでは、個人以外の要素の検討を行うことが難しい。そこで、本研究では、WFC 概念を用いて、社会学視点にもとづいた検討を行う。

本研究では、構造化理論にもとづいて、以下の2点を研究課題として設定し、社会と個人の両面からシングルファーザーの仕事生活と家族生活を検討することを目的とした。

①シングルファーザーは仕事生活と家族生活両面においてどのような構造下にあるのか明らかにすること。

②シングルファーザーは彼らの置かれた構造下において、どのような行動を行いながら生活を運営しているのか明らかにすること。

2. 方法

本研究では、過去3年間の間に18歳以下の自身の子と同居し養育している7名のシングルファーザーを対象として個別での半構造化面接を行った。なお、うち1名はデータの示し方について十分な同意を得られなかったため、研究協力者は6名である。抽出方法は機縁法である。調査は2024年5月より2024年9月までの期間に行った。本調査で得られたデータは逐語録に起こし、Giddens の構造化理論の視点よりデータの分析を行った。

なお、本研究は、日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」計画等倫理審査委員会により承認を得て行われるものである。（承認番号：23-051）

3. 結果

調査の結果、仕事生活においては、シングルファーザーには仕事をこなすことを求める構造が存在していた。変化した自身の生活を運営できるよう時短勤務や残業をなくすことなどを求めてシングルファーザーは職場に働きかけを行う。しかしながら、いったん要求が認められても、時間の経過とともに元の働き方に戻るよう職場からアプローチが重ねられる場合があることが確認された。

家族生活においては、シングルファーザーは男性が親役割をこなすという点で現在の社会で通念としてある父親とも母親とも異なる構造下にある。そのなかで、シングルファーザーは、育児の情報を得るために母親コミュニティと関わりを持つ必要があった。彼らは、偶然や数少ない他の母親との接する機会を最大限活用し、つながりを持つことを試みていた。

研究課題①に対応する結果としては、職場の構造はシングルファーザーの時間的余裕を減らす特徴を持っており、そこには1度交渉をして構造を改変しても構造自身が元に戻ろうとする弾性ともいえるべき存在が示唆された。家族生活においては、シングルファーザーの家族運営には性別を越えて母親コミュニティと関わりを持つ必要があるなど障壁を乗り越える必要があった。シングルファーザーは性役割構造のはざまにあることが確認された。

研究課題②に対応する結果としては、シングルファーザーはこれらの構造に対し、エージェンシーとして、仕事生活では職場との交渉と再交渉を重ねながら子どもの養育のための時間的余裕を確保しようとすることが確認できた。家族生活では自身の性別から母親コミュニティとの関わりに障壁を感じつつも、子どものイベントごとなどを契機に他の母親とのつながりを形成し、円滑に養育ができるよう行動していることが示唆された。

本研究の限界としては、ケース数が少ないため代表性がないという点に加え、機縁法による抽出を行っていることから、本研究の結果を一般化することが難しいことが挙げられる。

キーワード：シングルファーザー、構造、ワーク・ファミリー・コンフリクト

自由報告(2)⑦中国の家族・ケア

⑦ -1 【報告キャンセル】

中国の一人娘世代と母親世代のライフコースの比較研究①
—計画経済期における二元的な戸籍体制が都市女性と農村女性に与えた影響—

陳 予茜 (流通経済大学)

1. 背景と目的

中国の計画経済期(1953年～1992年)は、国家が経済活動を統括し、生産や資源配分を管理する時代であった。当時、政府にとっていかにして社会秩序を維持し、人口の特定や管理、さらに人口の流動を抑制することができたかが重要な課題であった(姚 2004)。その結果、二元的な戸籍制度が採用された。この制度は単なる戸籍管理にとどまらず、食糧配給、職業申請、社会福祉など多岐にわたる制度と連動し、一つの体制を形成していた(俞 2002)。その体制のもとで、都市戸籍者と農村戸籍者の間には、大きな権利と機会の格差が生み出された。

これまでの先行研究では、戸籍制度の枠組みやそれによる都市と農村の格差について詳細に論じられてきたが、戸籍制度が女性のキャリア形成にどのような影響を及ぼしたのかについては十分に検討されてこなかった。また、戸籍制度以外に影響を与える要因が存在するのか、それらの影響が世代を超えて継承されているのかについても、明らかにされていない。

そこで本報告では、上述した問題意識を踏まえ、計画経済期における女性のキャリアに焦点を当て、二元的な戸籍体制が女性の就労に与えた影響を具体的に分析する。また、戸籍制度以外の女性の就労に関わる要因の存在と、それらが世代間に継承されているのかについても検討を行う。これにより、中国の計画経済期における女性の就労と時代、世代との関係性に新たな視座を提供することを目指す。

2. 対象と方法

本報告では、2024年8月に中国浙江省紹興市で実施したインタビュー調査のデータを用いる。調査対象者は、計画経済期に就職し、一人娘を持つ有配偶女性8名である。そのうち都市戸籍が6名、農村戸籍が2名(うち1名は1990年代以降、戸籍制度の緩和により都市戸籍に変更)であり、インタビュー時間は一人当たり70分～140分であった。

3. 結果

結果を述べると、まず中国の計画経済期における二元的な戸籍体制が女性のキャリアに与えた影響が、重層的かつ交差的であることを明らかにした。都市戸籍者と農村戸籍者の間には、就労機会とアクセス可能な職業の質と量に明確な格差が存在していた。ただし、このような格差は単に都市と農村という二項対立的な構図によるものではなく、ジェンダー、学歴、親の社会地位や資源といった複数の要因と交差しながら、世代を超えて存続されてきた。もっとも、調査対象者である女性たちは、こうした制度の制約を受動的に受け入れていたわけではない。農村戸籍の女性は、自身のキャリアや家族の将来のために都市限定の資源への接近を試み、都市戸籍の女性は公務員試験に挑戦するなど、それぞれが主体的にキャリアを築こうとする姿が見られた。さらに、戸籍上では都市と農村が明確に区別されていたが、空間的には必ずしも明瞭ではなかった。都市と農村の間には緩衝地帯が存在しており、その存在は都市と農村、都市戸籍者と農村戸籍者の対立を緩和し、潜在化させる機能を果たしていた。

<参考文献>

俞徳鵬, 2002, 『城乡社会：从隔离走向开放—中国戸籍制度与戸籍法研究』山東人民出版社

姚秀蘭, 2004, 『戸籍, 身分与社会変遷：中国戸籍法律史研究』法律出版社

(キーワード：戸籍制度、女性のキャリア、世代間関係)

謝辞：本研究はJSPS 科研費 JP24K05294 の助成を受けたものです。

中国の一人娘世代と母親世代のライフコースの比較研究②

—婚後・子育て期の居住形態と育児のあり方について—

施 利平 (明治大学)

ライフコース研究は歴史時間や社会時間がライフコースを形作るあり方に強い関心を持ち、社会政策、社会時間が当該社会の人々のライフコースを形作る様子を把握しようとするものである。中国社会は 1949 年以降今日まで多くの社会変動を経験してきた。1979 年の計画経済政策から市場経済政策への転換、1966-1976 年の文化大革命と 1979-2015 年の一人っ子政策は、人々のライフコースにいかなる影響を与えるかを明らかにするため、本研究では一人娘世代と母親世代のライフコース比較を行う。

これまでの研究は、母親世代か一人娘世代のいずれかを扱い、それぞれの世代のライフコースの特徴を解明してきた。例えば、1950-1960 年生まれの子世代の女性は文化大革命によって教育が中断され、市場経済の人員削減によって仕事が失うことを体験したうえ、結婚・出産の適齢期には一人っ子政策の導入により、生育行動も大きく制限されていた (Liu2007)。そのため、この世代は教育、職業と出産が政府の政策により大きく振り回された「不幸な世代」と位置付けられる (Liu2007)。

さらに父系親族規範のもと、息子と娘は家庭内で異なった役割が期待され、いずれ他家に婚出する娘は、家庭内の資源やチャンスの配分は男兄弟より、劣位な立場に置かれていた (Bauer et al. 1992)。また結婚後婚家のために男子後継者を出産することが期待されていた一人娘の母親世代は、一人っ子政策のもとで男子後継者を出産できなかった、いわゆる「失敗した嫁」である (李 2010; 施 2023)。

他方、1980-1990 年代生まれの一人娘世代は改革開放以降、一人っ子政策のもとで生まれ育った世代である。家庭での唯一な子どもとして、親世代の愛情と教育投資を全て受けることができ、高等教育を受ける機会に恵まれた世代である。彼女らは公的世界では熾烈な学歴競争と職業競争に直面し競争社会で勝ち抜くことを目指しながら、家庭内では婚家からは嫁役割、生家からは跡取り娘役割がともに期待される (施 2023)。すなわち、一人娘は従来の女性が担ってきた嫁役割または跡取り娘役割の両方が要請され、両家の後継者の出産や将来双方の親の扶養・介護が期待される。さらに 1990 年代以降子どもに寄り添い、科学的な方法で育児を行うとともに、子どもの教育達成を重視する風潮が中国社会では強まっている。その中で女性は子どもの養育・教育における重要な決定やマネジメントが任されており、教育する母としての役割が強化される一方である。一人娘世代は仕事と育児の両立が一段困難な状況に直面している (陳 2022)。

これまでの女性のライフコース研究は世代間の相違点を解明してきたが、世代間の共通点、とりわけ母親世代のライフコースが一人娘世代のライフコースへの影響、つまり世代間の価値観の再生産や世代間の連続性に十分に焦点を当ててこなかった。本報告は一人娘世代と母親世代のライフコースをペアで比較研究し、社会変動が女性のライフコースにもたらす影響、および母親世代のライフコースが一人娘世代のライフコースへの波及プロセスを理解することを目的とする。

具体的に①一人娘世代と母親世代の就労と育児のコーホート比較を行う。女性たちはどのような形態で就労し、どこで、誰からサポートを得ながら、子育てをしてきた/またはしているのか。さらに子どもを教育する役割は主に誰によって担われてきた/担われているのか。②一人娘世代の家族形成は、従来の父系親族規範とは連続性を持つのか。それとも一線を画したものであるのか。父系親族規範のもとで行われていた夫方同居が一人娘世代においても行われているかを検証するため、婚後居住形態と子育て期の居住形態を取り上げて、一人娘世代と母親世代のコーホート比較を行う。

また本報告で用いるデータは、中国浙江省紹興市で 2019-2023 年に行った一人娘調査のデータと 2024 年 8 月に行った一人娘の母親 8 人の調査データである。

(キーワード：母娘のライフコース比較、一人っ子世代、世代間関係)

謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP19K02052 と JP24K05294 の助成を受けたものである。

女性農民工の母親役割に関する意識と行動
—中国四川省留守児童をめぐる遠隔養育を軸に—

張迎霞（神戸大学）

中国においては、改革開放政策以降の市場経済化と都市化の進展により、農村部から都市部への人口流入が加速していた。それに伴って「留守児童」問題が深刻な社会問題として浮上してきた。留守児童とは、両親または片親が都市部で就労するため、長期にわたり親と離れて農村で生活する子どもを指す。2006年以降、留守児童の家庭教育の欠如や、祖父母により「隔代扶養」が子どもの社会性の発達に不利に作用する傾向があることが指摘されてきた（曹 2022；江 2022；張 2007；張 2014；庄 2006）。こうした隔代扶養に関する課題のなかで、実際に育児を担えない母親たちが、母親役割をどのように捉え、どのような方法で子どもとの関係維持を図っているのかという視点が重要となる。特に、出稼ぎ先にいる母親たちは、祖父母や親戚への育児依存という現実を受け入れつつも、単なる「不在の親」ではなく、遠隔地からでも母親としての役割を果たそうと模索している。ここで注目すべきは、「留守児童の母親」としての女性が、経済的責任と養育責任の間でどのような葛藤や調整を経験しているのかという点である。

一方で、女性農民工は移動先の都市部において、労働力として重要な役割を果たしているにもかかわらず、伝統的な性別役割分業の影響を受け、家庭内では依然として育児の主要な担い手とみなされている（許・辛 2021；張・熊 2024）。既存研究においては、主に彼女たちが直面する労働と家事・育児の二重負担に焦点が当てられてきたが、子どもと離れて暮らす「遠隔育児」という状況で、彼女たちが母親役割をどのように認識し、具体的にどのように実践しているのかに関する実証的な分析は不足している。この点で、To et al. (2018) の研究は貴重な知見を提供しており、留守児童の母親たちは、どのように子育て経験を主観的に捉え、母性の意味を構築しているのかを明らかにしている。しかし、この研究は経済的支援者としての役割へのシフトや伝統的な母性規範との葛藤が指摘されてはいるものの、個々の母親が持つ役割意識の差異を明らかにするまでには至っていない。こうした意識の違いが具体的な育児行動にどのように影響を及ぼすのかについての実証的な分析も不足している。

以上を踏まえ、本研究は、都市部に出稼ぎに出ている女性農民工が、特に留守児童の母親としてどのような役割意識を持ち、どのような行動を取っているのかを明らかにする。

本研究では四川省成都市で働く留守児童の母親 13 名を対象に、半構造化インタビューを行った。文献レビューとインタビュー調査を通して、主に二つのことを明らかにした。

まず、留守児童母親たちは総じて、母親としての基本的責任は、子どもに対する物質的支援と経済的保障を提供することであると認識している。このような経済的支援は、子どものそばにいないという現実を補う手段として位置づけられており、子どもにより良い生活環境や教育機会を与えることが、自らの母親役割の重要な遂行方法であると理解されている。また、留守児童の母親は、都市部での長時間労働や生活環境の制約、家庭内関係、子どもの生活状態といった複数の要因に影響されながら、母親役割を遂行しており、その過程は不断の交渉と調整を伴っていた。経済的責任と養育責任との板挟みに対して、多様な適応戦略を展開していることが明らかとなった。

キーワード：女性農民工、母親役割、留守児童

中国における SRS 手術を受けたトランス女性の親子関係——

「受け容れ」をめぐる葛藤

呉 亦悦（北海道大学文学院）

1. 研究背景

日本において、トランスジェンダー当事者は多くの困難を抱え、とりわけ親との間で性自認の「受け容れ」をめぐる葛藤が深刻な課題となっている。（周司・高井 2023；石井 2018）。一方、中国においては、性別違和が現在も精神障害の一種として分類されており（中国卫生健康委員会 2020）、加えて、政府による法律、政策、メディア統制、宣伝活動がトランスジェンダーに対するスティグマを強化している。このような背景のもと、中国におけるトランスジェンダーの親子関係は、さらに深刻な葛藤を孕む傾向があると指摘されている（辛ほか 2017）。特にトランス女性に関しては、社会的偏見がより強く、親子間の対立や断絶が顕著に表出しやすい。そして、既存の研究においては、性別適合手術（SRS）を受けたトランス女性における親子関係の変化に関して、十分な検討がなされていない。

2. 研究目的

以上を踏まえ、本研究の目的は、中国において SRS 手術を受けたトランス女性を対象に、親との関係性、とりわけ親による「受け入れ」をめぐる葛藤の実態を明らかにすることにある。加えて、こうした葛藤が生じる要因を解明することを目的とする。

3. 研究方法

本研究は SNS を通じて SRS 手術を受けたトランス女性の協力者 7 人を募り、彼女らに対して半構造化インタビュー調査を行った。インタビュー調査の回数は 2～3 回であり、毎回の時間は 60～90 分程度である。

4. 結果

調査の結果によれば、SRS 手術を受けた後であっても、親による「受け入れ」は依然として困難であることが明らかとなった。7 名の調査対象者のうち、手術を契機として親の態度が「受け入れ」に転じたケースは 1 名にとどまった。また、調査対象者の中には、「SRS 手術を行えば親に受け入れてもらえる」と期待していた者もいたが、実際にはその期待とは逆の結果となったケースが多く見られた。さらに、SRS 手術を受けたことによって親子関係がより悪化し、最終的には親と絶縁するに至った事例も 3 名確認された。葛藤が生じる要因として、親が「知人や親戚に知られることで自らのメンツが損なわれる」と懸念すること、ならびに「息子であるはずの子どもが娘になる」という事実そのものを受け入れがたいと感じることが主な理由として浮かび上がった。

5. 考察

本研究は、SRS 手術後も親からの受容が困難であり、むしろ関係が悪化するケースがあることを明らかにした。調査対象者の中には、親から「君のその様子をちゃんと見てよ！どこが女らしいのか」といった叱責を受けたと語る者もあり、生殖器の変化のみではなく、外見的な「女らしさ」までが要求されていることが明らかになった。これは中国社会における厳格なジェンダー秩序の存在を示している。また、家族や地域社会の視線を強く意識する中国の「メンツ」文化も、トランス女性のアイデンティティ受容を妨げる要因となっており、儒教的家族観に基づく父性や息子継承の観念が、その否定的態度を強化している。

参考文献

石井由香里, 2018, 『トランスジェンダーと現代社会——多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界』明石書店。

周司あきら・高井ゆと里, 2023, 『トランスジェンダー入門』集英社。

辛穎・齊霽・吳利娟, 2017, 『2017 中国跨性別群体生存現狀調查報告』北京大学社会学系。

中国卫生健康委員会, 2020, 「成人人格和行为障碍」『精神障害診療規範標準』, 386-88。

キーワード：SRS 手術を受けたトランス女性、親子関係、葛藤

女性のライフコースの世代間比較
系列分析による職業経歴の記述

黒川すみれ（福岡県立大学）

1. 問題背景と目的

ライフコースは単なる個人の人生(life)ではなく、その社会に出現するパターン化された人生の道筋(pathways)であり、当該社会の社会構造を反映したものであるという認識のもとで、社会変動を考察するためのきわめて重要な資料となってきた(Elder 1992)。近年よく耳にする「人生の多様化」「キャリアの多様化」という言説は、人生の道筋が増えたことを意図したものであり、特に女性のライフコースの変化を想定して「多様化」という言葉が使われている。こうした「多様化」については、近代家族に代表されるような、戦後日本に多くの人々が歩んだ「標準的なライフコース」は温存されたまま、「標準」の代替的選択肢としての「周辺のライフコース」が出現してきたことが、いわゆる「多様化」の内容だという指摘がある(嶋崎 2013)。

ライフコースの世代間比較の研究は数多いが、その多くが世代ごとの集団としての状態分布を記述して比較するもの(例:M字カーブ)である。このアプローチは、コーホートとしての経験されやすいライフコース(「標準」)は明らかになるが、「周辺の」ライフコースの内容は見えづらい。先行研究にもとづいて「多様化」議論をするのであれば、標準的ライフコース以外の軌跡(周辺のライフコース)の内容とその変化を追うことが必要となる。本報告では、個人のライフコースを計量的手法で記述することにより、周辺のライフコースがいかに出現してきたのかを可視化することを試みる。

2. データと方法

分析には1985年、1995年、2005年、2015年のSSM調査を統合したデータセットを用いる。40歳時点までの職歴情報がある女性を分析対象とする。出生コーホート別に個人の職業経歴を記述したのち、クラスター分析により職歴を分類して、各コーホートでどのような職歴パターンが抽出されるかを比較する。職歴の記述には系列分析(Sequence Analysis)を適用する。系列分析は履歴データがもつ膨大な情報量を効果的に縮約する手法であり、特に国外では系列分析を用いたライフコース研究は少なくない。本報告では、職歴で記述したライフコースの世代間比較を行う。

3. 結果

女性のライフコースは、1930年代生まれまでは「就業経験なし」が主流、1940～1960年代生まれは「専業主婦(+再就職)」が主流、1970年代生まれ以降は「就業継続」が主流となる。各コーホートでもっとも大きな割合を占める職歴パターンを「標準的ライフコース」とすると、近年になるにつれ「標準的ライフコース」の比率は小さくなっていった。代わりに、「標準」を代替する「周辺のライフコース」が出現するが、コーホートによって「周辺のライフコース」の出現の仕方が異なることが明らかになった。「標準」の縮小と「周辺」のパターン拡大によって「多様化」が進んでいることが示唆される。

Elder, G. H., 2000, "The Life Course," Borgatta, E. F. & R. J. V. Montgomery (Eds.), *Encyclopedia of sociology* (2nd ed). New York: Macmillan, Vol. 3, pp. 1614–1622.

嶋崎尚子, 2013, 「人生の多様化」とライフコース：日本における制度化・標準化・個人化」田中洋美・M.ゴツィック・K.岩田ワンケナイト編『ライフコース選択のゆくえ：日本とドイツの仕事・家族・住まい』新曜社, 2-22.

【付記】

本研究は東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター2025年度課題公募型研究会「社会調査データの合併による二次分析研究の刷新」の研究成果である。

(キーワード：ライフコース、職業経歴、系列分析)

ライフコースの視点からみた外国人大学教員のキャリア形成

渡邊 恵 (広島大学)

1. 背景と目的

高等教育の国際化に伴い、日本の大学で働く外国人教員の数は年々増加している。しかし日本では、外国人教員の全体的な割合は増加しているものの、上位職における割合はそれに見合うほど増えていない (Huang 2018)。また、外国人教員に占める女性の割合は、職位が上がるにつれて減少する傾向がみられる (文部科学省 2024)。ここ数年、特に高等教育研究の専門家の間では、外国人教員の特徴や、彼らが職場で直面する周縁化、組織的支援の不足といった課題に関する研究が進められ、知見が蓄積されつつある (例: Brotherhood et al. 2019; Kotake 2024)。

こうした状況を踏まえ、本研究の目的は、ライフコースの視点から日米の大学に勤務する外国人教員のキャリア形成に関する経験と展望を明らかにし、長期的な視点から組織的支援制度のあり方を探ることである。あわせて、ジェンダーの視点から、外国人教員が昇進などキャリアアップを図る際に直面する障壁についても考察する。日米二カ国で調査を実施することで、両国における外国人教員を取り巻く環境を比較し、日本の大学の特徴や取り組むべき課題への理解を深める。

2. 方法

本研究では、外国人教員のキャリア形成に関する経験と展望を、世代やキャリアステージ別に見られる環境や認識の違いに着目しつつ、結婚・子育て・リタイアメントといったライフイベントとの関連から検討する。分析には、日米の大学でフルタイム勤務する外国人教員を対象に実施した半構造化インタビューおよびフォーカスグループのデータ (女性 19 名、男性 25 名、計 44 名) を用いる。なお、日本においては外国人を「日本国籍を有しない者」と定義し、米国においては「外国生まれ (foreign born)」を基準として調査協力者を募った。

3. 結果と考察

これまでの分析で明らかになった主な結果として、日本の回答者の間では、子育てに関連する要因が、日本でキャリアを継続するか (あるいはリタイア後も生活が続けるのか)、それとも母国へ帰国するかといった選択に影響を及ぼす傾向が見られた。例えば、子どもが日本の公立小学校に通う東南アジア出身の若手教員は、帰国したときに子どもが母国の学校に適應できるかを心配していた。そのため、家族と共に日本での生活を続けながらキャリアを築いていきたいと考えていた。一方、米国の回答者については、移民制度や大学の雇用条件の違いなどを考慮する必要があるものの、米国でのキャリア形成の意向に対する子どもの影響は比較的小さいようだった。

キャリアアップの障壁については、特に日本の回答者から、ジェンダーよりも「言葉の壁」や学術界における「暗黙の了解」が指摘されることが多かった。

今後、日本においても子育てをしながらキャリアを形成する外国人教員の増加が見込まれる。本研究の結果は、仕事面に加え、家庭生活や私的な側面を含む包括的な支援制度の検証と実施の必要性を示している。また、「言葉の壁」や「暗黙の了解」への対応に向けた組織的な取り組みの重要性も示唆している。

【文献】

- Brotherhood, Thomas, Christopher D. Hammond, and Yangson Kim. 2019. "Towards an Actor-Centered Typology of Internationalization: A Study of Junior International Faculty in Japanese Universities." *Higher Education* 79(3): 497–514.
- Huang, Futao. 2018. "Foreign Faculty at Japanese Universities: Profiles and Motivations." *Higher Education Quarterly* 72(3): 237–49.
- Kotake, Masako. 2024. "Exploring Compatibility Issues between International Faculty and Their Host Environment: A Case of a Local National University in Japan." *ECNU Review of Education* 7(4): 885–904.
- 文部科学省. 2024. 学校基本調査. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400001>

*本報告は JSPS 科研費 23K12729 の助成を受けたものです。

(キーワード: ライフコース、高等教育、国際化)

農村部出身者みる「家を継ぐこと」の意味づけ
茨城県北の事例

水嶋陽子（常磐大学）

目的： 老年期の親子は、しばしば、生活支援や介護など福祉的側面から議論されている。高齢者と子どもとの同居が減る中で、とりわけ農村部に居住する親世代にとって家の継承は大きな気がかりであるが、家産や位牌祭祀、墓地、家名など系譜的側面からの親子関係の議論は、さほど多くはない。そうしたなかで農村家族研究において堤（2009）は、対象農家の人の継承を扱い、子世代（大正―昭和前半生まれ）の継承は農業・長男・同居が一セット組み合わせになっていたが、孫世代（昭和中後半生まれ）の継承は必ずしも農業・長男・同居が組み合わせになっていないという。また永野（2005）は、農地が世代的に継承されている限り、農業を継がなくても家を継いでほしいという後継者への期待などが保持されるとする。すなわち先行研究は、主に親の側から家の継承を取り扱っており、近年は同居や家業継承を伴わないなど、それぞれの地域や家族の実情に合わせ、実態としての様々な形で家の継承が行われていることを、共通して指摘する。それらの知見をふまえると、農村部出身で他出した子どもは、自分たちなりのやり方で、親の家を継ぐことを模索していると予想される。しかしこれまで、他出した子どもの側から、家の継承をめぐる実際に親世代とどのような関わり方をしているのかは、さほど明らかではない。

そのためここでは、北関東農村部を出て地方都市に暮らす、壮年期の人々に、焦点をあてる。インタビューデータから、彼らが「家を継ぐこと」を意識するようになるプロセス、また何を継ごうとしているのかを、明らかにしたい。それにより、家に関する様々な内容を一括して継ぐことが難しい中で、農村部出身の他出子たちは、何をすることを「家を継ぐこと」と捉えているのかを、具体的に把握することを目指す。

対象と方法： 調査対象者は茨城県北農村部出身で、親と別居し地方都市に在住する人々である。対象者の多くは、機縁法により紹介を受けている。調査時期は、2024年5月～9月、2025年4～6月である。調査は半構造化インタビューとして行い、主な質問内容は、生い立ちのほか、自身の家との関わり、現在の実親やきょうだいとの関係、家を継ぐことへの見通し等である。調査は常磐大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号100160）。

分析と議論： 「家を継ぐこと」を意識するタイミング： 彼らの多くは出生順やきょうだい構成によって、子どものころから自分が跡継ぎであると認識をしているが、ライフコースの早い段階では、「家を継ぐこと」を具体的に意識していない。「家を継ぐこと」を意識するのは、子どもの誕生や家を建てるというタイミングであり、親やきょうだい、親戚との相互作用がきっかけになるケースが多かった。

彼らは何を継ごうとするのか： 跡継ぎであると認識をしている対象者は、親の高齢化とともに、実家の農地、親の仕事、墓などに関して、自分も関わるようになる。彼らの取り組みから、何をすることが「家を継ぐこと」と捉えられているのかを、把握していきたい。

最後に、限られた事例からではあるが、親の実家から離れて暮らす壮年期の子ども世代は、現在、「家を継ぐこと」にどのような意味付けをしているのかを、考察する。

参考文献： 永野由紀子 2005『現代農村における「家」と女性』刃根出版。

堤マサエ,2009『日本農村家族の持続と変容 ―基層文化を探る社会学的研究―』学文社。

本研究は、JSPS 科研費 JP22K01908 の助成を受けて実施した。

（キーワード：高齢期親子、継承、農村）

移民第二世代女性の進路決定をめぐる家庭内での相互作用
—家父長制と経済秩序の交差に注目して—

河村優花(日本女子大学大学院 人間社会研究科)

移民第二世代研究における分析の観点として、「ジェンダー」は重要な位置を占めており、それは主に「家族」との関連で論じられる。日本社会の移民第二世代を対象にした清水ほか(2021)は、ベトナム系、中国系、フィリピン系といった、それぞれのエスニック・グループ間の母娘関係において生起する、ジェンダー規範の文化変容を、分節的同化理論(Portes and Rumbaut 2001=2014)を援用することで明らかにすることを試みている。その一方で、「家庭」を社会構造の中に位置づけたうえで、その内部でどのような相互作用が行われ、それによって移民第二世代のライフコースがどのように規定されるのかといった観点からの分析が十分に行われてきたとは言いがたい。

本研究では、社会からジェンダー問題が放逐される場であると同時に、ジェンダー問題を生産する場として「家庭」を位置づけたうえで、その内部でどのような相互作用が行われ、その中を移民第二世代の女性たちはいかに生き抜いているのかということ、「進路決定」に注目して検討する。検討にあたっては、既に成人している移民第二世代女性2名を対象としてインタビュー調査を実施した。1人目の調査対象者であるA氏(日比国際結婚家庭出身・国籍は日本)に対しては、質問項目を用意しない形での調査を1回、第1回目のインタビューを補足することを目的とした調査を1回といった、計2回にわたる調査を行った。いずれもオンラインで調査を実施している。2人目の調査対象者であるB氏(日韓国際結婚家庭出身・国籍は日本)には、対面での聞き取り調査を2回実施している。1回目の聞き取り調査はA氏と同様に、事前に構造化された質問項目は用意せず、時系列に沿った形での聞き取りを行っている。2回目の聞き取りは、質問項目を設定し、半構造化インタビューを実施した。

以上のインタビュー調査を、「移動の物語」、「家庭の物語」、「社会移動の物語」という3つの観点から分析した。1点目の観点については、移民のホスト国への適応を分岐させる要素としてポルテスとルンバウト(Portes and Rumbaut 2001=2014)が「人的資本」、「編入様式」、「家族構造」を挙げており、これらが移動の文脈によって決定づけられるものであることから設定している。2点目の観点は、先述の通り、移民第二世代の「ジェンダー」が「家族」との関連で語られていること、また家庭内での相互作用について検討するという本研究の目的に則り設けている。3点目の観点は、「移動の物語」と「家庭の物語」を経て、移民第二世代女性のライフコースがどのように展開されていくのかを読み取るために設定している。

以上3つの観点から、2名の語りを分析した結果、移民第二世代女性の進路決定を規定するのは、第一に「家父長制の形態」であり、第二に「経済秩序への参入様式」であることが明らかになった。第一の観点に関しては、2名のインタビューからは、家父長制的な従属関係が生起するのは、日本と第一世代の母国という、2つの文脈の間、もしくはいずれかの文脈であることが指摘でき、どちらの文脈の「家父長制」に強く規定されるかはいくつかのパターンがあることが指摘できる。2つ目の観点である「経済秩序への参入様式」に関しても同様に、第一世代の母国と日本、2つの経済秩序から、移民第二世代女性たちは規定を受けていると考えられる。一方、どちらの秩序に編入されるかによって彼女たちが示す進路決定の結果も異なることが推察できる。

参考文献

清水睦美・児島明・角替弘規・額賀美紗子・三浦綾希子・坪田光平, 2021, 『日本社会の移民第二世代——エスニシティ間比較でとらえる「ニューカマー」の子どもたちの今』明石書店。

Portes, Alejandro and Rubén G. Rumbaut, 2001, *Legacies: The Story of the Immigrant Second Generation*, Berkeley: University of California Press. (村井忠政・房光光子・大石文朗・山田陽子・新海英史・菊池綾・阿部亮吾訳・山田博史訳, 2014, 『現代アメリカ移民第二世代の研究——移民排斥と同化主義に代わる「第三の道」』明石書店。)(キーワード: 移民第二世代、家父長制、進路決定、ジェンダー、経済秩序)

誰に孫がいて、誰が孫育てをしているのか

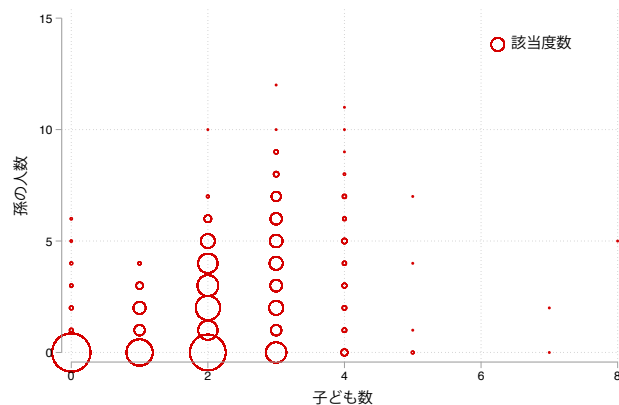
「中高年期の家族生活についての全国調査 (NFRJ-S23)」の結果から

○筒井淳也 (立命館大学)、菊澤佐江子 (法政大学)、安元佐織 (大阪大学)、李ウエンウエン (立教大学)

長寿化、少産化、未婚化といった人口学的変化のなかで、家族関係や家族経験は大きく変化しており、また多様化している。同時に、「祖父母であること」の経験も、かつてのあり方とは変わっている(安藤 2017)。概して長寿化と少産化は、数少ない子どもあるいは孫と、長期における関係を持つ経験を増やし、他方で未婚化・少産化は、そもそも子どもあるいは孫がいない人も割合を増やしているはずである。

以上のような人口学的変化、あるいはライフコースの多様化は、「孫を持つ」「孫と関わる」という経験とどうかかわるのだろうか。未婚割合には性差の他、学歴による差がみられるが、このことは孫経験にも関係があるのだろうか。離死別経験の影響はあるのだろうか。こういった問いに答えるには、ある程度詳細な情報を含む調査データが必要になる。

本研究では、「中高年期の家族生活についての全国調査(NFRJ-S23)」(全国 50～79 歳、住基台帳からの層化二段無作為抽出)のデータを用いて、上記の問いに取り組む。分析の結果からは、高齢者(65 歳～79 歳、ただし第三子まで)に限っても、孫の人数の分布で最も多いのは「孫がいない」であった。初孫を持った年齢は、半分以上は 50 代だが、60 代も 3 割ほどいた。また、孫がいるかどうかと、本人の離死別経験のあいだには統計学的に有意な関連がなかった。



図：子ども数と孫人数のバブルチャート (ただし孫の数は第三子までの子の孫)

また、孫の世話の頻度についてランダム効果トービットモデルを推定したところ、本人の性別が女性の方が頻度が多く、その他としては一番下の孫の年齢が低いと高頻度、居住地が近いと高頻度といった傾向が見られたが、それぞれの子(孫の親)の性別は、その子の子(孫)の世話頻度とは統計学的に有意な関連がみられなかった。つまり、男性の子の孫と女性の子の孫の方との世話頻度には差がみられなかった。顕著な差があるのは、それぞれの子の配偶状態で、子が離別の場合にはその子の子(孫)の世話頻度がかなり高い。これらの結果は、佐々木他(2017)の結果と一部重なるものであった。

少子高齢化と共働き化という流れにおいて、祖父母世代の「孫育て」に注目が集まるなか、そもそも孫がいない層を視野に入れたライフコースの多様化のあり方について、よりバランスのとれた記述が必要になる。

キーワード：人口学的特性、孫人数、孫との関わり

中国男性の家事参加の実態と意識 ——重慶在住の既婚男性を例にして——

孫海翔（神戸大学）

一、問題設定

2020 年中国第四期中国婦女社会地位調査によれば、「男は仕事・女は家庭」に賛同しない割合が増加傾向にある反面、共働き家庭における男性の家事参加が依然として不足していることが分かった。家事分担の平等化推進に男性の家事参加が欠かせないものの、中国における家事分担に関連する既存研究は女性の考察に重心を置くものが多く、男性に注目した研究は極めて不足している。わずかの先行研究でも家事参加時間に注目した量的調査がほとんどである。その上、中国では大きな地域差が考えられるが、上述した全国調査のような包括的な研究がある一方で、男性の家事参加にフォーカスして行われた地域調査も数少ない。

したがって、本研究では「仕事と家庭を両立させている男性が多い」と言われる中国重慶市に注目し、重慶に在住する既婚男性の家事参加の実態とそれにまつわる意識を考察していく。

二、資料と方法

本研究は重慶に在住する既婚男性 14 人とその妻 4 人に個別にインタビュー調査を実施し、男性本人の家事参加の実態と意識にフォーカスして考察を行った。まず既婚男性本人の語りを分析し、家事参加における自身の位置付けをはじめ、具体的な参加状況や不足点など、家事に関する彼らの行動を詳しく考察した。その上で、伝統的な性別役割分業規範と男性の家事能力そのものに対する男性本人の認識を分析し、家事参加にまつわる彼らの意識を考察した。続いて、四組の夫婦の語りを対照させながら、夫婦の家事分担に注目して男性の家事参加をより深く掘り下げた。考察では、「主導と補佐」という評価基準を用いる。「主導」は実際の行動だけでなく、家事の全体像を把握・管理することで、「補佐」は実際の行動にのみ集中し、受動的に動かされることを意味する。

三、分析と考察

分析と考察の結果は以下のようにまとめられる。実際の行動から見ると、男性対象者は、補佐から主導まで皆異なる程度で家事に参加している。家事の「自発性」・「丁寧さ」などにおいて未だ不足が存在し、主導よりも補佐役として家事に参加することが多いが、積極的に家事に参加し、家事を行う頻度が妻と同等またはそれ以上にある場合も確認される。家事参加に関する男性の意識から見ると、硬直化した分業規範から距離を置く対象者が大半を占めている。一方で、男性の稼得役割と女性の育児役割を重視し、「伝統規範」を主張する動きも確認されるが、彼らが認識する「伝統規範」に変化が生じ、男性の家事参加を当然視するようになったという新たな着想を見出せる。しかしそれでも、半数の対象者は依然として「男性の家事能力は低い」という強い葛藤を抱え、男性の家事参加を当然と捉えながら、自身の家事能力に不信感を抱いている。

以上行動と意識の特徴を踏まえて、重慶男性の家事参加は伝統的な性別役割分業規範と異なる様相を呈しているが、家事を当然視しつつも「補佐役」として家事に臨む姿勢そのものは、まだ改善の余地があると言える。それがさらに「自発性」や「丁寧さ」の欠如につながり、男性の家事参加の質を低下させる原因となっていると考えられる。総じて見ると、重慶男性の家事参加は依然として課題を抱えている一方で、グラデーションがあるものの、より多くの男性に当然視されつつあると結論づけられる。しかしその反面、筆者の調査によれば、彼らの育児参加は画一的に不足しており、今後の課題としてさらに検討していきたい。

（キーワード：男性の家事参加、性別役割分業、インタビュー調査）

誰が家事関連機器を利用するのか？
——全国家庭動向調査（2008，2018）の分析——

柳下実（佛教大学）

1. 背景と目的

日本における従来の量的な家事労働研究において、家事を分担するのは世帯員、なかでも主たる分担者は夫婦と考えられており、家事量の削減に貢献すると考えられる家事サービスや家事関連機器をどのような人が利用するのかについて研究蓄積は少ない。数少ない例外である永井（1992）をみても、世帯による家事サービスや家事関連機器の利用の差はみられないと報告がある。NFRJにおいては2018年調査の報告書において家事の外部化が取り上げられたが（松田・筒井編 2021）、経年での比較ではない。

日本社会において家事サービスの利用は低調かもしれないが、近年、家事関連機器の普及率は上昇した。消費動向調査の長期時系列データによれば、二人以上世帯における食洗器の普及率は2005年には21.6%であったのが、2025年には36.7%と20年で15ポイント以上、上昇した（内閣府 2025）。普及率は世帯年収によって差がみられ、平成26年全国消費実態調査（2014）の結果によれば、年収が340万円以下の二人以上勤労世帯では1000世帯中138世帯に食洗器があるのに対し、728万円以上であると408世帯と、年収による差がある。このため、とくに高所得層が家事サービスや家事関連機器を利用する一方で、低所得層では利用が難しく、収入や学歴などに沿った異質性が高まった可能性がある。本研究では、家事関連機器の利用が高まった2000年代以降の繰り返し横断調査を用いて、誰が家事関連機器を利用するのかを検討する。

2. 方法

利用するデータは国立社会保障・人口問題研究所が実施する「全国家庭動向調査」の調査票情報（2008・2018）である。全国家庭動向調査は抽出された世帯の結婚経験がある女性を対象とする。全国家庭動向調査の該当年には家事サービスや家事関連機器の利用が問われている。分析対象は食器洗い乾燥器、洗濯乾燥機、ハウスクリーニング・家政婦・家事代行サービス（以下、家事サービス）の利用頻度である。独立変数および統制変数は人口集中地区かどうか、年齢、学歴、週労働時間、通勤時間、子ども数、末子年齢、親同居、住居の状況、本人年収、配偶者年収、調査年である。分析サンプルは60歳未満の既婚女性とした。

3. 結果と議論

記述的な分析では、一度も利用していない・所持していないと回答した割合が、食洗器で2008年は76.1%、2018年で65.3%と10ポイント低く、洗濯乾燥機で2008年は54.8%、2018年で59.2%と5ポイント弱高く、家事サービスは2008年で99.4%、2018年で96.5%と3ポイント低い。利用者が少ない家事サービスを除き、回帰分析は洗濯乾燥機と食洗器を対象とした。回帰分析の結果から2008年とくらべ2018年では食洗器の利用回数が0.24回、洗濯乾燥機の利用回数が0.20回多い。既婚女性の収入の限界効果は、食洗器は年収150万円で0.14回、年収900万円以上で0.65回、洗濯乾燥機は年収150万円で0.04回、年収900万円以上で0.35回と、年収が高いと家事関連機器の利用が多い。調査年による限界効果の差は有意でなかった。家事関連機器の利用は若干の伸びがみられるが、既婚女性の年収と利用頻度の関連には変化がみられないことが明らかになった。

【付記】統計法に基づいて、国立社会保障・人口問題研究所から「全国家庭動向調査」の調査票情報の提供を受け、独自に作成・加工した統計であり、国立社会保障・人口問題研究所が作成・公表している統計等とは異なる。本研究はJSPS 科研費 JP23K12610 の助成を受けた。

文献

松田茂樹・筒井淳也編，2021，『第4回家族についての全国調査（NFRJ2018）第二次報告書 第1巻 夫婦関係』。

永井暁子，1992，「共働き夫婦の家事遂行」『家族社会学研究』4: 67-77。

内閣府，2025，「消費動向調査 令和7年3月調査 長期時系列表 1-3 主要耐久消費財の普及率の推移」。

（キーワード：家事労働、家事サービス、家事関連機器）

家事におけるステータス信念： 配偶者間の相対的収入と雇用形態、およびジェンダー不平等

張益民（埼玉大学）

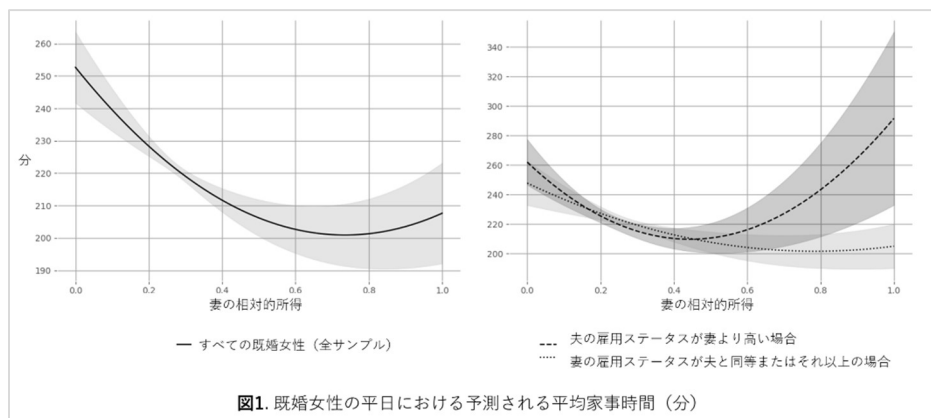
女性の労働参加が増加しているにもかかわらず、家事労働の男女格差は依然として大きい。この不平等の主要因として、時間的制約、夫婦間の相対収入格差、ジェンダー役割意識が指摘されてきた（Brines, 1994; Coltrane, 2000; Greenstein, 2000; Usdansky and Parker, 2011）。しかし、配偶者間の雇用ステータスの相対性についての検討は十分ではない（Dominguez-Folgueras, 2022）。

性役割の「ジェンダー・ディスプレイ理論（gender display）」によれば、妻が夫よりも多く稼ぐ場合、男性は家事労働への参加を減らし、女性は逆にそれを増やすことで、脅かされたジェンダー・アイデンティティの補償を試みたとされている（Atkinson and Boles, 1984; Brines, 1994; Sullivan, 2011; West and Zimmerman, 1987）。しかし、多くの研究は、ジェンダー化された雇用形態自体が、不平等を再生産する際に、収入（資源）とは独立した固有のメカニズムとして作用していることを見落としている（Ridgeway, 2014）。日本では、雇用形態の性別分離が制度化され、賃金・昇進機会・雇用安定性に大きな差異があり、それが家事分担と深く関連している（Arita et al., 2023; Gordon, 2017; Gottfried and Hayashi-Kato, 1998; 厚生労働省, 2023; 総務省統計局, 2023）。Kan ら（2022）の調査によれば、日本における家事労働の男女差は1日あたり227.8分であり、これはカナダ、イギリス、アメリカよりも大きく、東アジア地域において最も顕著な水準である。

本研究は、ステータス特性理論（status characteristics theory）を援用し、妻の収入が夫を上回り、かつ雇用ステータスが同等以上の場合に家事分担がどのように変化するかを検討する。具体的には、妻が夫より高収入でも、妻が低地位の雇用形態（非正社員）に就き、夫が高地位の雇用形態（正社員）に就いている場合には、伝統的な家事分担は維持されると仮説する。しかし、雇用地位が夫婦で同等または妻が上回る場合には、状況はより複雑になる。地位不一致仮説（Status Incongruity Hypothesis）は、伝統的なジェンダー・ヒエラルキーを脅かすような状況においては、夫婦の双方が経済的・社会的な反発を受けやすく、それに対応する形で伝統的な家事分担を強化することでヒエラルキー秩序の「回復」を試みると主張する（Moss-Racusin et al., 2010; Rudman et al., 2012; Vink et al., 2023）。一方、地位優位理論（Status Advantage Theory）では、高地位者はより有能で価値ある存在とみなされることから（Correll et al., 2017; Ridgeway, 2019）、妻が夫よりも高い雇用ステータスにある場合には、彼女の家庭内における相対的な高収入が正当化され、それに応じて家事分担もより平等になると予測される。

これらの競合する仮説を検証するため、妻の相対的収入と家事時間との関連に対して、夫婦の相対的雇用ステータスがどのように影響（モデレート）するかを分析する。全国就業実態パネル調査（2017～2022）に基づく既婚女性12,522人のデータを用い、コントロール変数を含む個人固定効果モデルによって回帰分析を行った。

我々の分析結果は、図1に示されているように、夫婦の雇用ステータス構成によって家事分担のパターンが大きく異なることを示している。夫の雇用ステータスが妻より高い世帯では妻の相対収入と家事時間はU字型の関係を示すが、妻の雇用ステータスが同等以上



ではこの関係が緩和された。また、本文では割愛したが、夫の家事時間は妻の相対収入変化にほぼ反応しなかった。これらは、ジェンダー役割とジェンダー化された雇用形態が相互作用し、家事分担の平等化を阻害していることを示唆している。長期的に見れば、家事分担の平等を達成するためには、性別分離雇用におけるステータス格差の是正が不可欠である。

キーワード：家事労働、雇用地位の相対性、ステータス特性理論

夫の家事労働に対する異質的な影響 —無条件分位点回帰による検討—

鈴木健一郎（名古屋大学大学院）

1 問題の所在

夫の家事労働が少なく、妻側に家事分担が偏っていることは、先進各国に共通する課題である。夫の家事労働を説明する基本的な仮説としては、夫婦内の社会的資源の偏りに着目した相対資源仮説、夫・妻の労働時間から説明を試みる時間制約仮説、性別役割分業意識といった意識を取り上げたイデオロギー仮説の3つが挙げられる(Shelton and John 1996)。先行研究では、これらの基本的な仮説を検証する形で実証が積み重ねられてきたが、そのほとんどがOLSをベースとした分析手法を用いており、平均的な効果に着目するにとどまっている。

ただし、遅滞適応モデル(lagged adaptation model)(Gershuny et al. 2005)を参照すると、家事をよくやる層のほうはやらない層よりも家事をやるためのコストが低くなると考えられる。よって、基本的な仮説が着目する諸要因から受ける影響は異質的なものである可能性がある。以上より、本報告の目的は、家事労働について無条件分位点回帰を適用し、基本的な仮説について分布全体にわたって検討することで、家事をよくやる層とやらない層の間で受ける影響にどのような差異があるのかを記述することである。

2 データと方法

2008年から2018年までに行われたJGSSを合併させたものをデータとして用いる。目的変数は、夫の1か月あたりの家事頻度であり、注目する説明変数は、夫の収入割合、夫・妻の労働時間、夫の性別役割分業意識である。分析には無条件分位点回帰(Firpo et al. 2009)を用いた。

3 結果と議論

夫収入割合や夫・妻労働時間、性別役割分業意識の係数の絶対値は、家事をやらない層にくらべて、よくやる層のあいだで、大きくなる。この結果は、夫の収入割合が小さい場合、あるいは、夫の労働時間が短い場合、妻の労働時間が長い場合、性別役割分業意識が弱い場合に、家事をやらない層に比べて、よくやる層のほうで、家事労働を行う傾向が強くなると解釈できる。これは、家事をよくやる層のほうで、こうした要因に敏感に反応し、左右される度合いが大きいことを意味する。以上の結果からは、基本的な仮説は家事をよくやる層の間で比較的有效性が高いものである一方で、家事をやらない層についてはこれまで着目してきた要因とはほとんど無関係に、単に家事をやっていないだけである可能性が示唆される。

付記 二次分析に当たり、JGSS データダウンロードシステムで個票データの提供を受けた。

文献

Firpo, Sergio, Nicole M. Fortin, and Thomas Lemieux, 2009, “Unconditional Quantile Regressions,” *Econometrica* 77(3):953–73.

Gershuny, Jonathan, Michael Bittman, and John Brice, 2005, “Exit, Voice, and Suffering: Do Couples Adapt to Changing Employment Patterns?” *Journal of Marriage and Family* 67(3):656–65.

Shelton, Beth Anne, and Daphne John, 1996, “The Division of Household Labor,” *Annual Review of Sociology* 22:299–322.

キーワード：家事労働、無条件分位点回帰、遅滞適応モデル

親は子どもの家事をどのように評価しているのか —おこづかいと褒めに関するサーベイ実験を用いた検討—

○戸高南帆（東京大学）、尾藤央延（東京都立大学）

背景と目的

本報告の目的は、親が子どもの家事をどのように評価し、どのような手段で奨励しているのかを明らかにすることである。子どもが親の態度や行動を観察しながら、性別に沿った価値観や行動を学習・内面化していくプロセスであるジェンダー社会化は、家事分担の不平等を説明する重要なメカニズムの一つである（Cunningham, 2001; Raley & Bianchi, 2006）。先行研究では、親の家事行動やジェンダー態度が子どもに伝達されることや（Halpern & Perry-Jenkins 2016; Platt & Polavieja, 2016）、幼少期から家事の頻度や種類にジェンダー差がみられることが確認されている（Cunningham, 2001; 直井, 2009）。親を通して子どもが家事に関わる経験の差は、家事スキルやジェンダー態度の形成を通じて将来的な家事分担の不平等につながる可能性がある（Dotti Sani, 2016; 戸高, 2023）。しかしながら、ジェンダー社会化の具体的なプロセス、特に家事に関して親が子どもにどのような価値観や期待を伝えているのかについては、十分に検討されてこなかった。先行研究は、親を能動的なアクター、子どもを受動的なアクターとして位置づけることが多いが（Bisin & Verdier, 2001; Morawska, 2020）、その内実は明らかでない。本研究では、(1) 他の活動と比べた家事の評価、(2) 子どもの性別による評価の差、(3) お小遣いや言葉による褒めなど、評価の手段の違いについて仮説を立て、親を対象としたサーベイ実験によってその検証を行った。

データと方法

本研究では、2025 年 3 月にオンラインで実施したコンジョイント実験から得られたデータを用いた。日本の小学校高学年（9～12 歳）の子どもをもつ父母を対象に、都道府県ごとの割り付けを行い、男女それぞれ約 800 名からデータを収集した。参加者には、小学 5 年生の子どもの特徴と様子を記述したプロフィールを読み、自分の子どもだと考えて質問に回答するよう指示した。プロフィールの属性は、(1) 子どもの性別、(2) 性格、(3) 将来の夢、(4) 学業での頑張り（まったく頑張っていない / あまり頑張っていない / 少し頑張っています / とても頑張っています）、(5) 学業の科目（文系 / 理系 / 科目にかかわらず）、(6) 家事のお手伝いでの頑張り（まったく頑張っていない / あまり頑張っていない / 少し頑張っています / とても頑張っています）、(7) 家事の種類（自分の部屋のそうじ / 夕食作り / 食後の片付け / 洗濯 / ゴミ出し / 風呂そうじ / ペットの世話）で構成され、各水準がランダムに割り当てられた。対象者は、お小遣いを与える条件と、言葉で褒める条件の 2 群にランダムに割り当てられ、それぞれのプロフィールを見た後に回答を行い、これを 10 回繰り返した。お小遣い金額（0～10,000 円）を金銭的評価、言葉による褒め（11 段階）を非金銭的評価の指標とし、ランダム効果モデルで各水準の効果を推定した。

結果と議論

分析結果は、(1) 学業での頑張りと比べて家事での頑張りは高く評価されている、(2) 家事の頑張りの評価について子どもの性別による差はみられない、(3) 家事の頑張りは金銭よりも非金銭的手段で評価されやすい、(4) 親の性別や家事や子育てに対する態度によって効果の異質性がみられることを示していた（例えば、母親であるほど、男女にかかわらず家事をすべきであると考える親ほど、家事の頑張りをより褒める傾向がみられた）。これまで子どもの家事についての多くの先行研究ではジェンダー差が報告されてきたが、本調査の結果から、親の評価については子どものジェンダー差がみられなかった。このことは、家事についてのジェンダー社会化のメカニズムを検討するうえで、子どもを受動的なアクターとみなすだけではなく、自発的に家事に関心を示して親の反応や評価を引き出す能動的なアクターとして検討する必要性を示唆している。また、効果の異質性に関する議論は、育児を担う親の特性によって、子どもが家事にどのように関わるかが左右される可能性を示唆している。

（キーワード：子どもの家事、ジェンダー社会化、サーベイ実験）

第1日目 2025年9月6日(土)

午後の部 14:00~16:40

テーマセッション(2)

日本におけるリプロダクションへの歴史社会的アプローチ
——産婆・巡回指導婦・助産録

オーガナイザー・司会 田間泰子(大阪公立大学)

討論者 伏見裕子(神近畿大学)

宝月理恵(お茶の水女子大学)

【企画趣旨】

現代日本では少子化が続き、他方で生殖補助技術が普及して出生の約1割を占めるなど、リプロダクションのあり様は歴史的に大きく変化している。しかし、少子化の文脈だけでリプロダクションが語られる現状は、第二次世界大戦前と何が違っているだろうか。以下の三報告は、家族形成に大きく関わるリプロダクションについて、第二次世界大戦前後の日本を対象としてその社会性を明らかにする。

第一報告「大正・昭和期の助産録に見るリプロダクションの変遷」(松岡悦子)は、ある助産院の1914年から1978年までの助産録を史料とし、そこに記載された9876件の出産記録を分析することを通して、リプロダクションが社会状況や政策と密接な関連をもちつつ変化してきたことを明らかにする。第二報告「1940年代前半のリプロダクション政策とその実践—巡回指導婦制度を中心に」(大出春江)は、大きな政策的変容のあった厚生省の設立前後から1944年までを対象とし、戦時下の妊娠・出産にもっとも近い産婆(助産婦)が主たる担い手となった巡回指導婦制度を扱う。「巡回指導婦」が必要とされた背景と、彼女たちが自ら望んでこの弼割を引き受けた理由を探り、戦後の受胎調節実地指導員制度と比較する形で、戦時下のリプロダクション政策の実現過程を明らかにする。第三報告「妊娠・出産を『記録する』ということ—1907年~1960年の4種の助産録分析から」(田間泰子)は、4地域4種の助産録を対象とし、史料の形式と記載内容の変化から、上記2つの報告の背景をなす生への管理的まなざしの変容と、産婆が専門職化する過程を考察する。補足的に、戦前の産婆雑誌や戦後の受胎調節実地指導員用カルテ等を参照する。

討論者に、近代から戦後日本におけるリプロダクション研究に新しい問題提起をしておられる伏見裕子先生と宝月理恵先生を迎え、リプロダクションと家族の社会的位置づけに関わる諸課題を論じる。

大正・昭和期の助産録に見るリプロダクションの変遷

松岡悦子（奈良女子大学名誉教授）

本発表では、大阪市のある助産所の 1914 年から 1978 年の助産録をもとに、リプロダクションの状況について、出産を介助する側、産む女性の側、出産自体の様相、死亡率などの指標の変化、医療化の過程について明らかにし、リプロダクションが社会と密接なかかわりを持ちつつ変化してきたことを述べる。

助産録は全部で 51 冊あり、3 代にわたる産婆、助産婦が 9876 件の出産について記録している。3 代のうちの初代のマツ (1862-1950) は無免許の産婆であったが腕が良く、多くの出産を介助した。その娘のトミ (1891-1984) は大阪の緒方助産婦養成所で免許を取得し、3 代目は 2 代目のむすこの嫁の幸子で (1913-2000)、やはり緒方で免許を得た。助産録に記載の出産の 82% が自宅出産、17% が助産所での出産 (1952 年に助産所を開設したため)、1% が病院を含むその他の場所での出産となっていた。また、初産の割合は全体の 22%、経産が 78% となっている。

この助産所で出産した女性たちの記録によると、初経の年齢は 1964 年まで 15-16 歳の間で推移しているが、1965 年以降次第に下降し 13-14 歳の間で推移するようになっている。女性が第一子を産む年齢は期間を通してだいたい高くなっているが、1945 年から 1951 年までは 23 歳以下に低下している。また、35 歳以上の産婦の割合は、大正期には 20-30% 存在し、1941 年から 1946 年までは 20-25% と一時的に増えるが、1950 年代後半からは 10% 以下へと低下している。

出産の様相について見ると、分娩の大部分が夜中から午前中にかけて起こっており、現在のように午後 1-2 時にピークが来る形と大きく異なる。助産録では、死産の割合は 1951 年まで次第に減っているが、1959 年から 66 年まで赤ん坊の仮死の割合が異常に高くなる時期が見られる。この時期の助産録には、ブジーを入れる、ひまし油を飲ませるなどの陣痛誘発に関する記載が頻繁に見られる。またそこには、「〇〇医師の指示によりブジーを入れる」のように、医師の名前も書かれている。したがって、医師が頻繁に出産に関わるようになる時期と仮死の増える時期が一致している。

助産所には無床と有床があり、無床の場合は産婦の家に外出いて自宅分娩を行い、有床の場合には助産施設かあるいは産婦の自宅で出産介助を行う（この助産所は 1952 年に有床となった）。医療法第 19 条では、有床助産所の場合嘱託医を持つことが定められており、嘱託医と良い関係を築くことが助産所にとっては必須であった。それは、異常分娩の際に医師の助けを借りなければならないからであり、そのためには日ごろから仲良くしておかなければならないと思われたからである。3 代目の幸子と同年代の助産婦の話によれば、医師と仲良くする方法として、医師を往診に呼んだり、助産婦が医師の診療所に手伝いに行ったり、産婦に少しでも異常があれば医師の所に行くように勧めたりしたそう。医師と仲良くする方法の一つに、ブジーを入れることもあったとのことである。つまり、医師との協力関係を維持することが不可欠であったために、助産婦が積極的に出産の医療化に手を貸す側面があった。

また、赤ん坊の体重は 1941 年から 1950 年頃にかけて大きく低下しており、その後だいに増加する。これは戦争と戦後の食糧不足の影響が大きかったのではないだろうか。

以上のように、助産録を通してみると、女性の生殖活動が社会状況や政策と密接な関係をもちつつ変化してきたことが明らかになる。また歴史的に見ると、過去のリプロダクションは現在よりも多様な形で存在していたが、現在はある型はまっていること、またその画一的な形が 1965 年頃に作られ、そこから現在まで続いているように思われる。現在のリプロダクションをより広い視野でとらえ直す上で、過去のリプロダクションを知ることは有意義だと思われる。

キーワード： 出産、助産婦、助産所、医療化

戦時下のリプロダクション政策とその実践
—巡回指導婦制度を中心に—

大出春江 (大妻女子大学)

本報告は戦時下に立案され実施された「巡回指導婦」制度に焦点をあてる。戦時下日本におけるリプロダクション政策の実現と遂行が極めて短期間に主として産婆によって担われた経緯と意味について考える。

戦前期の巡回指導婦という存在はあまり知られていない。その理由はまず第一に、立案から運用された期間が5～6年という短期間であったこと、第二に、資格が明確な法律や規則によって規定されなかったこと、が挙げられる。実際、巡回指導婦の存在は地方史誌または医師向け雑誌か産婆会の会報か総会記録に見つけられる程度である。

巡回指導婦という言葉が公式に登場するのは1940年5月「内務厚生時報」においてである。法律や規則あるいは厚生省令にもよらず、厚生省事務次官の「依命通牒」によって始まった。廃止時期も明確ではなく、日本の敗戦とともに消失した。ほぼ同時期の1941年7月、保健婦が保健婦規則によって成立し現在まで続いていることを考えると、巡回指導婦が戦時限定資格だったことはより明確である。

巡回指導婦は保健婦または産婆のいずれかが認定講習を受けることで有資格者となったが、実際の担い手は産婆が期待された。報告では、立案から産婆がその担い手となる経緯を通じて、戦時に産婆(助産婦)の役割が拡大したことをみていく。このことの意味は、産婆(助産婦)の役割が社会的要請に大きく依存し、構成的性格をもつことを示す。このことを戦後の人口問題解決のために、直接的には急激に増大した人工妊娠中絶に対処するために資格化された1950年代に誕生する受胎調節実地指導員と対比させる。

1951年10月「受胎調節の普及に関する件」が閣議了解された。大林道子(1989)はこれを、「受胎調節がはじめて国策として採り上げられた」と表現する。その実践のために1952年5月に法律第141号によって優生保護法が改正され、これによって「受胎調節の実地指導」は公式に規定された。認定講習を受けた助産婦、保健婦、看護婦が「受胎調節実地指導員」となった。

戦前に戻る。巡回指導婦は「母性及乳幼児ノ体力向上ヲ図ル」担い手として生み出された。当時、産科医師が大規模な全国調査を実施し、その調査結果をもとに「200万回ノ分娩ニ付約28万ノ自然流死産、約6万ノ人工流産 計34万ノ胎児損失ガ推算サレル」と発表した。この数字は医師らによって繰り返された。「胎児損失」を防止し、一人でも健康な乳児を育てることがめざされた。小学校区に指導医、巡回指導婦、母性補導委員の設置により、「母性及乳幼児」の健康指導をおこなうことが決まった。これとは別に1942年には「妊娠届出制」を目的とした「妊産婦手帳規定」が制定された。妊娠を届出させることによって女性の身体内の胎児を「流早死産」させずに生ませることを目的としたのである。戦後、この手帳は「母子手帳」(現在の母子健康手帳)と呼ばれる。この手帳を用いた妊娠の登録はすぐには定着しなかったが、戦前も戦後もともに食糧や生活に必要な綿布等の優先的配給の証明書として活用され定着していった。

報告をまとめる。戦時下日本におけるリプロダクション政策は「産めよ殖やせよ」の標語で知られるが、巡回指導婦に着目すると、実質的担い手となった産婆の役割は妊娠中の胎児、さらに乳幼児の健康へと射程が拡大されたことがわかる。産婆を助産の専門家というなら「産婆の非専門職化」ともいえる。

巡回指導婦にしても受胎調節実地指導員にしても、戦時下と戦後のリプロダクション政策を確実なものにするために、産婆は地域の各戸を訪問指導するために活用されたという意味では一貫している。ただし、その方向性は、戦前期には女性に生ませる方向で、戦後は生ませない方向へという、正反対の役割期待が与えられた。とりわけ「乳幼児ノ体力向上」を目的とした栄養や病気への知識の獲得と女性への指導が期待された。巡回指導婦を活用したリプロダクション政策の徹底についていえば、「国策」が厚生省の立案、これを媒介する形で医師によって産婆会という団体を通じて組織的に産婆に伝えられ、短期間に実現したということが明確にわかる。

[参考文献] 大林道子『助産婦の戦後』勁草書房、1989年、田間泰子『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社、2006、『内務厚生時報』第5巻第5号、1940年5月。

(キーワード: 戦争、産婆、巡回指導婦)

妊娠・出産を「記録する」ということ
—1909年～1960年の4種の助産録分析から

田間泰子 (大阪公立大学)

目的 助産録は、妊娠・出産の重要な歴史的史料である。同時に、妊娠・出産は統治や生命尊重など様々な観点から管理の対象となってきたことから、日本では既に江戸時代に懐胎届制度を実施しようとした藩が複数あった(沢山 1997、太田編 1998)。明治時代になると、政府は戸籍法と衛生行政により人口掌握を図った。しかし、医制や医師法によって明治期に出産・死産・流産の届出や診療録を義務付けられた医師と異なり、産婆は産婆規則が制定された後(1899年)も助産の記録に関して法の定めがなく、規制は各道府県に委ねられた。産婆が具体的項目につき全国統一の法規制を受けたのは、第二次世界大戦後の1951年に保健婦助産婦看護婦法施行規則が改正された時で、これにより現代の助産録の原型が定まった。したがって、戦前には、産婆が妊産婦の状態と助産行為をどのように記録するかは、諸要因に影響を受けつつ産婆が選び取る実践であり、現代に比して多様で変容し得たと推測される。明治政府により出産の大半を取り扱う専門職として養成された産婆は、「新産婆」として分娩姿勢や衛生など出産に関わる新たな文化の普及に努めた(安井 2011、木下 2013)。本報告は、産婆たちの妊娠・出産・産褥・新生児へのまなざしにつき、戦前の助産録を主とする分析により、その一端の解明を試みる。

分析視点 フーコーの生政治とエイジェンシーの概念を念頭に置きつつ、エスノメソドロジーにおける work としての科学研究から示唆を得た。参与観察不能な史料の分析視点として、専門職共同体で共有される知/世界の視方に重要な役割を果たすフォーマット(様式)とそこに記入されるエントリー(記載内容)を手がかりにする。

分析対象 4種の助産録、(1)三重県のある助産所の産家録A(1910-1925年、1,186件)とB(1925-1935年、533件)、(2)京都府のある市の産婆組合が市から請け負った貧産婦助産取扱記録(1926-1931年、580件)、(3)大阪府のある助産所のA出産取扱簿(1918-1960年、11,774件)とB入院者名簿(1938-1955年、569件)。(1)と内容の重複なし)、(4)滋賀県のある助産所の助産録A(1935-1951年、986件)、B(1951-1952年、65件)、C(1952-1960年、379件)である。(1)と(4)はフォーマットの違い、(3)は史料名称の違いによりさらに下位に分けた。補足資料として、戦前の産科医による産婆学教科書と戦後の受胎調節実地指導票を参照する。

結果1 フォーマットに関し以下を指摘できる。助産録の比較では、①かなり長期間一つの助産所で同じフォーマットが使用され続ける傾向があり、戦後の紙不足の時期には自ら枠線を引き、1951年の施行規則改正後も1960年代まで継続して使用されるなど枠組みとしての強い力があった。②書式としてのフォーマットが無いのは三重県A、時期的に最も早く医療的フォーマットをもつのは京都府で、求められる医療情報の詳しさには粗密がある。③京都府・大阪府・滋賀県の史料から、大正時代末から昭和以降、道府県の産婆組合単位でフォーマットがある程度共有されていた可能性がある。④夫・配偶者・戸主は限られた情報しか必要とされていないが、子どもの私生・公生欄がある場合があり、戸籍制度との結びつきは滋賀県Aから三重県ABまで強弱がある。なお、教科書との比較では、産科医が要求する諸情報の詳しさに比して、1951改正までフォーマットは総じて大まかである。また、受胎調節実地指導票は、中絶・避妊を含む、その夫婦世帯の生殖まることが対象となる点で大きく異なる。

結果2 エントリーに関し以下を指摘できる。①書式のない三重県Aに江戸時代の診療録との共通点が見られる。②フォーマットとエントリーの不一致が様々な形でみられる。例1)京都府「産褥経過摘要」「公私」「男女」「初生児の体質」「最終月経月日」ほか。例2)滋賀県Aで計12回の診察を想定。例3)教科書では大正時代には遺伝その他疾病等について近親者・家族・本人の情報が注意喚起されるが、フォーマットには1951年以降に現れる。エントリーには大阪府で1941年9月から現れる。③エントリーにおける個人差は少ない(例:京都府)。

考察 明治から大正初期まで近世の家意識が助産録に見られるが、同時期の教科書には西洋医学的な女性本人の身体への詳細な関心が存在し、フォーマットは明治以降の戸籍制度との関連も一定保ちつつ、女性本人への一定の関心を示すものとなった。その後、優生思想と人口政策の反映として近親者・夫や女性本人の既往歴への関心がエントリーで生じ、戦後にはそれらを受け継ぎつつ女性本人への強い医学的関心が反映されたフォーマットとなった。受胎調節実地指導票と呼応する要素があり、戦前戦後の連続/不連続性と共に今後の課題である。

(キーワード: 助産録、産婆、妊娠、出産)

第 2 日目 2025 年 9 月 7 日（日）

午前の部 10:00～12:40

自由報告（3）

自由報告(3)⑩結婚

⑩ -1 【報告キャンセル】

中高年夫婦二度目の青春 ——新たな夫婦関係「卒婚」を中心として——

張 娜（広島大学）

1. 問題と目的

2004 年、フリーランスライターの杉山由美子は中高年夫婦の生活様式を再検討するため、『卒婚のススメ』という本を出版し、8 組の夫婦の生活様式を参考にして「卒婚」という概念を提唱した。卒婚とは、結婚を卒業するという意味で、夫婦二人の婚姻関係は解消せず、それぞれの道に進んでいくライフスタイルである。「卒婚」は離婚を回避するための一つの対処策として、離婚よりも「前向き」な選択肢とされていた。杉山が構想した卒婚では、子育て終了期または定年後のライフコース後期において、伝統的性別役割分業からの脱却を前提とし、夫婦関係がより対等なものとなる。夫婦双方が、公的領域と私的領域における役割交換を行うことで、第二の人生である二度目の青春を楽しむことができると考えられている。

しかしながら、「卒婚」は社会的には広く受容されていないように見受けられる。杉山の著書に登場するカップルの多くは、比較的中・高所得層に属している。また、夫婦間の役割交換に関しても、男性側の抵抗感が相対的に低く、妻のキャリアや生活スタイルを支援する姿勢が多く見られる。そこで、一般層において「卒婚」がいかなる位置づけを有しているのかについて検討したい。杉山が提唱した卒婚を参照しながら、より普遍的な一般事例の収集を行い、卒婚が出現した要因及びその実態、さらに卒婚が広がりを見せない要因を明らかにしたい。

2. 方法

本報告では、2005 年に「卒婚」の概念が初めてメディアに登場して以降、2025 年までに報道された一般的な事例を対象として、新聞記事を中心に収集を行った。調査対象とした新聞は朝日新聞、読売新聞、毎日新聞の 3 紙である。「卒婚」をキーワードとして各データベースで検索したところ、記事は総計 94 件であったが、内容の関連性によって判断して利用可能な記事は 63 件であった。さらに一般事例を確保するため、社会的あるいは経済的属性・ライフコースの多様性を考慮し、分析可能な代表事例を計 30 件抽出した。

3. 考察

杉山の提唱した卒婚を実現するためには主に三つの条件がある。第一に、後半生の自立生活を支える経済的基盤があること。第二に、男女双方が理想を共有し、互いに譲り合いながら継続的にコミュニケーションを保つこと。第三に、男女の役割交換を行うため、女性が公的領域への進出を通じて、自己実現を図る一方、新たなアイデンティティの構築が求められること。同時に、私的領域に入る男性は、家事遂行能力や対人関係能力の学習が不可欠となる。当時の団塊夫婦の後半生においての役割交換では、妻が私的領域から公的領域へ、夫が公的領域から私的領域への役割移動が多く見られる。

このような条件においては、一般的事例において卒婚を実現することは困難であると言える。まず堅実な経済的基盤を有する者は少数派である。また、団塊世代の夫婦においては、理想を共有はおろか、日常的なコミュニケーションすら十分に行われていない場合が多い。さらに、ジェンダー規範の固定性により、男女の役割交換は困難で、一般事例においては役割の交換よりも、まず個人の独立が優先されることがある。

以上のことから、杉山による卒婚の概念は、社会全体における「卒婚」の受容状況や実態とは必ずしも一致しないことが明らかとなった。しかし、卒婚は中高年夫婦に新たな親密関係を提示し、伝統的性別役割分業に基づくジェンダー規範に疑問を投げかける点は重要な意義を有している。とりわけ、家族の個人化が進展し、個人の選択が重視される現代社会において、卒婚は結婚や家族のあり方を再考する契機となり得る。今後は、卒婚が団塊世代に特有の現象であるかどうかを検討し、その社会的意義を再評価するとともに、社会的変化に伴い新たな卒婚の形態が出現する可能性について考察したい。

参考文献：杉山 由美子（2004）『卒婚のススメ：後半生もハッピーに生きるため、結婚のかたちを変えてみる』オレンジページ

（キーワード：中高年夫婦 卒婚 役割交換）

今日の結婚に求められているものは何か：職業情報と結婚の関係からの接近

○鈴木貴士（国立社会保障・人口問題研究所／筑波大学） 甲斐康輝（パリ第一大学）
岩澤美帆（国立社会保障・人口問題研究所） 尾崎幸謙（筑波大学）

1. 背景と目的

結婚する人が減っている。この理由を知るためには、そもそも今日の結婚に何が求められているのかを知る必要がある。年齢や社会経済的属性が結婚への移行に大きく関係していることはよく知られているが（趙・水ノ上 2014, 麦山 2017）、それ以外にも結婚生活や配偶者に求められているもの、現代における結婚への移行や結婚生活を維持するために有利な個人特性、不利な個人特性があることが指摘されている（Caughlin et al. 2000, Kuo and Raley 2016）。ただし、こうした多様な個人の特性、多様な生活の特徴の中で、何が結婚に関連するのかを捉えるためには、広範な調査項目を備えた調査が必要なものに加え、自己申告に基づく主観的な評価では差異を正確に捉えられない可能性がある。そこで本研究は、比較的個人の特性や生活の特徴に通じる情報として「職業」に着目する。職業は、個人が労働市場で占める位置を表すだけでなく、本人に広範な影響を与えることが知られている（長松 2018）。そこで職業特性の数値情報を提供する厚生労働省の職業情報サイト「job tag（日本版 O-NET）」のデータを活用し、今日の結婚に何が求められているのか、結婚に有利な特性は何かを明らかにする。

2. モデルとデータ

本研究では結婚への移行や結婚生活の維持には、年齢や経済基盤といった人口学的・社会経済的側面に加え、個人の能力・人物的側面等の特性、および働き方に関連する生活の特徴が影響すると考える。分析には総務省「就業構造基本調査」および上記の「job tag」の情報をを用い、結婚移行期にあり、職業が安定してくる 30 代の有業男性（30～39 歳）を対象とする。調査時点での配偶関係（有配偶／無配偶）を目的変数とし、ベイズ推定によるマルチレベルロジスティック回帰分析を行う。

分析は以下の 3 段階で構成される。第 1 段階では、社会経済的属性（年収・学歴・雇用形態・企業規模等）を統制せず、職業ごとの有配偶確率の違いを記述的に確認する。第 2 段階では、上記の社会経済的属性を統制した上で、なお残る職業ごとの有配偶確率の差異に着目する。第 3 段階では、職業ごとのランダム切片に対して、job tag に基づく職業特性を投入し、職業ごとの差異が「特性」でどのように説明できるかを検討する。

job tag は、各職業についてスキル、知識、興味、仕事の価値観、性質、アビリティなど 200 を超える特性項目を定量化したデータベースであり、職業に就く個人の人物像的側面の特性や生活の特徴を一定程度反映すると考えられる。本研究では、job tag の数値情報から複数の因子を抽出し、職業特性が配偶状態の違いをどのように説明しうるかを明らかにする。

3. 結果

各分析では職業をランダム切片としてマルチレベルロジスティック回帰分析を行った。第 2 段階の分析では、社会経済的属性を統制してもなお職業ごとに有配偶確率の違いがあることが確認された。具体的には、「社会福祉専門職従事者」「営業職従事者」「生活衛生サービス職従事者」等では有配偶確率が有意に高かった。続いて、第 3 段階の分析に先立ち、job tag の数値情報に対して探索的因子分析を行い、6 因子を抽出することが適当と判断した。それぞれの因子は暫定的に、第 1 因子：対人援助・ケア、第 2 因子：身体能力・感覚、第 3 因子：理工系・操作技能、第 4 因子：芸術系・内発的動機、第 5 因子：認知・言語理解、第 6 因子：ビジネス・マネジメントと解釈した。第 3 段階の分析では、職業ごとの 6 種類の因子得点を就業構造基本調査と統合し、有配偶確率の職業間の違いが、これらの職業特性によってどの程度説明可能かを定量的に検証する。社会経済的属性を統制後に検出される職業特性効果は、結婚生活に有利な個人の能力や人物的側面を純粋に反映したものとは見なすことができ、今日の結婚に何が求められているのかに迫る有用な情報となることが期待できる。

キーワード：結婚、配偶状態、職業、就業構造基本調査、job tag（日本版 O-NET）、マルチレベル分析

内モンゴル東部農村地域におけるモンゴル人女性の結婚相手選択に関する考察 —2人の未婚女性のライフストーリー分析を通じて—

烏英嘎（中央大学社会科学研究所準研究員）

本研究では、男性の結婚難問題が存在している内モンゴル東部農村地域の未婚モンゴル人女性のライフストーリーを分析し、彼女らが自らの恋愛経験をいかに語り、解釈し、また、いかに結婚相手を選択しているのかを考察することを目的としている。モンゴル人女性の結婚相手の選択に関する既存研究では、主にモンゴル族の通婚現象の増加（苏・賽 2005；郝・包 2010）、出稼ぎ活動の活発化（張 2015；呂 2016；烏 2022）や女性の意識変容（玉 2008）につれ、モンゴル人女性の結婚相手の選択領域が拡大し、選択肢が増えていると主張している。また、既存の研究では、女性の結婚相手の選択に関して、男性の結婚難問題と関連づけて量的な質問紙調査から分析するのが一般的であるが、未婚女性が自分の恋愛経験をいかに解釈し、いかに結婚相手の選択をしているかという意味世界に対する考察がまだ不十分である。

そこで、2024年3月15日に33歳のAさんに約2時間のWeChatの通話機能による半構造化インタビュー調査を行い、2024年の3月18日に同様な方法で27歳のBさんに約2時間半の半構造化インタビュー調査を行った。質問項目として、主に、調査対象者が社会人（学校を卒業か中退）になってからの「恋愛経験」、「結婚相手への期待」、「将来の人生設計」などを聞き、未婚モンゴル人女性がいかに結婚相手を選択しているかを把握する。インタビューの場で構成された語り手のライフストーリーを十分に理解し、分析するために、調査者（筆者）の立場性を明確にししながら、語り手による語りの意味付け、解釈を考察した。

その結果、未婚女性たちの語りから、結婚相手を選択する際に以下の事実が存在することが明らかになった。①農村に生活し、伝統的な結婚観を持つ親と個人主義の影響を受けた娘の間において葛藤が生じることが多くあるが、未婚女性が最終決定権を握っている。②未婚女性たちは、結婚相手を選択するとき、相手に対して物質的な条件といった外的な要因よりも、むしろ相手の内面的な魅力に重きを置いている。③未婚女性たちは結婚後に安定した生活を送るために、その生活にふさわしい人を結婚相手として選んでいる。

（キーワード：農村地域 未婚モンゴル女性 結婚相手の選択）

Unpacking the Source of Changes in the Motherhood Wage Penalty Following First Birth in Japan

Ryota Mugiya (Gakushuin University)

Introduction and Background

Women experience a wage decline after having a child, a phenomenon known as motherhood wage penalty (Budig & England, 2001; Gangl & Ziefle, 2009). Studies have identified various supply-side and demand-side factors contribute to the motherhood wage penalty (Cukrowska-Torzewska & Matysiak, 2020). More recently, studies have shifted their focus to wage trajectories following motherhood over time (Hsu, 2021; Kahn et al., 2014; Kleven et al., 2019), moving beyond static comparisons between mothers and non-mothers.

Despite extensive research, the factors contributing to changes in the motherhood wage penalty over time after childbirth remain underexplored. Theories suggest that the underlying factors of the motherhood wage penalty may change over time. While these theoretical insights on changing wage penalty (or premium) have been explored in research on the long-term effects of marriage (Cheng, 2016) or of childbirth on occupational status (Abendroth et al., 2014), limited attention has been made in the study of the motherhood wage penalty.

This paper examines what factors account for the changes over time in the effect of having a child on women's wages following childbirth in Japan. After estimating the motherhood penalties on wage trajectories over ten years after the first birth, I examine three potential sources to account for the trajectories: Human capital depreciation, changes in job characteristics, and changes in work effort, extending the theoretical scope of the previous studies to the dynamic aspects. In addition, I investigate educational differences in the motherhood penalty on wage trajectories and its sources as a potential heterogeneity among mothers. This analysis contributes to the growing interest in the “diverging destinies” (McLanahan, 2004) in Japan and other East Asia (Raymo et al., 2023) by examining whether highly educated women are more protected from the wage penalty.

Method

The data comes from the 1993–2021 Japanese Panel Study of Consumers. The sample consists of women who had their first birth during the survey periods and who did not have their first birth during the survey periods. I selected employed respondents for analyzing wages. The resulting sample contains 18,294 observations from 1,948 respondents.

I use event-study models with fixed-effects, which predict logged hourly wage for individual i at year t as follows: $\log Y_{it} = \sum_{j \in \{-4, -3, -1, 0, \dots, 10, 11\}} \alpha_j D_{itj} + \beta_1 Age_{it} + \beta_2 Age_{it}^2 + u_i + \tau_t + e_{it}$, where D_{itj} indicates dummy variables indicating years from first birth, covering from four years before to eleven or more years after first birth. Two years from first birth is reference category. For those who did not have a child during the survey period, all dummy variables take zero. After estimating the total effect of first birth on wages, I controlled for mediating factors (i.e., years of nonemployment, employment status and occupation, marital status, spouse's income, and domestic work hours) to account for the motherhood penalty on wage trajectories.

Results and discussion

The results reveal that human capital depreciation, measured by years of nonemployment, plays the largest role in explaining the increasing wage penalty after the first birth. Changes in job characteristics and work effort also explain changes in the wage penalty, but their contributions are smaller than those of human capital depreciation. Moreover, the results are largely consistent across levels of education, except for the differential contribution of changes in work effort.

Overall, the results suggest that, despite generous family policies, labor market characteristics in Japan emphasizing firm-specific skills and on-the-job training have exacerbated the long-term motherhood wage penalty, potentially contributing to the gender wage gap, maternal economic insecurity, and low fertility.

Key words: Motherhood wage penalty, human capital depreciation, event study

母親の就業形態が妻・子どもへの家計配分に及ぼす影響

轟 逸君（日本女子大学大学院）

戦後の日本社会では、「男性稼ぎ主」モデルが一般的で、既婚女性は夫に扶養されるのが標準的な家族像とされ、雇用政策、税制、企業システムなどもこれに合わせて設計されていた。そのため、女性の貧困問題はあまり顕在化せず、社会問題としての認識が希薄であった（宮本 2015）。しかし、1990 年頃、労働力不足で女性の非正規労働などの低賃金労働が増えるという状況と、賃金労働によって経済的自立を目指すという矛盾した状況が発生した。女性の労働市場参加が一般化し、特に非正規雇用やパートタイム労働という柔軟な就業形態が拡大することで、世帯内での家計の管理や配分の仕組みが複雑化した（Edwards 1981）。日本においても、有配偶女性の就業状態の変化が世帯内での家計配分に影響を及ぼすことを示唆する研究が蓄積されている。例えば、1993 年から家計経済研究所が実施しているパネル調査によると、妻の有職化によって妻自身の年収が増加し、それに伴い妻自身への支出が増加する傾向が確認されている（重川 1997;永井 1998;濱本 1999;溝口他 2000）。また、家計費に占める妻への支出割合は、フルタイム継続で就業する妻が最も多く、次いで新たに有職化した妻、無職化した妻の順となっていることも示されている（御船・重川 1999）。しかし、既存研究の多くは夫婦間における支出配分の格差に焦点を当てており、子どもがいる世帯における妻と子どもそれぞれへの支出配分の関係性については、十分に検討されていない。Cantillon, Maître, and Watson (2016) は、子どもの有無は父親の剥奪 (Deprivation) の経験に関連がない一方で、母親だけが剥奪を経験した割合は、子どもがいないケースよりもいるケースが高まると指摘する。また、室住 (2006) は、子どもの生活費や養育費を捻出するために自身の支出を抑えた結果、母親の生活水準だけが容認できないレベルに低下しているような状態を「世帯のなかの隠れた貧困」ととらえている。だからこそ「女性であること」に加えて、「母親であること」という視点での世帯内の不平等の経験に着目した研究が必要であると考えられる（田中 2020）。

このような背景を踏まえると、本研究の目的は、母親の就業形態が世帯内における妻と子どもの家計配分にどのような影響を与えているかを明らかにすることである。母親の就業形態を軸に世帯内家計の支出割合配分を分析する。その分析の中で現れる世帯内の不平等な配分により、世帯のなかの隠れた貧困を考察する。世帯内の個人別生活費の配分の割合の大小による家計費分析は、個人のニーズを反映すると同時に「勢力」（貨幣を使えるパワー）を示すと考えられる（御船・重川 1999）。母親の就業形態が妻と子どもへの支出割合を分析することによって、世帯内部の家計配分を把握し、世帯のなかの隠れた貧困を可視化することができる。

分析データは、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが 2019 年に実施した「消費生活に関するパネル調査」の個票である。分析対象が母親であるため、調査時点で 18 歳未満の子どもがいる 20 歳から 59 歳までの有配偶女性を対象とした。

その結果、第 1 に、正規雇用に比べ、妻が非正規雇用の世帯では妻への支出が夫への支出に対して 28.4%ポイント低く、妻が無職の世帯でも 23.4%ポイント低いことが確認された。すなわち、妻の就業が不安定・無収入になるほど、妻は世帯のなかに不公平配分な立場に置かれている。第 2 に、正規雇用の母親と比較して、非正規雇用の母親は子どもへの支出割合が 4.3%ポイント低下することが確認された。さらに、世帯年収が中等程度（50–75%分位）収入の世帯において、非正規雇用の母親が子どもの支出を補填する動きが確認された。第 3 に、世帯のなかに支出配分について、共働きと非共働き世帯ともに、子どもを優先的に、次いで夫、妻の順で支出が配分される。とくに、夫妻間の支出配分を注目すると、妻の就業状態にかかわらず、夫の支出割合が常に高いが、その差は妻が正規雇用の場合が最も小さく、無職の場合が最も大きいことが示された。無職の妻は他の就業形態の妻と比較して、家計内での自分への支出割合が最も低い。また、非正規雇用の妻の場合、その低い支出割合は、妻自身の低い収入と夫の収入水準、さらには前述の支出配分の状況が複合的に影響していると考えられる。

（キーワード：母親の就業形態、世帯内家計、女性の貧困）

自由報告(3)⑪仕事

⑪ -3 【報告キャンセル】

専門職の女性の職業経歴とライフイベント — 職業構造基本調査の匿名データを用いた分析から —

深井 綾乃 (お茶の水女子大学大学院)

1. 背景と目的

近年、専門職で働く女性が増加している。専門職に従事することは女性のキャリアに寄与することが示されてきた。「女性とキャリアに関する調査」では、初職を継続している女性における専門・技術的職業の割合が大きいことが報告された(三具 2012)。また、ライフイベントとの両立に関して、出産後の就業継続、再就職といった面で女性のキャリアに有利に働くことが示されてきた(坂本 2009; 西村 2014)。その一方で、専門職と就業を関連は一様ではなく、性別比率による違いがあることが指摘されている。職業の中分類レベルの分析から、女性比率の高い看護師などの医療・福祉専門職において同一職種への転職しやすい傾向がある(例えば、小松 2019)。

このように専門職では、転職した場合においても前職の専門性を引き継ぐことが可能であるが、結婚や夫の転勤への帯同の経験が女性のキャリアとどのように関連しているのだろうか。本研究では、専門職の女性の前職と現職の職業経歴に着目し、職業経歴を分類するとともに、そうした分類と婚姻状態、居住地の変化の関連を明らかにしたい。あわせて、大分類の職業分類では把握できない専門職の中での差異について産業分類を用いて検討する。

2. 方法

本研究では総務省「平成 29 年度就業構造基本調査」の匿名データを使用する。学卒後の 20 歳以上 64 歳以下の女性で、初職の専門職を継続している場合、もしくは前職が専門職である場合を分析対象とした。就業構造基本調査の匿名データでは、現職は職業詳細区分が提供され、詳しく知ることができる一方で、前職は職業大分類の提供にとどまる。そのため、職業を把握する代理指標として産業分類を用いる。

3. 暫定的な結果

現職の職業と前職の職業をもとに、職業経歴を、①初職の専門職を継続(初職継続型)、②専門職から専門職への転職(専門職転職型)、③専門職から専門職以外の職業への転職(他職転職型)、④専門職から離職(現在は無業)(離職型)の4つのパターンに分類した。「転職型」には休職期間がある再就職のようなケースも含まれる。分析対象に占める割合は「初職継続型」65%が、「専門職転職型」が18%、「他職転職型」が10%、「離職型」が7%ほどであった。現在も専門職で働いている(①+②)のは8割超で、専門職の定着度の高さが窺える。

記述的な分析から、産業分類と職業経歴の関連をみると、「医療・福祉」は「初職継続型」「専門職転職型」で7割ほどを占めるが、「他職転職型」「離職型」では半数程度である。対して、「情報通信業」「学研究、専門・技術サービス業」では、相対的に「他職転職型」「離職型」で割合が高い。

多項ロジット分析の結果、「未婚」と比較すると「配偶者あり」「離別・死別」で初職を継続しにくい傾向が見られた。また、「家族の仕事の都合」での転居を経験した場合に、初職の継続確率が低い傾向にあり、離職と結びつきやすいことも確認された。

【付記】

二次分析にあたり、統計法に基づいて、独立行政法人統計センターから「平成 29 年度就業構造基本調査」(総務省)に関する匿名データの提供を受けた。また、本研究は、日本学術振興会(JSPS)特別研究員奨励費(課題番号:23KJ0963)の助成を受けたものである。

【文献】

小松恭子,2019,「出産離職後の再就職—職種と就業形態に着目して—」『人間文化創成科学論叢』22:203-213.

西村純子,2014,『子育てと仕事の社会学—女性の働きかたは変わったか』弘文堂.

坂本有芳,2009,「人的資本の蓄積と第1子出産後の再就職過程」『国立女性教育会館研究ジャーナル』13:59-71.

三具淳子,2012,「誰が初職を継続しているのか」『女性とキャリア』現代女性キャリア研究所4:95-110.

(キーワード:専門職, 職業経歴, 婚姻状態)

Rethinking Motherhood: Intergenerational Childcare Negotiation Between Grandmothers and Mothers in Rural-Urban Migrant Families in China

Guo Xinran(郭馨冉), Sophia University

Intergenerational childcare collaboration is a common child-rearing pattern among rural-urban migrant families in China, with childcare interactions providing a crucial context for negotiating motherhood between grandmothers and mothers. Early studies on the “left-behind children” problems primarily focused on the negative consequences of parent-child separation, suggesting that maternal migration led to children’s psychological and behavioral problems, as well as lower academic performance compared to their non-left-behind peers. Underlying this biased discourse, grandparents, particularly grandmothers, have frequently been portrayed as backward caregivers who fail to provide sufficient educational support, discipline, and emotional communication to left-behind children. While existing research has discussed how grandmothers and migrant mothers respectively care for left-behind children in the context of family separation, few studies adopt an intergenerational perspective to examine how they negotiate and arrange the division of childcare responsibilities, particularly in relation to economic support, emotional care, and children’s education. To fill these gaps and enrich the discussion, this study addresses two research questions: (a) How do migrant mothers and grandmothers understand and perform left-behind (grand)children’s childcare regarding economic support, emotional care, and education? (b) How do migrant mothers and grandmothers negotiate and arrange the intergenerational division of (grand)childcare across the above three aspects?

Mothers and paired grandmothers in two-generational migrant families were selected as research participants because they represent not only successive generations within families but also two distinct cohorts of migrant women shaped by different sociohistorical contexts in China. Drawing on qualitative data from grandmother-mother dyads collected in one of China’s major labor-exporting provinces, this study compares the mothering narratives of two generations of migrant women and details their negotiation processes over the childcare arrangements of left-behind (grand)children. The study reveals the dual nature of grandmothers’ involvement in shaping migrant mothers’ mothering experiences. On the one hand, many grandmothers, having once been migrant mothers themselves, alleviate the physical childcare burden on the migrant mothers and play multidimensional roles in bridging and facilitating emotional bonds between left-behind grandchildren and their migrant mothers. On the other hand, intergenerational disagreements and conflicts, particularly in economic and educational aspects, are prevalent in this study. These childcare tensions arise from the two generations of migrant women’s differing formative experiences during childhood and their distinct occupational trajectories in their respective transitions to motherhood, leading to intergenerational emotional ambivalence. They also heighten migrant mothers’ psychological pressure as they attempt to assert their autonomy and competence within caregiving arrangements. Moreover, grandmothers’ long-term involvement in childcare invisibly reinforces the gendered division of labor, as they express strong expectations for migrant mothers to assume the role of primary breadwinners while maintaining mother-centered communication preferences rather than migrant fathers. These findings challenge the dominant stereotype of migrant mothers as irresponsible parents embedded in the “left-behind children” discourse and highlight the significant yet ambivalent role that grandmothers play in shaping motherhood trajectories within the context of family separation in China.

Key words: Migrant mothering, Grandmothering, Rural-urban migration

性的マイノリティが形成する家族と／の国際移動 子をもつ女性カップルの実践を事例に

赤塚 叶実（神戸大学大学院）

近年、日本国内において性的マイノリティの人権擁護を目的とした取り組みや社会運動が活発化し、社会的な可視化が進む。2015年の東京都渋谷区、世田谷区に始まった同性カップルを自治体が証明したり、宣誓を受け付けたりする制度、いわゆる同性パートナーシップ制度の日本全体の人口カバー率は、2025年5月現在92.68%となっている（公益社団法人 Marriage For All Japan—結婚の自由をすべての人に 2025）。兵庫県明石市等、自治体によっては子どもを含む関係を証明するファミリーシップ制度が導入されている。2019年2月14日に開始された「結婚の自由をすべての人に」訴訟、いわゆる同性婚訴訟等の運動の展開も見られる。こうした性的マイノリティ、特に同性カップル自身による運動の可視化が進み、自治体による制度導入が進展している一方で、婚姻や彼女／彼らが安心して子どもをもち、家族を形成していくための法整備は進んでいない。

2000年代以降、性的マイノリティの家族研究が見られるようになり、国内の研究動向は大まかに2つの議論に分類できる。①定位家族へのカミングアウト等、出身家族との関係性に関する議論（三部 2009；コー・釜野 2013等）、②性的マイノリティが自ら選択し形成する家族の議論（釜野 2008；牟田ほか 2021等）である。本報告は子をもつ女性カップルを対象とし、なかでも国際結婚や移動を経て日本に在住する者に焦点を当てる。

近年の国内の研究動向として、精子提供によって子を産み育てる女性カップルの妊娠・出産に至るまでの技法、子育ての経験、困難などを当事者へのインタビュー調査をもとに紹介したもの（牟田ほか 2021）や出産・子育てに関する実態をインターネット調査から分析したもの（新々江ほか 2022）等、当事者の出産・育児の様子に着目したものが見られる。しかし、その多くが日本国籍者同士を前提としており、女性・セクシュアリティを扱う上で複雑に絡み合う問題として浮かび上がってくるはずの、移動や国籍、社会階層といったインターセクショナルリティの視点をういた分析が見られない。柳原良江による日本人と米国人のカップル2組にインタビューを行った先行研究は、生殖技術やその法整備の必要性、子どものジェンダーについて射程としており（柳原 2007）、トランスナショナルな関係性や移住については分析されていない。しかし、少なくともこのような背景をもつ女性カップルが存在していることは柳原の研究から明らかである。本報告は、異性愛カップルに限らず同性カップルにも国際移動は生じるという点に視点を向け、国内で学術的にも社会的にも可視化されている、バイナショナル・トランスナショナルな女性カップルによる実践からどのような背景をもつ人が移動可能かを考察するものである。

キーワード：性的マイノリティ、国際移動、インターセクショナルリティ

主要参考文献

- 釜野さおり，2008，「レズビアン家族とゲイ家族から『従来の家族』を問う可能性を探る」『家族社会学研究』20(1): 17-27.
- コーダイアナ・釜野さおり，2013，「レズビアンの娘と異性愛の母親との関係における異性愛規範性の交渉」『家族社会学研究』25(2): 124-134.
- 牟田和恵・岡野八代・丸山里美，2021，『女性たちで子を産み育てること——精子提供による家族づくり』白澤社.
- 三部倫子，2009，「『同性愛(者)を排除する定位家族』再考——非異性愛者へのインタビュー調査から」『家族研究年報』34: 73-90.
- 新々江章友・長村さと子・茂田まみこ・渡辺ゆきこ・手塚りさ・高橋千春・吉田ひかる，2022，「日本における性的マイノリティの出産・子育てに関する実態把握に関する調査研究——2021年に実施したインターネット調査の結果から」『人権問題研究』(19): 55-87.
- 柳原良江，2007，「育児・子育て希望者の多様化がもたらす課題——同性愛カップルの事例から——」『生命倫理』17: 223-232.

女性同性カップルの妊娠・出産・育児の実態と課題 ー資源利用と家族実践の観点からー

山田夏子（立教大学大学院社会デザイン研究科博士課程後期課程）

1. 問題と目的

近年、LGBTQの可視化が進み、行政や企業での取り組みが広がっている。一方で、セクシュアルマイノリティ女性による妊娠・出産・育児については広く知られておらず、医療や法制度の面で十分な対応がなされていない。本論文は、このような社会状況を背景に、女性カップルの妊娠・出産・育児における課題と実態を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

出産を伴う家族形成を行った未就学児の子どもを持つシスジェンダーのセクシュアルマイノリティ女性のカップル7家族を対象として、半構造化インタビュー調査を行った。考察に用いる理論枠組みに関して、妊娠・出産・育児に関わる資源と、落合恵美子の提唱するケアダイヤモンドの枠組み及び、イギリスの家族社会学者デイヴィッド・モーガンが提唱する家族を論ずるための分析視角である家族実践という概念を枠組みとして利用した。

3. 結果

妊娠・出産・育児に関わる資源に関しては、女性カップルは情報や医療サービスへのアクセスが制度的に保障されておらず、当事者の個人的なスキルや人的ネットワーク、専門職の受容度に依存する不安定な状況に置かれていることが明らかになった。さらに、このような制度利用における不利益を回避するための戦略が、別の資源獲得を阻害するという連鎖的な影響が確認された。実際に育児援助の頼り先として、生物学的親側の祖父母への依存度が高く、非生物学的親側からの支援獲得に困難が生じる場合があることが明らかとなった。この背景には、家族形態の開示と受容の問題が存在しており、特に非生物学的親側の祖父母からの拒絶反応が一部の家族で観察された。

家族実践の観点からは、女性カップルが子どもを含む「家族である」ことを実現するために、構成員や関係者が行っている多様な工夫が明らかとなった。法的保障が不十分な状況下において、非生物学的親や精子ドナーとの関係性を独自に定義・構築しようとする実践は公的書類の活用に限らない。精子ドナーと一定の社会的距離を置く工夫や継続的なコミュニケーションの確保や、非生物学的親の権限範囲の拡大への取り組みなど制度的な制約を補完するための代替的な取り組みが展開されていることが分かった。さらに、家族の輪郭の形成において、「他者からの承認」が重要な要素として位置づけられることが明らかになった。非生物学的親は法的な親としての地位が保障されない。自身のセクシュアリティや家族形態の説明がない場合、親としての社会的承認が自動的に得られるものではないことが困難につながっており、その困難を回避するための非生物学的親による多様な家族表示の実践が観察された。

（キーワード：女性カップル、育児資源、家族実践）

20世紀末20年間における大学生の同性・異性との性的行為の関連要因の変化

小島 宏（早稲田大学 SOGI 調査研究所）

20世紀末における若年層の性行動の変化はその後の「草食化」（欧米では sex recession）の関連要因を探る上で重要だと思われる。本報告では、同性との性的行為（と宗教）に関する設問がある2000年「日欧性行動・意識・価値観比較調査」と1981年「青少年の性行動全国調査」（SSJDAで借用）の個票データのロジット分析等により、20世紀末における大学生の同性との性的行為の関連要因の変化を示すとともに、異性との性的行為の関連要因の変化との比較を行う。これは2024年日本社会学会大会での2000年調査データによる同性との性的行為の関連要因の分析の延長線上にある。同時に、2024年比較家族史学会春季大会における性被害の関連要因の報告の際、2000年調査では同性との性的行為経験割合が以前の青少年の性行動全国調査等の結果と比べて高いだけでなく、女性の経験割合が男性よりはるかに高いことが明らかになり、両調査の比較にも興味をもったためである。フランスでもほぼ同時期の思春期性行動調査（Lagrange & Lhomond 1997）で同様な傾向がみられたこともあり、HIV/AIDSの流行に対する懸念からフランスの場合と同様に、性的好奇心が旺盛な青少年女子で同性との性的行為が増えたという仮説をもったためでもある。日本の女性の同性愛に関する研究でしばしば関連要因として言及される、BL・GL漫画の流行時期と一致することもある。そこで、BL・GL流行に関連する設問はないが、これまで2000年調査データを用いて異性との性的行為の関連要因を分析するために作成したモデルを修正し、両調査で共通（類似）の関連要因変数を含むモデルを作成してロジット分析等を試みた。

同性との性的行為に関する男女総数の二項ロジット分析結果によれば、単純集計結果と同様、男性であることは1981年には正の関連をもっていたが、2000年には負の関連をもつようになる。1981年調査では中学時代農村居住、宗教ありが同性との性的行為に正の関連をもち、アルバイトせずが負の関連をもつ。2000年には男性とともに年長きょうだいなしが負の関連をもつが、高BMIと親の性教育が正の関連をもつ。男性では1981年には中学時代農村居住、週日親同居、宗教あり、親の性教育ありが正の関連をもつが、2000年には有意な関連をもつものがない。女性では1981年には低BMIが正の関連、2000年には高BMIと親の性教育が正の関連をもつ。

異性との性的行為の関連要因は両調査で共通するものが多いが、同性との性的行為の関連要因とは異なる。男女総数の分析結果によれば、1981年には都内大学在学、父自営、授業以外での運動が正の関連をもち、週日親同居、アルバイトせず、宗教ありが負の関連をもつ。2000年には都内大学在学、授業以外での運動が正の関連をもち、アルバイトせず、たまにアルバイト、高BMIが負の関連をもつ。

以上の結果から、同性との性的行為に有意な関連をもつ変数は少ないが、20年間における性的好奇心やHIV/AIDSへの懸念の変化に関連すると思われる宗教関連変数や健康関連変数が有意な関連をもつ場合がみられた。なお、紙幅の都合により、異性との性的行為の男女別の分析結果、1981年に短大生を加えた場合の分析結果は報告の際に示す。また、両調査で設問が異なるものの、詳細な宗教関連変数に予想外の関連も見られるため精査中であるため、結果は報告の際に示すことにする。（キーワード：同性・異性性的行為、関連要因、大学生）

文献：Lagrange, Hughes, et Lhomond, Brigitte, dir. (1997) *L'entrée dans la sexualité: Le comportement des jeunes dans le context du sida*. Paris: La Decouverte.

謝辞：二次分析に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブから「第2回青少年の性行動全国調査（JASE SSJDA版），1981」（青少年の性行動全国調査研究会）の個票データの提供を受けました。また、佐藤龍三郎博士（中央大学経済研究所）から「日欧性行動・意識・価値観比較調査」（先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究 厚生労働科学研究費平成13年度の資金により日本性科学情報センターが実施）の個票データ等の提供を受けました。さらに、本報告については科研費（研究代表者：釜野さおり「性的指向と性自認に関する量的データの領域横断的分析と調査手法の継続的評価」、B1K402193501）の支援を受けました。

階層意識と親密な関係性の構築 —現代中国の青年層による生活実践における差異性の理解—

李 相君 (新潟大学)

中国社会は転換期以降、社会構造、市場制度、文化的価値観といった様々な次元において継続的に変容を遂げてきた。その中で、家族およびジェンダー領域においては、近年顕著な変化が見られている。結婚および家族は、親密関係をめぐる研究の中心的な主題であり、配偶者選択パターンに関する分析においては、社会階層の視点から説得力のある説明が提示されてきた。とりわけ、社会経済的地位に着目したアプローチでは、同質婚や上昇婚といった理論的枠組みが形成されている（白波瀬 1999；李・陸 2008）。現代中国社会においては、「金銭がなければ恋愛は成立しない」といった通俗的な言説が日常的に流行している。しかし、そのように断言する個人であっても、「どれほどの経済力があれば恋愛や結婚が可能となるのか」という問いに対して、具体的な基準を提示することは難しい。山田（2016）は、「結婚の壁」、すなわち人々が結婚に至らない要因について分析し、この壁を乗り越える可能性を、「合理的要素」と「非合理的要素」の二側面から検討している。また、李培林（2005）は、伝統的な社会階層研究の枠組みが、客観的階層と主観的階層のあいだに存在する実質的な論理的関係を十分に明示できていないと批判する。二者の議論を結びつけると、主観的階層意識は、個人の行動を方向づけるばかりでなく、親密関係の構築にも決定的な影響を及ぼす要因であると考えられる。

本研究は、解釈主義的パラダイムを基盤としつつ、実証主義的視点を補助的に導入した質的研究である。現代中国における青年層の親密関係の構築とその背景にある価値観を明らかにすることを目的とする。2023年7月から10月、そして2025年1月から3月にかけて、発表者は北京と上海の両都市において、都市部に居住する20歳から40歳までの若年男女約40名を対象に、1回あたり2〜4時間に及ぶ半構造化インタビューを実施した。インタビュー内容は、主として親密関係に対する認識、個人の人生観に関する設問を中心に構成しており、なかでも階層アイデンティティを重要な分析軸の一つとして位置づけている。

結果として、主観的階層意識が親密関係の構築において一定の指向性を有することを明らかにした。主観的な階層意識は、客観的な階層属性を基盤として生成されるだけでなく、身近な他者との比較や組織内における地位経験といった主観的要素によっても形成されることが検証された。本研究において抽出された主観と客観の階層意識の乖離（主客観的階層ギャップ）は、個人が生活上の差異をいかに捉えているかを示す象徴的な指標と位置づけられ、親密関係の構築において重要な役割を果たすと考えられる。相対的剥奪感とは、階層意識の乖離を説明する要因として重要な役割を果たすと同時に、個人の親密な関係性の構築にも影響を与えている。本研究は、親密関係における「非合理的要素」の意義を改めて強調するものである。婚姻に限らず、親密関係そのものもまた、感性的選択に基づく社会的行為として捉えられる。個人の非合理的な行動の背景や動機を把握することは、現代東アジア社会における親密性の変容を理解するうえで不可欠な視座である。

参考文献：

- 李培林（2005）「社会衝突与階級意識——当代中国社会矛盾研究」、『社会』25巻1号 pp.7-27
 李煜・陸新超（2008）「擇偶配對的同質性與變遷——自致性與先賦性的匹配」、『青年研究』6号 pp.26-33
 白波瀬佐和子（1999）「階級・階層、結婚とジェンダー——結婚に至る階層結合パターン——」、『理論と方法』14巻1号 pp.5-18
 山田昌弘（2016）「家族社会学、感情社会学の視点からのコメント」、『理論と方法』31巻1号 pp.94-98

（キーワード：階層意識、親密関係、相対的剥奪感）

夫婦・カップルにおける性的な話題をめぐる葛藤
——カップル向けコミュニケーションカードの利用者への調査から——

岡田 玖美子 (奈良女子大学)

研究背景と目的

近年、性行為をめぐる相互の意思を事前に確認しあう「性的同意」の重要性が、政府や教育機関などによって周知されている。しかし、性的な話題は一般にタブー視されやすく、個人の極めてパーソナルな部分に関わるがゆえにセンシティブなものでもある。たとえ夫婦やカップルなどの親密な関係であっても、あるいは親密な関係であるからこそ、性的な話題について話し合うことには困難が伴うことが想定される。他方で、とくに 1990 年代以降、コミュニケーションとしての性行為の重要性が高まっていることが指摘されており (e.g. 赤川 1999; パッハー 2022)、「セックスレス」などの状況はそれ自体コミュニケーション不全として問題視されうる。

このような性行為についての語りにくさとコミュニケーションの必要性の狭間で、夫婦・カップルたちが性的な話題についてパートナーと語ることをめぐって、どのような葛藤を抱えているのかを探索的に示すことが本報告の目的である。

研究方法

インタビュー調査の事前調査として、2025 年 3 月に 2 種類のカップル向けのコミュニケーションカードの利用者 (全国の 20~50 代の男女) を対象に、カードの制作会社を通じて、パートナー関係および性的な関わりに関する Web 質問紙調査 (n=138) を実施した。このカードは、カップルが普段は話しにくい話題について、簡単な質問が書かれたカードをランダムに引いて回答しあうことで対話を促進することを目的とした商品である。そのため、パートナー関係や性的な関わりについて関心や悩みを抱えた人が調査協力者にも多い。本報告ではデータの概要を示しつつ、とくに性的な話題に関する考えや状況についての自由記述回答の分析結果を示す。

結果

多くの回答者が性的な話題は「話し合いにくい」という感覚・認識を有する一方で、「もっと話し合いたい」という考えをもっていた。話し合いにくさの理由としては、おもに恥ずかしさ、相手に引かれたくないこと、話す機会や時間の不足が示された。もっと話したいと考える理由については、性的関わり自体に「幸せ」や「大事なこと」、「尊いこと」などと価値を見いだす意見のほか、互いの満足を高めたり、逆に不満を回避したりするためという考えも比較的多くあった。互いの性的満足感の向上は、ひいては「よい関係」や「よいコミュニケーション」に結び付けられており、関係における重大な要素として位置づけられていることが読み取れた。他方で、相手のことをより知りたい、本音を聞きたいなどといった、より深い開示のために話し合いを望む意見や、「マナー」や「恋人らしさ」の喪失、「女性として見られなくなることを怖れることから話し合いを望む意見もあった。

考察

以上より、性的な話題については、恥ずかしさや話すことで相手にどう思われるかという懸念が抵抗感につながっている。そのなかでたとえ恋人や配偶者であっても、時間的・心理的・関係上の余裕がなければ、話し合いづらい状況も読み取れた。また、話し合うことの必要性は感じつつも、その理由には必ずしも性的な合意形成をめざすようなポジティブなものだけではなく、性的関わりをめぐる不安感や相手が不満を感じていないかを怖れる意識も含まれていた。したがって、パッハー (2022) が「性的主体性の無さ」と指摘したほどではなくても、現状では、たとえ今回の回答者のようなパートナーシップやコミュニケーション改善に関心や問題意識を有している人びとであっても、性的な関わりやそのことについてパートナーと話し合うことについては、「コミュニケーション」に至るまでの課題が複数あることがわかった。

(キーワード: 性関係、コミュニケーション、夫婦・カップル)

第2日目 2025年9月7日(日)
午前の部 10:00~12:40

テーマセッション(3)

家族を対象とした社会調査デザインの新たなアプローチ

オーガナイザー・司会 佐々木尚之(津田塾大学)
討論者 保田時男(関西大学)

【企画趣旨】

人々のライフスタイルや価値観の変容により、社会調査をめぐる環境は著しく悪化した。調査対象者の自宅を直接訪問する従来型の調査手法のみでは、サンプルの代表性を保つことが困難になっている。また、家族研究において配偶者や子どもなどからも同時に情報を収集する重要性は指摘されてきたものの、回収率のさらなる低下のリスクがあるため、なかなか実現できないきらいがある。しかしながら、家族間の複雑な相互依存性の理解を深化させるためには、夫婦それぞれの立場から回答を得ることが不可欠である。本研究では、既存の反復横断調査の基本デザインを継続しつつ、データ収集のデジタル化を進めるとともに、配偶者票の有無をランダムに割り当てることにより、調査モードならびに配偶者票の有無が回答に与える影響を分析する。そうすることにより、ICTの活用を代表とする今後の社会調査の可能性を検証し、新たな調査手法導入の是非、導入にあたっての課題、状況に適した調査手法の有無を解明する。

2025年2月~3月にかけて、住民基本台帳から層化二段無作為抽出された全国の満1歳(2023年1月~12月生まれ)の子どもをもつ3,200の家庭を対象に、QRコード付きの調査依頼文を配布し、各自のスマートフォンで回答をもとめた。質問紙での回答を選択した対象者の集計が終わっていないため速報値となるが、全体の回収率は50%を超える見込みであり、処置群によっては60%を超える。本調査の対象となる親の年齢層(主に20-40代)、1歳児(一部2歳児)の子もち、回答者の名前不明(1歳児で抽出しているため)、オンライン調査などこれまで回収率が見込めなかったと思われる層においても、社会調査デザインの工夫次第で既存の調査法と同等もしくはそれ以上の反応があった。センシティブな設問に対する無回答率も低い傾向にあることから、今後の家族研究のあり方として議論を深めたい。

家族研究におけるオンライン調査のゆくえ

○佐々木 尚之（津田塾大学）

目的

本報告の目的は、大規模社会調査を利用した家族研究の今後のあり方について、社会調査デザインの観点から検討することにある。社会調査をめぐる環境は厳しさを増しており、全国規模のランダムサンプルを用いた調査における回収率は下降傾向にあり、サンプルの代表性の確保が非常に困難になっている。また、回答データの信頼性を担保するためのゴールドスタンダードとされた個別訪問面接法も対象者のライフスタイルの変化にともない、その優位性を失いつつある。このような状況を受けて、オンライン調査の採用が近年上昇している。オンライン調査のメリットとしては、調査費用の削減、データクリーニングの簡略化、データ利用までの期間短縮などが挙げられる一方で、オンライン調査を導入しても、期待通りの回収率の上昇につながらないことが数多く指摘されている。本研究では、調査対象者に異なる処置を実施しランダム化比較試験を行い、社会調査デザインが回収率や回答パターンにどのように影響するのかを示す。

方法

2023年に生まれた日本全国の子ども3,200人（調査地点200x16人）を住民基本台帳より層化二段無作為抽出した。それぞれの地点のうち、半分の8人には母親と父親双方の回答、残りの8人には母親もしくは父親のみに回答をお願いした。有効回答数は2,553ケースで、総アタック数4,800（未婚や離死別のため対象外となるケースも含む）に占める回収率は53.2%であった。それぞれの回収率は、配偶者票ありの母親57.3%・父親42.4%、配偶者票なしの母親64.9%・父親57.9%である。オンライン調査法と郵送調査法のミックスドモードであるものの、1st コンタクトおよび2nd コンタクトまでは、調査票を表示するQRコードを依頼文に載せオンライン回答の手順のみを説明した。それぞれの依頼文に掲載する回答期限を細かく区切り、その都度回答期限を延期しつつ、回答がない対象者に対して、3rd コンタクトとして返信用封筒とともに質問紙調査票を同封した。質問紙での回答は137ケースであり、全体の5%のみであった。既存の大規模調査との比較を念頭に、大阪商業大学・日本版総合的社会調査(JGSS)、東京大学社研パネル(JLPS)、社人研全国家庭動向調査の質問項目を組み込んでいる。配偶者に代わって回答してしまうケースがどの程度あるのかを検証するために、リスト実験も実施した。

結果



本調査では、対象者のWTP (Willingness to participate) を向上させる仕掛けをいくつか準備した。これまでの大規模社会調査と同様に、調査対象者に依頼文を郵送することで調査に協力するかどうかの判断を委ねる手続きは踏襲するものの、研究代表者が顔出しをし、一人一人の意見を漏れなく収集することが今後の政策立案に重要である点を強調した（左図）。長めの映像であったものの、平均視聴時間は3分を超えており、対象者の当事者意識を喚起する効果が一定程度認められる。

実際に、調査票の最後に自由記述欄を設けていたが、30.6%の対象者が長文のコメントを残していた。1歳の子どもが対象者として選定されたことに対する不満や調査そのものに対する否定的な意見も散見されたものの、育児をするなかで抱く葛藤、政治や制度に対する強烈な不満、今後の社会情勢への失望に似た無力感など、誰にぶつけてよいかわからない現状に対する憤りを綴りつつ、応援メッセージとともに追加調査への協力を希望してくださる方々も多数いた。

本研究はJSPS 科研費23K25587（代表：佐々木尚之）の助成を受けたものです。

（キーワード：社会調査デザイン、ペアデータ、オンライン）

夫婦ダイアド・データからみる父親の家事・育児行動の諸相

斉藤知洋（国立社会保障・人口問題研究所）

1. 問題の所在

父親の家事・育児行動は、家族研究のみならず、こども・子育て政策や少子化対策をめぐる議論の中で近年注目を集めている指標である。一方で、日本国内の学術調査の多くは、夫婦のどちらか一方から父親（夫）の行動頻度や時間量を測定しており、そのことが調査間で得られる実証的知見の異同をもたらす要因として指摘されている（Kamo 2000）。同一の指標を個人ではなく、夫婦や親子などのダイアド単位で測定することは、測定誤差といった方法論的課題の他にも、家族関係の質、ならびに家族成員間の認知のズレや共通行動の形成メカニズムを理解することにも繋がることから、国外ではダイアド・データを用いた実証研究がいち早く蓄積されてきた（Barnett et al. 1993; Kamo 2000; Mikelson 2008; Naujoks 2024）。本報告では、全国規模の確率標本設計に基づいて収集された日本の夫婦ダイアド・データを用いて、父親の家事・育児行動に関する①夫婦間の回答の一致／不一致度とその規定要因、②測定単位・方法による分析結果の差異について検討を行う。

2. データと方法

使用するデータは、2025年2月～3月に実施された「子育て世帯にやさしい社会づくりに向けた全国調査」である。本調査は、2023年に生まれた日本全国の子ども3,200人を住民基本台帳より無作為抽出し、その親に対して回答を依頼した（オンライン回答と質問紙調査の併用）。調査対象のうち半数は、母親と父親双方に対して調査票を配布しており、同一夫婦の回答情報を結合したダイアド・データを構築することが可能である。母親票・父親票をともに送付した対象ケースの回収率（回収数）は、母親57.3%（916票）・父親42.4%（677票）であり、マッチングに成功した夫婦は616組であった（調査の詳細は第1報告（佐々木）を参照のこと）。

父親の家事・育児行動は、母親票・父親票において、1週間あたりの遂行頻度をそれぞれ5項目について尋ねている（家事：「日用品・食料品の買い物」「部屋の掃除」「洗濯（物干し・取入れ、収納を含む）」「食事の準備」「食後の片づけ」、育児：「おむつを替える」「風呂に入れる」「食事をさせる」「寝かしつける」「絵本を読み聞かせる」）。五件法から成る各項目を、1週間あたりの回数（「毎回・毎日＝7回」「週3～4回程度＝3.5回」「週1～2回程度＝1.5回」「月1～2回程度＝0.75回」「ほとんどしない＝0回」となるように連続変数化した。分析は、これらの父親の家事・育児項目について夫婦双方から有効回答が得られた567組を中心に行った。

3. 結果

はじめに、父親の家事・育児頻度に対する同一夫婦間の回答の類似度（一致度）を項目別に確認した。その結果、Pearsonの相関係数（pairwise）は、家事で.494～.712、育児で.524～.709であり、回答一致率も家事で47.1～54.3%、育児で48.5～63.5%にとどまった。平均値でみると、夫は妻に比べて自身の家事・育児頻度をそれぞれ0.55回、0.57回ほど多く評価する傾向にあり、とくに「食後の片づけ」（家事）や「風呂に入れる」「食事をさせる」（育児）で乖離が大きい。つぎに、夫婦間の回答不一致をもたらす個人・家族的要因をマルチレベルモデル（dyadic discrepancy model）をもとに検討したところ、妻が大卒であり、妻が夫婦関係満足度を高く評価する夫婦ほど、父親の育児頻度に関する回答の乖離が小さい傾向にあること等が明らかとなった。しかしながら、家事については夫婦間で回答不一致が生じる系統的なパターンは看取されなかった。

大会当日は、最新のデータセットを用いた分析結果を示す。さらに、複数の方法で父親の家事・育児頻度を指標化することで推計値にどの程度の影響がみられるかについて、他の家族関連指標（追加出生意欲など）を従属変数とした多変量解析の結果も併せて報告する。

本研究はJSPS 科研費23K25587（代表：佐々木尚之）の助成を受けたものです。

（キーワード：ダイアド・データ、父親の家事・育児、回答不一致）

プライベートスペースから見る夫婦関係

○毛塚和宏（九州大学）

1. 問題

住宅の構造と家族との関連に焦点を当てた研究は、建築学・都市計画の観点からが多く、家族社会学的な観点からは多くない。本研究では、住宅と家族との関係性の中でも夫婦のプライベートスペース（以下 PS と略記）と夫婦関係満足度との関連について分析を行う。

2. 検討する仮説

本報告では、夫婦関係満足度と PS にかかる 2 つの問いを検討する。一つ目の問いは、PS が夫婦関係満足度に与える影響である。これは相反する二つの仮説が考えられる。α) PS の存在によって、団らんの時間が減少し、夫婦関係満足度は低下する、β) PS の存在によって、家族の役割期待から離れる時間を確保することで、夫婦関係のリフレッシュができるので満足度は上昇する。この 2 つの仮説を検討する。

二つ目の問いは、調査法に関連する問いである。夫婦関係満足度を回答する際に、配偶者が見えている場合、回答にバイアスが生じる可能性がある。具体的には、社会的望ましきバイアスに起因する配偶者への高評価などである。このようなバイアスが生じる可能性は、1) 配偶者が実際にいるか否か、2) 調査対象者がスマートフォン・質問紙のいずれを用いて回答したか、3) PS が存在するか否か、によって左右されうる。よって、まずそのようなバイアスが存在するのか、そしてそれがより顕著に出るのはどのような状況か、を確認する。

3. データと分析方法

分析に用いるデータは「子育て世帯にやさしい社会づくりに向けた全国調査」である。この調査は、2023 年生まれの日本全国の子ども 3,200 人を住民基本台帳から抽出し、その親に回答を依頼する形で行われた。調査は 2025 年 2 月～3 月に行われ、有効回答数は 2,553 ケース、有効回収率は 53.2% である（詳細は第一報告を参照）。

本研究で用いる主な変数は次の通りである。被説明変数は夫婦関係満足度（11 件法）である。説明変数は以下の 3 つの変数を用いる。a) PS を尋ねた設問「現在のお住まいに、1 日のうちどこかで、あなたの仕事や読書、趣味などに集中できるプライベート空間はありますか。あてはまるもの 1 つに○をしてください。」選択肢は「自分専用のプライベート空間がある（専用 PS）」「家族と共用するプライベート空間がある（共用 PS）」「プライベート空間はない」の 3 つであり、これらを「プライベート空間はない」を参照カテゴリとした質的変数として用いる。b) 回答時に周囲に誰がいたかを尋ねた設問「今現在、あなたの回答が見える距離に人がいますか。あてはまるものすべてに○をしてください。」マルチアンサーであるが、「配偶者がいる」に○をつけたか否かのダミー変数として用いる。c) 調査対象者が実際に質問紙に記入し郵送で回答したか、スマートフォンで回答したか、郵送回答ダミーとして用いる。

統制変数として年齢、学歴、子ども数、配偶者年齢、配偶者学歴、結婚年数、暮らし向き、住居種別（持ち家（一戸建て、マンション）、借家 etc.）、延べ床面積（m²）を用いる。サンプルを既婚者に限定したうえで夫・妻に分け、それぞれ夫婦関係満足度を被説明変数とした線形回帰分析を用いて分析を行う。

4. 結果

PS の効果に関しては、妻については共用 PS が正の効果をもたらし、夫は専用 PS・共用 PS とともに正の効果をもたらしていた。また、夫妻どちらにおいても、回答時に配偶者が見えている場合は、夫婦関係満足度が上昇することが明らかになった。

本研究は JSPS 科研費 23K25587（代表：佐々木尚之）の助成を受けたものです。

（キーワード：夫婦関係満足度、プライベートスペース、住宅）

子育て世帯における性交渉の頻度と幸福度・関係満足度の関連

石橋 挙（社会データ構造化センター）

1. 問題

性交渉は、良好な夫婦関係を維持するために重要である（Yamamura 2014; Elliott and Umberson 2008）。しかしながら、子育て期、とくに子どもが生まれてから間もない世帯における性交渉の役割はほとんどわかっていない（例外は、Lorenz et al. 2020）。乳幼児の子育て期は、夜間授乳や睡眠不足、職場復帰、職場での役割変化などが重なり、夫婦双方の身体的・心理的負荷が大きい。乳幼児の子育て期には、性交渉の頻度は低下する（Jawed-Wessel and Sevik, 2017）ことが知られているが、関係の維持のためには、こうした時期の性交渉も重要かもしれない。特に、日本では、結婚後 5-9 年経つと平均出生子ども数が 1 を超えていること（国立社会保障・人口問題研究所 2021）、結婚後 10 年での累積離婚率が 2 割近くなること（Raymo et al. 2004）、子どもの誕生によって夫婦関係の質が低下すること（伊藤ほか 1998）ことがわかっている。つまり、子育ての時期には、夫婦の関係が悪化しやすく、関係解消に繋がる可能性もある。しかし、この時期における、関係を維持するために重要な性交渉に関する実証的な知見は管見の限りない。以上を踏まえ、本研究は、日本社会を対象とし、子どもが生まれたばかりの世帯における性交渉の頻度と夫婦の関係満足度・幸福度の関連を明らかにする。

2. データと方法

使用するのは「子育て世帯にやさしい社会づくりに向けた全国調査」から得られたデータである。この調査は、2023 年に生まれた日本全国の子ども 3,200 人を住民基本台帳から無作為に抽出し、その親に回答を依頼し行われた。調査モードは、オンライン回答と質問紙調査を併用している。調査は 2025 年 2 月から 3 月にかけて行われた。この調査の有効回答数は 2,553 ケース（有効回収率は 53.2%）である（調査の詳細は第一報告を参照のこと）。なお、分析サンプルは、用いる変数の欠測を除いた、現在結婚している男性 935 ケース、女性 1,086 ケースである。

分析には、重回帰分析を用いる。従属変数である、幸福度と夫婦関係満足度は、0 から 10 の値をとり、値が高いほど幸せもしくは満足を感じる。さらに、夫婦関係を測る指標として、関係が安定しているか、強固であるかという変数も用いる（4 件法）。説明変数は、1 年間の性交渉の頻度であり、連続変数として用いた。統制変数には、第一子誕生ダミー、回答者の年齢、学歴、雇用形態、年収、回答者の家事参加割合、育児参加割合、配偶者の年齢、雇用形態、年収を用いた。また、性交渉の頻度が説明変数にどれほど重要なのかを明らかにするために、標準化回帰係数を算出し、回答者の家事参加割合、育児参加割合と性交渉の頻度の係数を比較する。

3. 結果

男女ともに、性交渉の頻度が多いほど、夫婦関係満足度や関連指標は高くなる。ただし、幸福度と関係の安定性については、男性のみ正の関連があり、女性においては関連がなかった。ただし、女性の幸福度と性交渉の頻度に関連がなかったのは、関連が線形ではないからかもしれない。また、標準回帰係数による比較から、大掴みにとらえると、性交渉の頻度の影響力は、家事参加の 9 割程度、育児参加の 5 割強であることが明らかとなった。日本では、子育て期の夫婦においても、関係維持のためには、性交渉もある程度重要であるといえる。ただし、出産後間もない時期に性交渉をするかには、子育てなどの時間だけでなく母体の健康状態も重要である。そのため、性交渉をすることが難しいから、していないということもあり得る。本研究では、性交渉の頻度に着目したものの、必ずしも性交渉というわけではなく、スキンシップなども幸福度や関係満足度には重要かもしれない。

本研究は JSPS 科研費 23K25587（代表：佐々木尚之）の助成を受けたものです。

キーワード：性交渉、幸福度、関係満足度

第2日目 2025年9月7日(日)

午前の部 10:00~12:40

開催校企画テーマセッション

ジェンダー・セクシュアリティ・近代家族のいまと未来 ——政治学者・人類学者・社会学者による批判的協働

司会・オーガナイザー 末盛 慶(日本福祉大学)

討論者 須長史生(昭和医科大学)

【企画趣旨】

本セッションは以下に述べる2つの問題意識を背景に組まれたものである。

1 つめは日本のジェンダー状況は国際的にみてかなり遅れをとっていることである。ジェンダーギャップ指数は先進国の中で最下位であり、東アジアの中でも低位にある。LGBTQ+やSOGIに関する理解は広がりつつあるが、セクシュアリティに関して日本は保守的な側面をもつ国でもある。

2 つめは世界情勢である。国際的な状況全体をみていけばジェンダーやセクシュアリティに関して平等化や理解が浸透する流れが見られる。その一方、米国では反DEIを主張する政権が成立しEUでは中道右派や極右政党が議席を伸ばしている。つまりジェンダーやセクシュアリティに対して逆風とも言える政治的環境が近年欧米諸国において生まれてきている。

このように困難な状況が複合的に重なる中、わたしたちは日本のジェンダーやセクシュアリティについてどのように考えていけばいいのかを本セッションでは議論する。当日の構成としては、まず日本のジェンダーとセクシュアリティの現状を代表性の高いデータ等にもとづきながら把握する。次にジェンダーおよびセクシュアリティに関する諸前提を暗黙に含む近代家族ではひとびとを包摂しえない現実について共有する。以上の検討を踏まえて、今後わたしたちは家族をどのように考えていけばいいのかについて理論的な試論を展開する。

本セッションは社会学の垣根を超え、政治学者、人類学者にも参加していただきながら日本のジェンダーやセクシュアリティについて自由に議論する。批判的な視点をもちながら未来への協働につながる機会の1つになることを目的としている。

ジェンダーとセクシュアリティの現在地 —量的調査から見る変化と不変化—

小山 泰代（国立社会保障・人口問題研究所）

近年、日本においても、ジェンダーやセクシュアリティに対する関心が高まり、それらに関する実態や日常生活に関わる場面での取り組みなどの話題も連日のように聞かれるようになった。本報告では、筆者がこれまで関わってきた量的調査の結果から、ジェンダーとセクシュアリティに関する現状を紹介し、両者を取り巻く状況と課題を提示する。

本報告でとりあげる調査のひとつ、2023年に実施した「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」（以下、「全国 SOGI 調査」）は、全国規模の無作為抽出調査で、性的指向・性自認に関する質問を含んでおり、最近の性的マイノリティの置かれている社会経済的状況や生活実態を知ることができる。この「全国 SOGI 調査」を見ると、性的マイノリティに対する理解は一定の広がりを見せてはいるものの、性的指向・性自認と、家族形成や仕事・経済状況、心身の健康との関係、また、性的指向・性自認に起因する学校でのハラスメントやいじめが成人後の生活に及ぼす長期的影響といった点などからは、性的マイノリティが受けている不平等や不利益が浮かび上がる。

他方、国立社会保障・人口問題研究所が 1993 年以来おおむね 5 年おきに実施している「全国家庭動向調査」（統計法による一般統計調査）もまた、全国規模の無作為抽出調査である。「全国家庭動向調査」は、出産・子育てや高齢者の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能において家庭・家族がどのような役割を果たしているのかを明らかにするという目的から、家庭内ケア役割の多くを担ってきた女性（有配偶女性）を主な調査対象とするが、90 年代以降の家庭機能の実態とその変動要因をとらえることができる。2022 年に実施された最新の「第 7 回全国家庭動向調査」までの複数回の調査を通してみると、家庭内における家事や育児の夫婦間での分担状況や、人々の性別役割分業や家族観に関する意識において、従来の規範が緩む方向への変化がみられる一方、依然として変わらない価値観が残っていることも分かる。

ジェンダーとセクシュアリティに関する人々の認識や理解、性的マイノリティのおかれた状況、それらを取り巻く状況は、どのように変わってきたのか、また、なにが変わっていないのか。性別役割分業や家族観に対する人々の意識は変わっているが、現状の性的マイノリティに不利な状況もいずれ解消していくのだろうか。本報告ではあらためて、それらの現在の状況を確認し、今後の社会にどうつなげていくのかを考える契機としたい。

（キーワード：ジェンダー、セクシュアリティ、性別役割分業）

「家族」から排除される女性たち
—「居場所」の人類学からの報告—

桑島 薫（名城大学）

発表者は、文化人類学（人類学）の立場から、日本社会において家族に「居場所」を失った女性たち——路上生活を余儀なくされた少女たちやDV被害女性など——の現実に向き合ってきた。本発表では、DVシェルター、保護施設、路上という三つのフィールドでの民族誌的調査から得られた、暴力と家父長制が交差する現場の経験や語りを紹介する。そして、「家族」と個人（特に女性たち）の「居場所」の問題をどのように再考できるかについて展望を示したい。

人類学は、現場での参与観察や聞き取りを通じ、そこで生きる人々の具体的な経験を掬い取る学問である。個別具体的な事象のなかに、権力関係や構造的問題が浮き彫りにされる。発表者は日本におけるDV被害者支援や女性保護の現場を長年にわたり調査しながら、暴力、家父長制、親密性といった主題を通じて、特に女性の生とその周縁化の構造を考察してきた。

米国で1980年代に始まったフェミニスト人類学は、「女性」というカテゴリーの内に存在する多様性や、普遍的なフェミニズムが成り立たないことを強調してきた。とりわけ、西洋中心主義的な主流派フェミニズムを批判してきた第三世界フェミニズムやブラック・フェミニズムの言説は、ローカルな社会を生きる女性の現実を捉える人類学の視点と響き合う。特にブラック・フェミニスト人類学者は、当初から家父長制を単なる性差別以上の構造として批判し、階級、人種、ジェンダーなどが交差するなかで家父長制が作動することを指摘してきた。

一方で、ここ数十年、英語圏のフェミニスト研究では、家父長制という概念が問題含みであるとして用いられなくなりつつあるという。日本のDV研究でも家父長制という言葉は、暴力を生む前提条件を示す常套句のように使われ、それ以上、分節化して議論されることは少ない。こうした用語を文脈において再検討する力を持つ人類学は、現在の家族研究に大きく貢献しうると考えられる。人類学研究として、家父長制が日常に潜むさまざまな抑圧や権力と交差しながら、どのような具体的な形態をとっているのかを、より丁寧に探求する必要がある。

報告の後半では、日本の都市における若年女性の「居場所支援」活動を取り上げる。親からの虐待やネグレクト、心の病、いじめ、貧困など、さまざまな理由で家や地域から居場所を失ってしまう少女たちがいる。そうした少女たちの多くは、都市の繁華街などに集まり、そこが「家族」とは異なる「居場所」となっている現実がある。彼女たちは一見、自らの意思で環境を選んでいるように見えるが、フェミニスト地理学者が指摘するとおり、実際には都市空間は家父長制、資本主義、女性抑圧の権力が交差する場である。また、居場所の確保は孤立対策として各所で進められ、支援活動の拠点は広がりを見せているが、根本的な排除の構造そのものは温存されたままである。生き延びようとする個々人の切実な経験、創造的な戦略やレジリエンスなどが社会的な場所との関係においていかに生まれているのか。こうした考察を重ねるなかで、家父長的な権力や抑圧をすり抜ける可能性や契機が見出されはしないか。本発表では、この視点を踏まえて「家族」や「居場所」の意味をともに考えたい。

（キーワード：家父長制、フェミニスト人類学、居場所）

新自由主義的資本主義経済と統治システムの転換と家族
—家族の「廃止」を目指す政治運動は何を実現しようとしているのか—

武田宏子（名古屋大学大学院法学研究科）

資本主義経済およびそれを管理する国家の統治システムと家族との関係性に関する議論は、日本内外において、長い時間をかけて積み重ねられてきたが、新型コロナパンデミックを経験し、さらに、経済状況と国際情勢が不安定化したことを受けて、現在、精力的に展開されている。政治経済学的観点からケア実践や愛／愛情を分析する議論や「社会的再生産」に関する議論が再び注目を浴びているのは、こうした動向の具体例であると言える（Bhattacharya 2017; Gotby 2023; 江原・上野編 2024）。

政治活動家であり、著述家でもある Sophie Lewis もまた、そうした論者のひとりであるが、彼女の場合、現行の新自由主義的政治経済に代替する経済と統治システムを構想し、実現するための政治プロジェクトとして、家族の「廃止」を正面から訴えている。ルイスが訴える家族の「廃止」は、Black Lives Matter 運動の知的基盤である奴隷制廃絶運動（abolitionism）の思想と経験に根差しているのみではなく、Alexandra Kollontai 以来の社会主義フェミニズムによる家族の廃止の議論をも踏まえたものである。ルイスは家族が市民を分断する装置であるという理解のもと、「人として共にあることと人びとの分離を終わらせる」ために、ブルックリン社会研究所を拠点として、人と人との関係性を紡ぎなおすためのオンライン・コースを提供している（Lewis 2022）。

ルイス自身が著書の中で整理しているように、家族の「廃止」を求める議論もまた、長い系譜を有しており、加えて、この試みの過去の事例が抑圧的な政治社会を創り出すことや人びとの親密な生活や関係性、感情を損なうことに帰結したことから、家族の「廃止」の主張はしばしば強い反対や拒絶によって退けられる。にもかかわらず、ルイスがあえて家族の「廃止」を主張するのは、このやり方以外では、現行の新自由主義型資本主義経済とその統治システムを、人びとが他者と共に良き生活を営むことが可能となる方向で転換することはできないと考えるからである。ルイスの観点からすると、新自由主義型資本主義経済とその統治システムの転換は、家族とは両立しえない。

本報告では、まず、こうしたルイスの主張の妥当性について検討を行う。家族を「廃止」しない限り、新自由主義型資本主義経済とその統治システムは転換されえないのか。家族の何が、オルターナティブな政治経済の実現を阻んでいるのか。人びとの間の関係性を紡ぎなおすことで、家族の「廃止」を求める議論の負の歴史は克服しえるのだろうか。これらの問題を、ルイスの議論のみではなく、これまでに提示された家族の「廃止」の議論を踏まえて探っていく。

その上で、本報告では、現代日本の文脈での家族の「廃止」を議論する意義について考察を行う。日本においても家族の「廃止」というアイディアは繰り返し主張され、また実践もされてきたが、現在に至るまで実効性や有効性を持つ現実的な提案として広く認識されるには至っていない。他方で、新自由主義型資本主義経済とその統治システムがもたらす弊害に関する指摘は活発になされており、代替的な政治経済への転換の必要性はルイスが活動を展開するアメリカ合衆国と同様に存在している。だとしたら、日本でも、家族の「廃止」について、より積極的に考察するべきなのだろうか。日本の文脈で家族の「廃止」を議論する際に、何が問題となるのか。この考え方が日本において広く受け入れられる余地はあるのか。これらの問題について、具体的に検討することを試みた上で、本報告では日本における政治経済体制と家族の関係のあり方の今後を探る。

Bhattacharya, T. (ed.) (2017) *Social Reproduction Theory*, Pluto Press.

江原由美子・上野千鶴子編『挑戦するフェミニズム——ネオリベリズムとグローバリゼーションを超えて』有斐閣、2024年。

Gotby, A. (2023) *They Call It Love: The Politics of Emotional Life*, Verso.

Lewis, S. (2022) *Abolish the Family: A Manifesto for Care and Liberation*, Verso.

（キーワード：新自由主義型資本主義、統治と家族、家族の「廃止」）

2 日目 2025 年 9 月 7 日
午後の部 14:00～16:30

シンポジウム
家族の「多様化」を再考する
30 年の歩みと新時代の家族社会学の想像力

司会者：平井晶子（神戸大学）・本多真隆（立教大学）・釜野さおり（早稲田大学）・山根真理（神戸大学）

【企画趣旨】

今期の研究活動委員会は、「新時代の家族と家族研究」を共通テーマに掲げて、大会シンポジウムを企画している。3 年目は、1 年目、2 年目のシンポジウム、そして日本家族社会学会の歴史と日本社会の変容を総合的に踏まえ、「多様化」というキーワードを軸に、次世代の家族研究の土台となるようなテーマを設定した。

日本家族社会学会の発足時に有力な枠組みのひとつだったのが、「家族多様化説」である。これは従来の核家族論（核家族パラダイム）を乗り越えるものとして受容された。近年の国内外の家族社会学研究においては、「多様性・多様化 diversity」が重要な用語となっている。

とはいえ、何をもって「多様化」と考えるか、また「多様化」という言葉で何を指しているのかということについては、十分な合意がとられているとはいえないのではないだろうか。たとえば 1980 年代の「多様化」論では、「共働き」や「生涯シングル」の増加は予期されているものの、経済的格差の問題はほとんど取り上げられていない。「多様化」という言葉が指す事象は幅広く、その枠組みを共有する機会がなければ、議論の相互交通がとれない場面も多くなるだろう。

本シンポジウムでは、現在は 1980 年代の「多様化」についての想像力以上に、ポスト工業化、グローバル化が進行した時代であると位置づけ、これまでの「多様化」論で必ずしも十分に取り上げられてこなかった、①女性の就業、階層と家族形成、②移民家族、③性的マイノリティと家族、の 3 報告を設定する。コメンテーターは、過去 30 年間の家族社会学の問題関心や実態としての家族変動をグローバルな視点から討論いただける識者に登壇いただく。

「多様化」という問題関心からすれば、①～③以外にも重要なテーマは考えられるが、研究活動委員会としては、これら以外のテーマも検討したうえで、今回は上記の 3 テーマに設定した。

①～③のテーマは巨視的にみれば、「第一の近代」から「第二の近代」への移行にかけて目立ちはじめたトピックであるといえる。すなわち、「第一の近代」を形づくった工業化社会においては、国民国家内の中間層の安定とともに、再生産と結びついた異性愛中心の家族秩序の規範が強固になった。しかし「第二の近代」におけるグローバル化の進行とともに、それまで一国内のなかで抑制（抑圧）されていた、階層、エスニシティ、性の多様性に関する課題を避けて通ることはできなくなった。①～③のテーマについて総括を試みるというよりは、①～③のテーマを共有し、その連動を考えながら、家族社会学が捉えるべき「多様化」や「家族」について、今後の議論を喚起しうるシンポジウムにすることが狙いである。

日本家族社会学会は、全国家族調査（NFRJ）を立ち上げつつ、近代家族論、家族多様化説を受け入れ、幅広い研究を積み重ねてきた。学会 30 年の歩みとともに進行した、これまで十分に学会で共有されていない「多様化」の実態を踏まえ、新時代の家族社会学が追求すべき「日本の家族」とは何かを考える機会としたい。

（キーワード：家族社会学、多様化、ポスト工業化）

女性の就業は家族の多様化を導く鍵となるか

木本喜美子（一橋大学名誉教授）

本報告では、女性の就業を基軸として、家族の変動方向と多様化との関連について考えたい。シンポジウムで与えられた課題はこの 30 年間の動向についてであるが、戦後日本社会の労働と家族のあり方を枠づけてきた雇用慣行との関連を位置づける必要がある。したがって高度成長期以降（1955 年～）を射程に含んで捉えたい。

1980 年代末の「家族多様化説」においては、性別役割分業型の中産階級の核家族からの離脱が想定されていたとされている。その歴史的起源は、資本主義化を先陣を切って拓いたイギリスにおけるミドルクラスにあると考えられる。その内実は経済的資源にもとづく基盤なしには成立しえなかったライフスタイルであった [Davidoff & Hall:1987=2019]。日本の歴史段階を区切り直してみれば、そのルーツはすでに戦前期に登場していた。すなわち近代家族モデルをまずもって体現したのは、戦前期日本における俸給生活者を中心とする新中間層のライフスタイルをルーツとしており、それは、専業主婦とともに女中を擁していたという点に特徴がある[清水, 2004]、[野本, 2001]。戦後日本においてこうした近代家族モデルの中核的な担い手は、大企業労働者となり、大企業のブルーカラー層も含まれるところとなった。そこでは、戦後の労働市場のもとでの「女中払底」の中、主婦自身がみずから家事・育児を担う専業主婦が高度成長期から 1980 年まで、サラリーマン世帯で増大した。「大衆近代家族」[落合, 2005] の出現である。ここには、日本的雇用慣行、すなわち終身雇用、年功賃金、企業内組合を三種の神器とする慣行が強い影響力を発揮していた。高度成長を強力にリードしたこの雇用慣行は基本的に男性のものとして設定されており、女性の就業に対しては否定的であった点が重要である [木本, 2004]。

他方、戦後段階でなお人口の多数を占めていた農民層は、直系家族を基盤とする小農経営を営んでいた。その展開をみた地方圏および非農林自営業者層が根づく地方圏や大都市圏においては、欧米からの技術・制度の移植を基点とする工業化の道とは異なる、漸進的な工業化の道を歩んでおり、在来型工業においては女性を中心的働き手とするタイプが少なくなかった。

本報告は、戦後日本社会を基礎づけた工業化における複層性 [沢井・谷本, 2016] に着眼し、女性の就業という視角から見た時、大きく異なる戦後日本のふたつの家族像をとりあげたい。その第一は「男性稼ぎ主家族」であり、第二は同時代に展開した「共稼ぎ家族」である。前者が、近代家族と見なされてきたものである。後者の事例として、報告者を研究代表者とする共同研究チームが調査研究を行ってきた織物業地域を取り上げる [木本, 2018]。そこでは、織物業に継続就業してきた女性と女性教員とを比較検討し、女性就業が家族にいかなる影響を与えてきたのかを考察する。最後に、雇用労働によらない女性就業の形として自営業をとりあげ、なかでも女性が自ら創業するパターンに注目し、女性にとっての就業の意味と家族変容との関係を考えたい。

【参考文献】

- Davidoff, L. & Hall, C., 1987=2019, 『家族の命運—イングランド中産階級の男と女 1780～1850—』名古屋大学出版会。
- 木本喜美子, 2018, 『家族・地域のなかの女性労働—共稼ぎ労働文化のもとで—』明石書店。
- 木本喜美子, 2004, 「家族と企業社会—歴史的変動過程」渡辺治編『変貌する＜企業社会＞日本』旬報社, 299-340。
- 野本京子, 2001, 「家事労働をめぐる『主婦』と『女中』」大口勇次郎編『女の社会史』山川出版社, 311-332。
- 落合恵美子, 2005, 「世界の中の戦後家族像」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座(10)戦後日本論』東京大学出版会, 161-196。
- 沢井実・谷本雅之, 2016, 『日本経済史—近世から現代まで—』有斐閣。
- 清水美知子, 2004, 『＜女中＞イメージの家庭文化史』世界思想社。

キーワード：男性稼ぎ主家族、共稼ぎ家族、日本的雇用慣行

移民家族の「これまで」と「これから」
——越境する家族の複層的リアリティとその変容——

三浦綾希子（中京大学）

「日本の家族」は必ずしも「日本人」だけで構成されているわけではない。戦前から在日朝鮮人をはじめとする旧植民地出身者など「オールドカマー」と呼ばれる人たちは日本で家族を形成してきた。また、グローバル化の進行のもと、1970 年代後半以降は「ニューカマー」と呼ばれる人々が様々な国から日本に移り住むようになり、家族とともに日本で生活をするようになった。このように、「日本の家族」のなかには、移民家族も含まれる。しかしながら、家族社会学の領域においては、こうした移民家族の状況についてこれまであまり目が向けられてこなかった。むしろ、移民家族がおかれた状況や直面する課題のなかには、日本人家族と類似したものもあるだろう。だが、移民家族であるがゆえの特徴や困難も確かに存在する。また、一口に移民家族といってもその内実は多様である。そこで、本報告では、これまで「日本の家族」の 1 つとして可視化されてこなかった移民家族の実情と、かれらが直面する課題について整理した上で、近年の移民家族の変化についてみていく。なお、本報告で扱うのは、70 年代後半以降来日した「ニューカマー」の移民家族に限定することをあらかじめ断っておく。

まず、移民家族の多様な内実を把握するために、代表的な 4 つの家族形態（①両親とも移民の家族、②国際結婚家族、③移民のひとり親家族、④トランスナショナル家族）についてその特徴を概観する。特筆すべきは、②については、1980 年代はじめに来日したフィリピンなどの東南アジア出身の女性のうち、エンターテイナーとして就労していた女性や農村花嫁として来日した女性が日本人男性と結婚し、家族を形成するパターンが多くみられたという点である。また、④のトランスナショナル家族とは、国境を越えて家族成員が愛情や義務で結ばれている家族を指す（Parreñas 2005）。子どもを出身国に残して親だけが日本に居住しているパターンや、片方の親と子どもが外国に暮らし片方の親が日本に居住するなどのパターンがある。

移民家族が直面する課題は上記の家族形態によっても異なるが、本報告では、夫婦間の関係、親子間の関係、拡大家族との関係の三つの観点から検討を行う。国際結婚家族については夫婦間の権力関係の非対称性が指摘されてきた。これは親子間の関係にも影響を及ぼし、日本人父が移民母の文化を蔑むことにより、子どもも母親の文化を否定することが起こりうる。また、子どもが日本生まれや幼いときから日本に居住している場合、子どものほうが親よりも日本語習得がはやいため、子どもが役所や病院での通訳を行い、ヤングケアラーになることがある。結果、親が移住先の生活で子どもに依存することによって親の権威が失われ、親と子の「役割逆転」（Portes and Rumbaut 2001）が起こる場合もある。さらに、出身地や日本に暮らす拡大家族は、子育てにおいて重要な資源になると同時に様々な葛藤を生み出す存在にもなることを移民家族の事例に即してみていく。

最後に、近年の移民家族の変化として指摘しておきたいのは、日本で育った第二世代が家族形成をはじめという点（三浦 2025）と第一世代の高齢化が進んでいるという点（清水ほか 2021）である。第二世代による子育て、第一世代の介護という問題を中心に移民家族の今後についても検討を行う。

参考文献

- 三浦綾希子（2025）「子育てをする移民第二世代—移民集住地区で育った南米系移民を対象に」『移民研究年報』31: 33-47.
- Parreñas, R. S. (2005) *Children of Global Migration: Transnational Families and Gendered Woes*. Stanford: Stanford University Press.
- Portes, A. and Rumbaut, R.G. (2001) *Legacies —The Story of the Immigrant Second Generation*, Berkeley: University of California Press.
- 清水睦美・児島明・角替弘規・額賀美紗子・三浦綾希子・坪田光平（2021）『日本社会の移民第二世代—エスニシティ間比較でとらえる「ニューカマー」の子どもたちの今』明石書店.

（キーワード：移民、国際結婚、トランスナショナリズム）

「家族の多様化」論における性的マイノリティの包摂と周縁化

杉浦郁子（立教大学）

本報告は、「家族の『多様化』を再考する」というシンポジウムの問題設定を受け、「家族の多様化」という枠組みにおいて性的マイノリティの実践を捉えることの限界を整理するとともに、それとは異なる家族社会的アプローチの可能性について検討するものである。

1980 年代までの日本の家族社会学は、「シスジェンダーの男女が恋愛感情を共有し、1 対 1 の関係を築いたうえで、そのなかでのみ性交や生殖を行う」という規範を体現した「ヘテロノーマティブな家族」を中心に据えてきた。このことは、性的マイノリティを家族の「外部」にいる者として周縁化することと表裏一体だった。

1990 年代の「家族の多様化」論は、この構図に抗する議論として位置づけられる。そこでは、性的マイノリティによる、ヘテロノーマティブな家族とは異なる関係性や実践が、「多様な家族」の一形態として捉えられた。それは、「家族」という概念の再編のみならず、家族社会学そのものの再考をうながす契機となった（木戸 2000）。

また、「家族の多様化」論は、家族の変容を駆動する要因として「個人化」という視点を内包していた（野辺・片岡 2021）。それは、人々が家族関係を「選択できるもの」と認識するようになったことに着目し、その意識の変化を肯定的に捉え直す政治性を帯びた議論だった（久保田 2009）。こうした議論を象徴する概念に「選び取る家族」がある。性的マイノリティは、「与えられた家族」から得られない支えを、同性パートナーや友人ネットワーク、コミュニティのなかで築き、それを「家族」として認識していた（釜野 2008）。「家族の多様化」論がこうした実践に光を当てたことは、性的マイノリティ研究の進展にとっても重要だった。

しかし、「多様化」という枠組みで性的マイノリティの実践を捉えることには、いくつかの問題がある。日本における性的マイノリティの「家族」研究の動向をまとめた三部倫子は、「異性愛家族とは異なるものとしてのセクシュアル・マイノリティの多様性の強調は、前者を不変の実態であるかのように固定化してしまう危険性も孕んでいる」（三部 2016: 77）と指摘する。また、「多様化」論では、近代家族のイメージである「愛情」や「ケア」が、多様な関係性や実践を「家族」として位置づける際の参照枠となっている。性的マイノリティによる実践も、近代家族との類似性において「家族」に組み込まれることになる。ここには、従来の家族モデルへと回収される暴力性、さらには中心的モデルの維持に加担する危険が潜在している。

性的マイノリティの家族を単に研究対象として包摂するだけでは、家族社会学が内包する構造的偏りを問い直すには不十分である。「家族の多様化」論において、性的マイノリティの実践を周縁化するロジックが潜んでいる点を、改めて問う必要がある。加えて「多様化」論には、家族というヘテロノーマティブな装置が生み出す排除や差別の問題を十分に扱いきれていない、という限界がある。こうした課題に家族社会学がいかに対応しうるのか、また、性の多様性の視座から「多様化」論とは異なる道筋を拓いていけるのか。本報告で検討したい。

【文献】

釜野さおり 2008 「レズビアン家族とゲイ家族から『従来の家族』を問う可能性を探る」『家族社会学研究』20(1): 16-27

木戸功 2000 「家族社会学における『多様性』問題と構築主義」『家族社会学研究』12(1): 43-54

久保田裕之 2009 「『家族の多様化』論再考——家族概念の分節化を通じて」『家族社会学研究』21(1): 78-90

野辺陽子・片岡佳美 2021 「〈家族の多様化〉と〈子どもの福祉〉は両立するか——特集への招待」『家族社会学研究』33(1): 21-27

三部倫子 2016 「日本におけるセクシュアル・マイノリティの『家族』研究の動向——2009 年以降の文献と実践家向けの資料を中心に」『家族研究年報』41: 77-93

キーワード：家族の多様化、ヘテロノーマティビティ、性の多様性